

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部活動

- | | |
|------------------------------|----------|
| 1 県の活動体制 | (風-3-4) |
| 2 市町村の活動体制 | (風-3-15) |
| 3 指定行政機関等の活動体制 | (風-3-15) |
| 4 県災害対策本部等と国、市町村及び防災関係機関との連携 | (風-3-15) |
| 5 市町村支援 | (風-3-16) |
| 6 災害救助法の適用手続等 | (風-3-16) |

第2節 情報収集・伝達体制

- | | |
|-------------------------|----------|
| 1 通信体制 | (風-3-21) |
| 2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備 | (風-3-24) |
| 3 被害情報等収集・報告 | (風-3-36) |
| 4 災害時の広報 | (風-3-41) |

第3節 水防計画

- | | |
|------------------|----------|
| 1 水防の目的 | (風-3-43) |
| 2 水防の責任 | (風-3-43) |
| 3 津波における留意事項 | (風-3-43) |
| 4 安全配慮 | (風-3-43) |
| 5 水防本部の組織 | (風-3-44) |
| 6 水防本部の配備体制と活動内容 | (風-3-46) |
| 7 水防配備指令伝達系統 | (風-3-49) |
| 8 水防配備の解除 | (風-3-50) |

第4節 避難計画

- | | |
|-------------|----------|
| 1 計画方針 | (風-3-51) |
| 2 実施機関 | (風-3-51) |
| 3 避難の指示等 | (風-3-51) |
| 4 避難誘導等 | (風-3-53) |
| 5 避難所の開設・運営 | (風-3-54) |
| 6 安否情報の提供 | (風-3-55) |

第5節 要配慮者等の安全確保対策

- | | |
|-------------------|----------|
| 1 避難誘導等 | (風-3-56) |
| 2 避難所の設置、要配慮者への対応 | (風-3-56) |
| 3 福祉避難所の設置 | (風-3-57) |
| 4 避難所から福祉避難所への移送 | (風-3-57) |
| 5 被災した要配慮者等の生活の確保 | (風-3-57) |

第6節 消防・救助救急・医療救護活動

- | | |
|-------------|----------|
| 1 救助・救急 | (風-3-58) |
| 2 水防活動 | (風-3-59) |
| 3 危険物等の対策 | (風-3-59) |
| 4 医療救護 | (風-3-62) |
| 5 航空機の運用調整等 | (風-3-70) |

第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

- | | |
|------------|----------|
| 1 災害警備計画 | (風－3－71) |
| 2 交通対策計画 | (風－3－72) |
| 3 在港船舶対策計画 | (風－3－76) |
| 4 緊急輸送 | (風－3－78) |

第8節 救援物資供給活動

- | | |
|-------------------|----------|
| 1 応急給水 | (風－3－81) |
| 2 食料・生活必需物資等の供給体制 | (風－3－83) |
| 3 燃料の調達 | (風－3－86) |
| 4 電源車の配備 | (風－3－86) |

第9節 広域応援の要請及び県外支援

- | | |
|-----------------------|----------|
| 1 国等に対する応援要請 | (風－3－87) |
| 2 他都道府県等に対する応援要請 | (風－3－87) |
| 3 千葉県大規模災害時応援受援計画 | (風－3－88) |
| 4 県の市町村への応援 | (風－3－91) |
| 5 県による応急措置の代行 | (風－3－91) |
| 6 市町村間の相互応援 | (風－3－91) |
| 7 市町村の受援体制の整備 | (風－3－92) |
| 8 消防機関の応援 | (風－3－92) |
| 9 國土交通省所管の公共施設に係る相互応援 | (風－3－92) |
| 10 水道事業体等の相互応援 | (風－3－92) |
| 11 下水道施設に係る災害時支援 | (風－3－93) |
| 12 資料の提供及び交換 | (風－3－93) |
| 13 経費の負担 | (風－3－93) |
| 14 民間団体等との協定等の締結 | (風－3－93) |
| 15 海外からの支援受入れ | (風－3－93) |
| 16 県外被災県等への支援 | (風－3－93) |
| 17 広域避難 | (風－3－94) |
| 18 広域一時滞在 | (風－3－95) |

第10節 自衛隊への災害派遣要請

- | | |
|------------------|-----------|
| 1 災害派遣の要請 | (風－3－96) |
| 2 災害派遣の方法 | (風－3－96) |
| 3 災害派遣要請の手続等 | (風－3－97) |
| 4 知事への災害派遣の要請の要求 | (風－3－98) |
| 5 自衛隊との連絡 | (風－3－98) |
| 6 災害派遣部隊の受入体制 | (風－3－99) |
| 7 災害派遣部隊の撤収要請 | (風－3－100) |
| 8 経費負担区分 | (風－3－100) |
| 9 自衛隊の即応態勢 | (風－3－100) |

第11節 学校等の安全対策・文化財の保護

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1 防災体制の確立 | (風－3－101) |
| 2 学用品の調達及び支給 | (風－3－102) |
| 3 授業料等の減免・育英補助の措置 | (風－3－103) |
| 4 学校給食の実施 | (風－3－103) |
| 5 文化財の応急対策 | (風－3－103) |

第12節 帰宅困難者等対策

- | | |
|------------------------|-----------|
| 1 一斉帰宅抑制の呼びかけ | (風－3－104) |
| 2 企業、学校など関係機関における施設内待機 | (風－3－104) |
| 3 大規模集客施設や駅等における利用者保護 | (風－3－104) |
| 4 帰宅困難者等への情報提供 | (風－3－104) |
| 5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導 | (風－3－104) |

第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

- | | |
|--------------|-----------|
| 1 保健活動 | (風－3－105) |
| 2 飲料水の安全確保 | (風－3－105) |
| 3 防疫 | (風－3－105) |
| 4 死体の搜索処理等 | (風－3－107) |
| 5 動物対策 | (風－3－109) |
| 6 清掃及び障害物の除去 | (風－3－109) |

第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1 応急仮設住宅の供与等 | (風－3－112) |
| 2 被災宅地危険度判定支援体制の整備 | (風－3－113) |
| 3 罹災証明書の交付体制の確立 | (風－3－113) |

第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧

- | | |
|---------|-----------|
| 1 水道施設 | (風－3－115) |
| 2 電気施設 | (風－3－116) |
| 3 下水道施設 | (風－3－119) |
| 4 ガス施設 | (風－3－120) |
| 5 通信施設 | (風－3－126) |
| 6 放送機関 | (風－3－129) |
| 7 工業用水道 | (風－3－129) |

第16節 ボランティアの協力

- | | |
|------------------------------|-----------|
| 1 災害ボランティアセンターの設置 | (風－3－130) |
| 2 ボランティアの活動分野 | (風－3－131) |
| 3 ボランティアとして協力を求める個人、団体 | (風－3－131) |
| 4 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ | (風－3－131) |
| 5 災害時におけるボランティアの登録、派遣 | (風－3－132) |
| 6 ボランティア受入体制 | (風－3－133) |
| 7 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等 | (風－3－133) |
| 8 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画 | (風－3－134) |

第1節 災害対策本部活動

災害が発生した場合、人的被害にとどまらず、家屋の倒壊や流失、火災、がけ崩れの発生、道路・橋梁の破損、さらには生活関連施設の機能障害などの被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、県、市町村及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期すことを目的とする。

1 県の活動体制（防災危機管理部）

県は、風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は本計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する災害応急対策の実施を助け、かつ総合調整を行う。

その際、全職員は、以下のプロアクティブ原則を基本理念とし、危機意識を共有して、行動するものとする。

- ・疑わしいときは行動せよ
- ・最悪事態を想定して行動せよ
- ・空振りは許されるが見逃しは許されない

上記の責務を遂行するため必要がある場合は、千葉県災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

また、国において緊急災害対策本部等を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進めるものとする。

県本部の組織及び運営は、「災害対策基本法」、「千葉県災害対策本部条例」及び「千葉県災害対策本部要綱」の定めるところによる。

なお、災害に対して迅速かつ円滑な対応を図ることができるよう作成した「千葉県災害発生時の応急対応マニュアル」により、各職員がその内容を熟知するとともに、訓練等により検証し改善を行っていくこととする。

（1）災害対策本部設置前の初動対応

ア 情報収集体制

気象庁が大雨・暴風・高潮・洪水・大雪・暴風雪警報の1以上を県内に発表したとき、又は、深夜から明け方に前記の警報の発表が予想され、防災危機管理部長が必要と認めたとき、その他、被害の発生が予想される場合で、防災危機管理部長が必要と認めたときは、防災対策課、関係部局及び発表市町村を所管する地域振興事務所は、次の措置を講ずる。

（ア）気象に関する情報の収集及び伝達

（イ）被害情報の把握及び報告

イ 災害即応体制

（ア）県内に土砂災害警戒情報又は氾濫危険情報、若しくは「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されたとき、又は、気象警報（波浪を除く。）が発表され、かつ、県が台風の暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率が70%以上）とき、又は、深夜から明け方に前記の情報の発表が予想され、防災危機管理部長が必要と認めたとき、その他、大きな被害の発生が予想される場合で、防災危機管理部長が必要と認めたときは、関係部局及び関係出先機関は、情報収集体制を強化する。

（イ）あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。

（ウ）防災対策課長は、被害状況の把握のため、防災関係機関から連絡員の派遣を得て、ヘリコプターによる上空からの確認等について調整する。

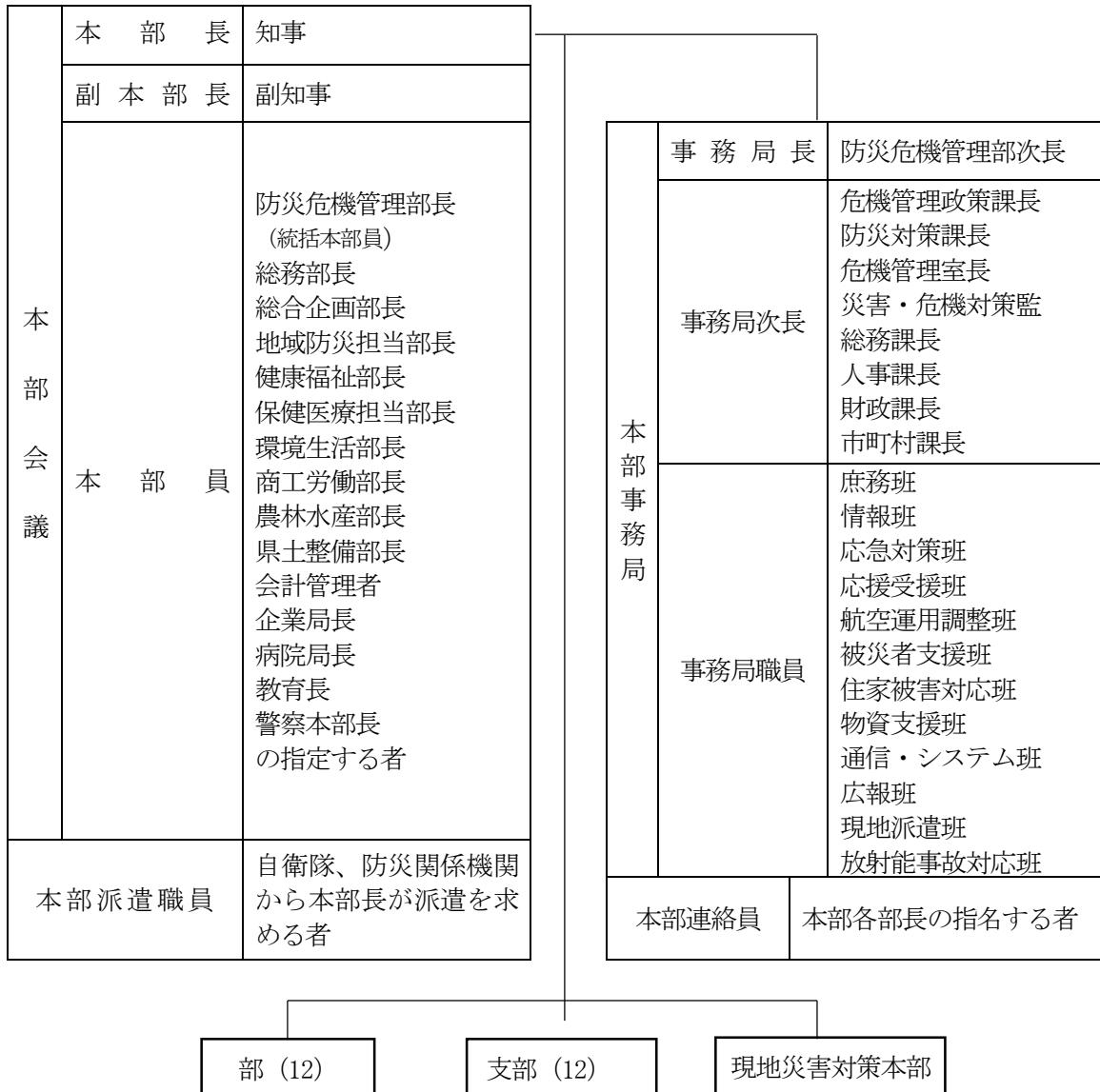
- ウ 防災対策課長は、被害状況をとりまとめ、速やかに防災危機管理部長を経由して知事に報告する。また、必要に応じ、国の機関、その他防災関係機関に同様の報告又は通報を行う。
- エ 上記アからウについては、夜間、休日等の時間外においても同様とする。

(2) 県災害対策本部

千葉県災害対策本部の組織及び編成は「千葉県災害対策本部条例」及び「千葉県災害対策本部要綱」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

ア 組織編成

【本 部】



【部及び支部の構成】

部	支 部
総務部	千葉支部
総合企画部	東京支部
健康福祉部	葛南支部
環境生活部	東葛飾支部
商工労働部	印旛支部
農林水産部	香取支部
県土整備部	海匝支部
出納部	山武支部
企業部	長生支部
病院部	夷隅支部
教育部	安房支部
警察察部	君津支部

<資料編1-8 千葉県災害対策本部条例>

<資料編1-9 千葉県災害対策本部要綱>

(ア) 本部会議

- a 本部長は、県の災害対策を推進するため、本部室において、本部長、副本部長、本部員で構成する本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策等に関する重要事項について審議決定する。
- b 本部長は、上記aの審議決定にあたり、必要に応じて防災関係機関に対して本部派遣職員の派遣を要請し、意見等を求めるものとする。

(イ) 本部事務局

- a 事務局長は、防災危機管理部次長をもって充てる。
- b 事務局次長は、危機管理政策課長、防災対策課長、危機管理室長、災害・危機対策監、総務課長、人事課長、財政課長及び市町村課長をもって充てる。
- c 本部連絡員及び事務局職員は、各部長が指名し、本部事務局に勤務する。
- d 事務局の事務分掌等

事務局の事務を庶務班、情報班、応急対策班、応援受援班、航空運用調整班、被災者支援班、住家被害対策班、物資支援班、通信・システム班、広報班、現地派遣班、放射能事故対応班の12班に分け、各班の班長は、事務局長が指名する。班員は、石油コンビナート災害などの複合災害に対応するため、石油コンビナート等防災本部事務局等との兼務ができるだけ避け、いかなる災害が同時多発的に発生した場合でも、迅速かつ機動的な応急対応が実行できるよう体制の強化を図る。

本部事務局の分掌事務は、「千葉県災害対策本部要綱」の別表第四のとおりとする。

なお、災害対策本部事務局の運営に当たっては、「千葉県災害発生時の応急対応マニュアル」によるものとする。

(ウ) 本部派遣職員

本部派遣職員は、本部会議及び本部事務局との連絡調整にあたる。

(エ) 部

- a 部は、部長、副部長、班長及び班員をもって構成し、部が所掌する分掌事務を遂行する。
- b 部及び班の分掌事務は、「千葉県災害対策本部要綱」の別表第三のとおりとする。

(オ) 災害対策本部支部

- a 支部は、支部長、副支部長、班長、支部連絡員、情報連絡員、各班連絡員及び班員をもって構成し、支部が所掌する分掌事務を遂行する。
- b 支部長は、地域振興事務所長及び東京事務所長をもって充てる。

- c 支部の分掌事務は、「千葉県災害対策本部要綱」の別表第六を基準とし、また運営については本部の運営方法を基準とし、かつ地域の実情等を勘案してあらかじめ支部長が定めておくものとする。

(カ) 現地災害対策本部

現地災害対策本部は、現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長及び現地災害対策本部職員をもって構成し、災害の現地において、本部との連絡を保ちつつ、支部からの情報に基づいて急を要する対策を実施する。

現地災害対策本部長は、本部の副本部長、本部員、支部長又はその他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

イ 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

現地本部は、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

現地本部の組織編成、所掌事務及び設置場所は次のとおりとする。

(ア) 組織編成

- a 現地本部長は、県災害対策本部の副本部長、本部員、支部長又はその他の職員のうちから県災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
- b 現地本部員は、県災害対策本部員の本部員、支部長又はその他の職員のうちから県災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

(イ) 所掌事務

- a 被害状況、応急対策実施状況の情報収集及び分析
- b 市町村、関係機関との連絡調整
- c 自衛隊の災害派遣について意見具申
- d 本部長の指示による応急対策の推進
- e その他緊急を要する応急対策の実施

(ウ) 設置場所

現地本部の設置場所は、災害現地又は市町村庁舎等とする。

ウ 県災害対策本部の設置又は廃止とその基準

知事は、災害応急対策を推進するため、次の基準により災害対策本部を設置する。

また、県災害対策本部を設置した後において、県の地域について災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため、県災害対策本部を設置しておく必要がないと認めたときは、県災害対策本部を廃止する。

- 1 県内で以下の気象等の特別警報が発表されたとき（波浪を除く。）（自動設置）。
 - (1) 大雨特別警報
 - (2) 暴風特別警報
 - (3) 暴風雪特別警報
 - (4) 大雪特別警報
 - (5) 高潮特別警報
- 2 以下の（1）から（3）のいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、知事が必要と認めたとき。
 - (1) 本県の一部が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき
 - (2) 特に大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
 - (3) 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき
- 3 本県の全域が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき。（※）
※本県の区域が暴風域に入るまでに設置するものとする。

エ 県災害対策本部設置又は廃止の通報及び発表

知事は、県災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を国（総務省消防庁長官）及び市町村長に通報するほか、次に掲げる者のうち必要と認める者に通報する。

また、知事は、県災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。

(ア) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(イ) 防災担当大臣（防災担当大臣がおかれていない場合に合っては、内閣官房長官）、厚生労働大臣及び国土交通大臣

(ウ) 隣接都県知事

(エ) 「九都県市災害時相互応援等に関する協定」に基づく「応援調整都県市」等

(オ) 「震災時等の相互応援に関する協定」に基づく「応援拠点都県」及び「関東地方知事会」等

(カ) 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく「幹事都県・副幹事都県」及び「全国知事会」等

オ 各組織の連絡方法

(ア) 本部長の命令あるいは本部会議で決定した事項は、本部事務局長が本部連絡員を通じて各部及び各班に連絡するものとする。

(イ) 各部及び各班で収集した情報又は、実施した対策等のうち、本部長あるいは他の各部及び各班が承知しておく必要がある事項は、本部連絡員を通じて速やかに本部事務局長に報告するものとする。

(ウ) 上記(イ)により報告を受けた本部事務局長は、速やかにこれを本部長に報告するとともに、本部連絡員を通じて各部及び各班に伝達するものとする。

(エ) 上記(ア)～(ウ)の規定は支部において準用する。

カ 関係機関に対する要請等

本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請し、又は本部と当該機関との連絡のための職員の派遣を要請するものとする。

キ 県本部の設置場所

県本部は、原則として県中庁舎6階防災危機管理センターに、被災状況によりその機能が維持できない場合は本庁舎5階大会議室に設置する。

また、政府現地対策本部等が設置される場合、本庁舎5階大会議室に設置する。

なお、県庁舎及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、次に掲げる順位により地域振興事務所を設置場所として選定するが、知事の判断により、状況に応じて、その他県有施設等に変更することができる。

第1位 印旛地域振興事務所

第2位 長生地域振興事務所

第3位 東葛飾地域振興事務所

(3) 県応急対策本部

ア 設置又は廃止とその基準

防災危機管理部長は、災害対策本部設置基準を満たさない場合で、応急対策を実施する上で必要と認めるときは、応急対策本部を設置する。

なお、応急対策本部設置後、災害対策本部設置基準を満たす場合には、「災害対策本部（本部長 知事：災害対策本部第1配備から第3配備）」に移行する。

また、防災危機管理部長は、応急対策本部を設置した後において、県内において災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため、応急対策本部を設置する必要がないと認めたときは廃止する。

イ 組織及び編成は、「千葉県応急対策本部設置要綱」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

<資料編1-10 千葉県応急対策本部設置要綱>

【千葉県応急対策本部組織（風水害等）】



(4) 職員の配備

ア 初動体制の確立

本府各部局（各課）及び出先機関の長は、常に気象状況等に注意し、災害の発生するおそれがあることを察知した場合、又は災害が発生した場合は、迅速に対処できるよう準備を整えておくものとする。

配備体制の基準は次のとおりとし、本府各部局（各課）及び出先機関の長は、年度当初に職員の配備計画を立てて所属職員に徹底しておくものとする。また、発生直後の災害情報の収集や災害対策の調整を行うため、県庁及びその周辺に常時防災担当者が待機し、迅速な初動体制の確立に努める。

イ 配備基準

風水害に対処する県本部設置前の配備は、災害の状況等により次のとおりとする。

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
情報収集体制	<p>1 県内で以下の気象等の警報が発表されたとき（自動配備）。</p> <p>(1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 暴風警報 (4) 暴風雪警報 (5) 大雪警報 (6) 高潮警報</p> <p>2 深夜から明け方に上記の警報の発表が予想され、防災危機管理部長が必要と認めたとき。</p> <p>3 その他、被害の発生が予想され、防災危機管理部長が必要と認めたとき。</p>	災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行いうる体制とし、その要員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	<p>【本庁】 防災対策課（※4）</p> <p>【出先機関】 発表市町村を所管する地域振興事務所</p>
災害即応体制	<p>1 県内に土砂災害警戒情報、氾濫危険情報又は「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されたとき（自動配備）。</p> <p>2 気象警報（波浪を除く。）が発表され、かつ、県が台風の暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率が70%以上）とき（自動配備）。</p> <p>3 深夜から明け方に1又は2の情報の発表が予想され、防災危機管理部長が必要と認めたとき。</p> <p>4 その他、大きな被害の発生が予想され、防災危機管理部長が必要と認めたとき。</p>	<p>情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。なお、部局間の情報交換を行うため、「災害即応連絡会議」を開催する。</p> <p>この場合、地域振興事務所等から対象市町村に対して情報連絡員を派遣する。</p> <p>この際、必要に応じ本庁から情報連絡員を追加派遣する。</p>	<p>情報収集体制に加え</p> <p>【本庁】（※3）</p> <p>危機管理政策課 消防課 産業保安課 秘書課 総務課 管財課 学事課 政策企画課 報道広報課 水政課 交通計画課 健康福祉政策課 健康福祉指導課 疾病対策課 児童家庭課 高齢者福祉課 障害福祉事業課 医療整備課 環境政策課 循環型社会推進課 廃棄物指導課 ヤード・残土対策課 経済政策課 農林水産政策課 団体指導課 耕地課 担い手支援課 森林課 水産課 漁港課 県土整備政策課 道路計画課 道路整備課 道路環境課 河川整備課 河川環境課 都市計画課 港湾課 市街地整備課 公園緑地課 下水道課 住宅課 企業局のうち局長が指定する課 病院局経営管理課 教育庁のうち教育長が指定する課</p> <p>【出先機関】（※3）</p> <p>地域振興事務所 保健所（健康福祉センター） 農業事務所 林業事務所 水産事務所 水産情報通信センター 漁港事務所 土木事務所 港湾事務所 北千葉道路建設事務所 一宮川改修事務所 ダム管理事務所 区画整理事務所 下水道事務所 企業局のうち局長が指定する出先機関 教育庁のうち教育長が指定する出先機関 そのほかの機関は、地域の実情に応じて</p>

※配備の特例措置

- 1 配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。
- 2 知事は、災害の発生が局地的である場合で、かつ、一部の地域において出先機関の活動の必要が認められないとき、又は活動の必要がなくなったと認められるときは、出先機関の長の意見を聴いて当該出先機関の配備を指令しないこと、又は配備を解くことができる。
- 3 本庁の一部の課及び出先機関においては、土砂災害警戒情報又は氾濫危険情報が発表された場合は、発表市町村を所管する出先機関のみ配備する。
- 4 その他、各部局の基準と判断で必要な災害対応業務を実施するものとし、その詳細は資料編「震度4、気象警報等における災害対応機関一覧」に掲げるとおり。

※議会事務局には、連絡のみ行う。

(注) 1 企業局、病院局、教育庁の配備を要する課等の把握は、それぞれ次の主務課において行う。

企業局：管理部総務企画課、病院局：経営管理課、教育庁：教育振興部保健体育課

2 各出先機関について、知事は被害状況に応じて近接の地域振興事務所管内に応援のための配備を求めることができる。

ウ 災害対策本部設置後の配備

風水害に対処する県本部設置後の配備は、災害の状況等により次のとおりとする。

配備種別	配備基準	配備内容	配備をする課等
災害対策 本部 第1配備	<p>1 県内で以下の気象等の特別警報が発表されたとき（波浪を除く。）（自動配備）。</p> <p>(1) 大雨特別警報 (2) 暴風特別警報 (3) 暴風雪特別警報 (4) 大雪特別警報 (5) 高潮特別警報</p> <p>2 以下の(1)から(3)のいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、本部長が必要と認めたとき。</p> <p>(1) 本県の一部が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき (2) 特に大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき (3) 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき</p> <p>3 本県の全域が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき。 (※) ※本県の区域が暴風域に入るまでに配備するものとする。</p>	<p>情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行いうる体制とし、その要員は所掌業務等を勘案してあらかじめ、各部長又は支部長が定める。</p> <p>この場合、支部等から対象市町村に對して情報連絡員を派遣する。</p>	本部及び支部を構成するすべての県の機関
災害対策 本部 第2配備	<p>以下の(1)から(3)のいずれかに該当する場合で、本部長が必要と認めたとき。</p> <p>(1) 県下広範囲にわたる災害が発生したとき (2) 局地的災害であっても被害が甚大であるとき (3) 大規模の災害発生を免れないと予想されるとき</p>	<p>災害対策本部第1配備体制を強化し対処する体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各部長又は支部長が定める。</p> <p>この場合、支部等から対象市町村に對して情報連絡員を派遣する。</p>	本部及び支部を構成するすべての県の機関

災害対策 本部 第3配備	<p>以下の（1）から（3）のいずれかに該当する場合で、本部長が、県の全組織を挙げて災害対応が必要と認めたとき。</p> <p>（1）県下広範囲にわたる災害が発生したとき （2）局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき （3）大規模の災害発生を免れないと予想されるとき</p>	<p>県の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。</p> <p>この場合、支部等から対象市町村に對して情報連絡員を派遣する。</p>	本部及び支部を構成するすべての県の機関
--------------------	--	--	---------------------

※配備の特例措置

- 1 配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。
- 2 知事は、災害の発生が局地的である場合で、かつ、一部の地域において出先機関の活動の必要が認められないとき、又は活動の必要がなくなったと認められるときは、出先機関の長の意見を聴いて当該出先機関の配備を指令しないこと、又は配備を解くことができる。
- 3 部長又は支部長は、災害の態様等により、その所掌する災害応急対策を講ずる上で支障がないと認められるときは、本部事務局長と協議の上、本部長の承認を得て、当該部又は支部の配備内容を変更し、又は配備を解くことができる。

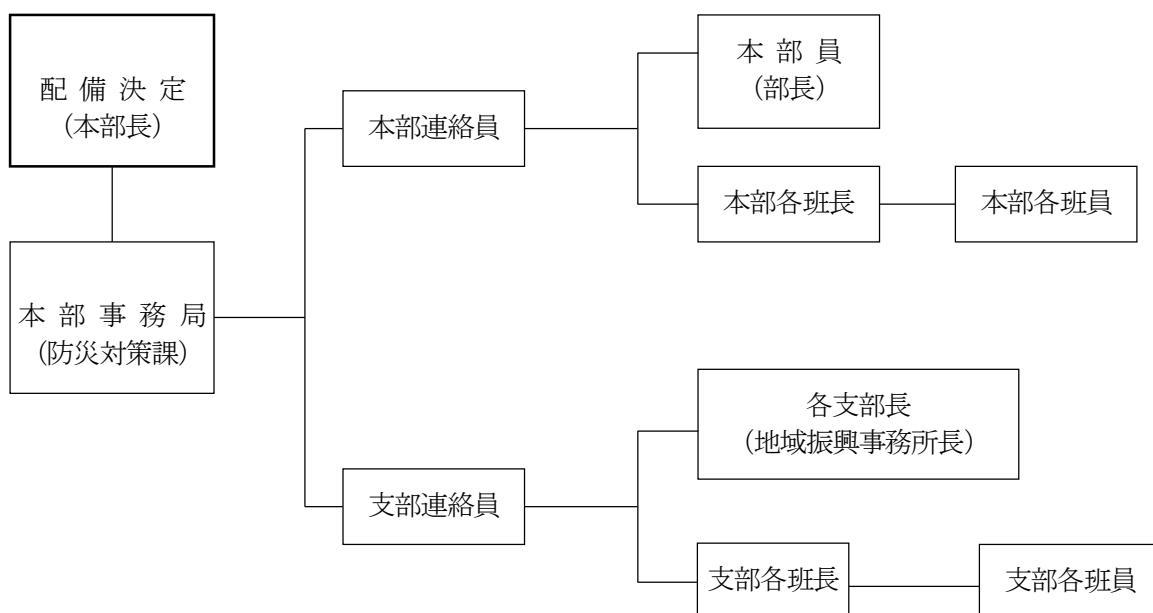
(5) 職員の動員

ア 動員体制の確立

部長及び支部長は、それぞれの部又は支部内各班の動員系統、連絡の方法等をあらかじめ実状に即した方法により具体的に定めておくものとする。

イ 動員の系統

職員の動員は、次の系統で伝達する。



ウ 動員の伝達方法

知事(本部長)の配備決定に基づく本部事務局(防災対策課)からの職員の配備指令の伝達は、原則として次の方法によるものとする。

(ア) 勤務時間内

庁内放送、防災行政無線電話、職員参集メール

(イ) 勤務時間外

電話又は職員参集メール

(ウ) 配備指令の伝達結果の報告

配備に係る職員への連絡を担当する職員は、配備体制連絡の結果を防災対策課長に、災害対策本部設置後は、事務局長に行うこととする。

エ 職員参集等

(ア) 初動対応職員

休日夜間等勤務時間外において災害対策本部を設置するような災害時に初動体制等を早期に確立するため、所属長は年度当初に勤務地又は指定された所属に必ず登庁する職員を指定するものとする。

初動対応職員は以下のとおりとする。

災害対策本部：本部員、部長、副部長、本部連絡員

災害対策本部支部：支部長、副支部長、班長又は所属長、支部連絡員、情報連絡員、各班連絡員

災害対策本部事務局：災害対策本部事務局職員

その他：災害即応体制に指定されている職員

注1) 本部事務局職員、本部連絡員は本部の活動体制を早期に確立するため、原則として県庁から4km圏内、特に事情がある場合には8km圏内に居住する職員をもって充てる。

注2) 支部連絡員及び情報連絡員は、支部の活動体制を早期に確立するため、可能な限り勤務地から4km圏内に居住する職員をもって充てるよう配慮する。

(イ) 臨時参集職員

原則として勤務地へ登庁するものとするが、道路の損壊や交通手段の途絶により、勤務地に速やかに登庁することが困難である場合は、県庁又は最寄りの地域振興事務所に参集するものとし、年度当初において所属長へ当該参集機関を申告する。

なお、勤務地以外に参集した職員は、本庁においては本部事務局長、出先機関においては参集先の機関の長の指揮命令のもとで災害対応を行う。

(ウ) 自主登庁又は自主参集

本部及び支部を構成するすべての機関の職員は、災害の発生により電話等による伝達が不可能な場合、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害が著しく本部設置(災害対策本部第1配備以上)の参集基準に該当すると判断される場合は、自主登庁及び自主参集するものとする。

(エ) 各部局の措置

県各部局は、災害時の活動体制の充実を図るために必要がある場合は、独自の参集方法を別途定めることができる。

オ 対応長期化に備えた体制

災害対応の長期化に備えて、災害対応従事者の健康を確保するため、ローテーション管理や物資・資機材の確保に努める。

2 市町村の活動体制（市町村）

（1）責務

市町村は、災害時において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、災害応急対策を実施する。

（2）活動体制

ア 組織、配備体制

市町村は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておく。

その際、県、市町村一体となった体制がとれるよう、県地域防災計画に定める配備基準、配備内容等と十分整合を図る。

イ 災害救助法が適用された場合の体制

災害救助法が適用された場合は、救助実施市は、災害救助法に基づく救助事務を実施し、救助実施市以外の市町村は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施又は知事が行う救助を補助する。

ウ 市町村間での応援体制

県下全市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、迅速・円滑に応援が行えるよう、体制を整備する。

＜資料編1－12 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定＞

3 指定行政機関等の活動体制

（1）責務

ア 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県、市町村及び他の防災関係機関の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講じる。

イ 防災上重要な施設の管理者

県の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び市町村の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

（2）活動体制

ア 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等はそれぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及び服務の規準を定めておく。

イ 職員派遣

県災害対策本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るために、必要があると認めるときは、指定地方公共機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

4 県災害対策本部等と国、市町村及び防災関係機関との連携（防災危機管理部）

（1）政府現地対策本部

県は国が本県に現地対策本部を設置することを決定した場合は、県庁に受け入れる。その際、受入場所は本庁舎5階大会議室とする。

（2）内閣府等リエゾン

県は、（1）によらず、内閣府等からリエゾンが派遣された場合は県庁に受け入れる。その際、

受入場所は中庁舎6階防災危機管理センターとする。

(3) 災害対策本部会議等における情報共有

県は、災害の状況に応じ、県災害対策本部会議に指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び関係市町村の職員の出席を求め、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行う。

また、実務者レベルでの関係機関連絡会議等を開催し、情報共有や対応方針の調整等を行う。

(4) 現地関係機関に係る連絡調整

県又は市町村は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

(5) その他

国において緊急災害対策本部等を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進めるものとする。

5 市町村支援（防災危機管理部）

(1) 情報連絡員の派遣について

県は、災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。

その他、必要な事項については、千葉県情報連絡員運用要綱の定めによるものとする。

(2) 人的支援について

県は、市町村から職員派遣の要請があった場合、又は、情報連絡員が、市町村と協議し、その支援ニーズを把握した場合において、県職員等の迅速な派遣に努めるものとする。

(3) 物的支援について

県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めることを原則とするが、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。

6 災害救助法の適用手続等（防災危機管理部）

(1) 災害救助法の目的

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は災害時において、応急的に必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

(2) 適用基準・条件等

ア 災害が発生した場合の適用基準

災害が発生した場合の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、県における具体的適用基準は次のとおりである。

(ア) 住家が滅失した世帯の数が、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準1号以上であること。（法施行令第1条第1項第1号）

(イ) 住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で2,500世帯以上であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準第2号以上であること。（法施行令第1条第1項第2号）

(ウ) 住家で滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で12,000世帯以上であること、又は、災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。（法施行令第1条第1項第3号）

(エ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたものであり、次の基準に該当すること。（法施行令第1条第1項第4号）

a 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に

救助を必要とすること。

b 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

イ 災害が発生するおそれがある場合の適用条件等

災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに、市町村の区域（千葉市については、市又は区のいずれの地域も単位とすることができる。）を単位に行うものである。

<資料編 1-13 災害救助法の適用基準>

(別表) 市町村別災害救助法適用基準表（令和2年10月1日）

市町村名			人口		被害世帯数		市町村名		人口		被害世帯数							
			1号	2号							1号	2号						
千葉市	中央区 花見川区 稲毛区 若葉区 緑区 美浜区 計	211,736	100	50	印旛郡	酒々井町 栄町	20,745 20,127	50 50	25 25	5,816 13,735 13,228	40 40 40	20 20 20						
		177,328	100	50														
		160,582	100	50		香取郡												
		146,940	100	50														
		129,421	100	50														
		148,944	100	50														
		974,951	150	75														
市 部	銚子市	58,431	80	40	山武郡	九十九里町 芝山町 横芝光町	14,639 7,033 22,075	40 40 50	20 20 25	11,897 6,760 13,803	40 40 40	20 20 20						
	市川市	496,676	150	75														
	船橋市	642,907	150	75														
	館山市	45,153	60	30	長生郡	一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町	11,897 6,760 13,803 10,305 6,721 7,198	40 40 40 40 40 40	20 20 20 20 20 20	11,897 6,760 13,803 10,305 6,721 7,198	40 40 40 40 40 40	20 20 20 20 20 20						
	木更津市	136,166	100	50														
	松戸市	498,232	150	75														
	野田市	152,638	100	50														
	茂原市	86,782	80	40														
	成田市	132,906	100	50														
	佐倉市	168,743	100	50														
	東金市	58,219	80	40														
市 部	旭市	63,745	80	40	夷隅郡	大多喜町 御宿町	8,885 6,874	40 40	20 20	8,885 6,874	40 40	20 20						
	習志野市	176,197	100	50														
	柏市	426,468	150	75														
	勝浦市	16,927	50	25														
	市原市	269,524	100	50														
	流山市	199,849	100	50	安房郡	鋸南町	6,993	40	20	6,993	40	20						
	八千代市	199,498	100	50														
	我孫子市	130,510	100	50														
	鴨川市	32,116	60	30														
	鎌ヶ谷市	109,932	100	50														
	君津市	82,206	80	40														
	富津市	42,465	60	30														
	浦安市	171,362	100	50														
	四街道市	93,576	80	40														
	袖ヶ浦市	63,883	80	40														
	八街市	67,455	80	40														
	印西市	102,609	100	50														
	白井市	62,441	80	40														
	富里市	49,735	60	30														
	南房総市	35,831	60	30														
	匝瑳市	35,040	60	30														
	香取市	72,356	80	40														
	山武市	48,444	60	30														
	いすみ市	35,544	60	30														
	大網白里市	48,129	60	30														
		合 計		6,284,480														

- 注) 1 1号とは災害救助法施行令第1条第1項第1号の災害（当該市町村の被災世帯数のみで判断）をいい、2号とは同令同条同項第2号の災害（都道府県一本県は2,500世帯と市町村の被災世帯数で判断）をいう。
- 2 被害世帯数は全壊世帯数をいい、半壊（焼）世帯、床上浸水世帯は、それぞれ2世帯、3世帯をもって、全壊世帯1世帯と換算する。
- 3 人口は令和2年国勢調査（総務省）による。

(3) 救助の実施機関

ア 知事は、災害時において、県内に災害救助法を適用する場合は、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を図る。

イ 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととことができる。

ウ 市町村長（救助実施市の長を除く。）は、上記イにより行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。

(4) 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

ア 災害が発生した場合の救助

（ア）避難所及び応急仮設住宅の供与

（イ）炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

（ウ）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

（エ）医療及び助産

（オ）被災者の救出

（カ）被災した住宅の応急修理

（キ）学用品の給与

（ク）埋葬

（ケ）死体の搜索及び処理

（コ）災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

イ 災害が発生するおそれがある場合の救助

（ア）避難所の供与

(5) 被災世帯の算定基準

ア 被災世帯の算定

住家の滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

イ 住家の滅失等の認定

（ア）住家が滅失したもの

居住のための基本的機能を喪失したもので住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の50%以上に達した程度のもの

（イ）住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20%以上50%未満のもの

（ウ）住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの、

（ア）、（イ）に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ウ 世帯及び住家の単位

（ア）世帯

生計を一にしている実際の生活の単位をいう。

（イ）住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、

それをもって1住家として取り扱う。

(6) 災害救助法の適用手続

ア 市町村（救助実施市を除く）

(ア) 災害に対し、市町村における災害が、(2)アの災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該市町村長は、直ちにその旨を知事（本部事務局）に報告する。

(イ) 災害状況の把握及び報告については、「災害救助の手引き」に基づき行うこととする。

(ウ) 災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、市町村長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

イ 県

(ア) 知事は、市町村長からの報告又は要請、国からの連絡、その他県が把握した被害状況等に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用を決定し、災害救助法に基づく救助の実施について、当該市町村長及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に通知又は報告するものとする。

(イ) 災害救助法を適用したとき及び適用を終了したときは、速やかに告示するとともに、県ホームページ等により広報を行うものとする。

(7) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、災害救助法施行細則別表第一によるものとする。

なお、災害救助法施行細則別表第一により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

<資料編1-14 災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧表>

第2節 情報収集・伝達体制

災害時において、被害を最小限にとどめるため気象情報等の防災情報及び被害情報を一刻も早く地域住民等へ伝達することが必要である。特に避難行動要支援者への伝達に万全を期する必要がある。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える必要がある。

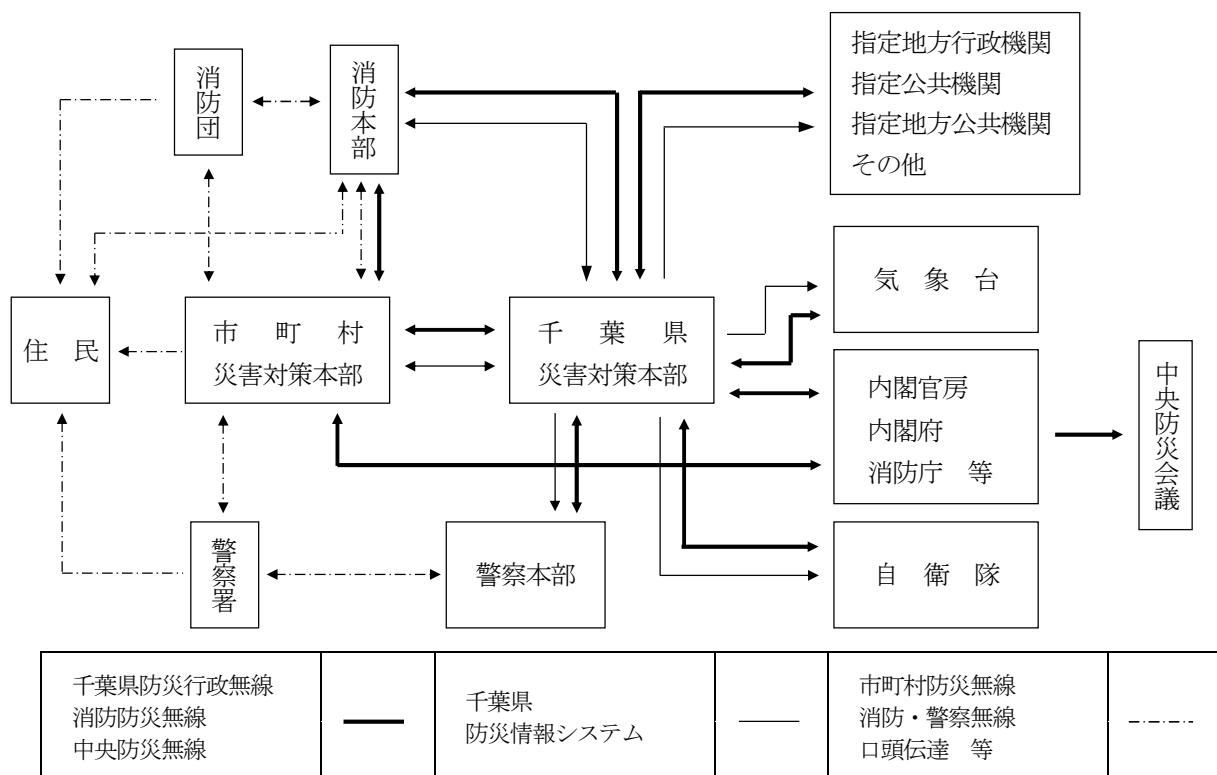
1 通信体制（全序）

災害時における気象注意報・警報等防災情報の伝達、及び被害状況等の収集その他災害応急措置等についての通信は、次により行うものとする。

(1) 通信連絡系統図

災害時の情報連絡の流れは次のとおりである。

通信連絡系統



<資料編3-5 千葉県防災行政無線通信施設>

<資料編3-14 千葉県防災情報システム端末装置設置機関>

(2) 通信連絡手段

ア 気象警報、予報、情報及び通報の伝達

2の(1)「気象注意報・警報等の伝達」に基づき、警報等を県関係課長から県の出先機関の長、県の出先機関の長から市町村長その他関係機関の長に緊急に伝達する場合は、下記によるものとする。

(ア) 県（本序）

a 防災対策課長が本庁関係課長、地域振興事務所長、市町村長及び消防（局）長に伝達する場合

千葉県防災行政無線

一般加入電話

b 河川環境課長が各土木事務所、その他関係機関に緊急伝達する場合

千葉県防災行政無線

一般加入電話

(イ) 市町村

市町村長は、伝達された警報等を下記の方法など、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせて、住民に周知徹底する。

市町村防災行政無線（戸別受信機を含む）

有線放送

広報車

サイレン又は警鐘

ツイッター等のSNS

電話、FAX、登録制メール

ラジオ放送（コミュニティFMを含む）

その他速やかに住民に周知できる方法

イ 被害報告及び災害情報

3 「被害情報等収集・報告」に基づき、被害報告等を市町村から県の出先機関に、県の出先機関から県（本庁）に、県から関係省庁へ報告する場合は、下記によるものとし、報告系統は当該計画に定めるところによる。

(ア) 市町村から県の出先機関に報告する場合

千葉県防災情報システム

千葉県防災行政無線

一般加入電話・ファクシミリ

電 報

(イ) 県の出先機関から県（本庁）に報告する場合

千葉県防災情報システム

千葉県防災行政無線

一般加入電話・ファクシミリ

電 報

<資料編3-5 千葉県防災行政無線通信施設>

<資料編3-13 千葉県防災情報システム構成概念図>

(ウ) 県から関係省庁に報告する場合

消防庁消防防災無線

中央防災無線網（緊急連絡用回線）

地域衛星通信ネットワーク

一般加入電話

ウ その他応急対策に係る指示、報告、又は要請等の場合

前記ア又はイの要領により実施するものとする。

(3) 災害時における千葉県防災行政無線の取扱い及び利用の調整

ア 通信回線の監視

県庁統制室では、通信回線の使用状況を常に監視し、輻輳状況を把握するものとする。

イ 通信の統制

通信が輻輳し、情報及び指示指令の受伝達に支障を及ぼすと判断された場合は、千葉県防災行政無線運用規程の定めるところにより、統制管理者は通信の統制を行うものとする。

ウ 災害用通信の優先

統制中の通信は、災害用通信を最優先するものとし、その他の通信は、これを阻害しない範囲内で取扱うものとする。

エ 災害現地等との通信

災害現地等との通信が困難な場合は、状況に応じ、衛星通信車、可搬型地球局及び全県移動局等を現地に搬入し、通信確保に努めるものとする。

(4) NTT「災害時優先電話」及び「非常・緊急電報」

ア 災害時優先電話

災害時における迅速な通信連絡を確保するため、県及び市町村等は、あらかじめ東日本電信電話㈱に対し、電話番号を指定し届出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。

イ 非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話㈱に依頼することとし、非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げるものとする。

(5) 災害時における一般加入電話の調整

災害時における一般加入電話の円滑な運用を期するため、災害対策本部長は、出先機関の長と協議して通信系統の調整を図るものとする。

(6) 通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用（防災危機管理部）

非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る（災害対策基本法第57条、災害救助法第11条、水防法第27条、電波法第52条）。

ア 県の無線通信施設（千葉県防災行政無線を除く）

<資料編3-6 千葉県の無線通信施設(防災行政無線を除く)>

イ 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設

(ア) 警察通信施設 <資料編3-7 警察通信施設>

(イ) 国土交通省関係通信施設 <資料編3-8 国土交通省関係通信施設>

(ウ) 海上保安部通信施設 <資料編3-9 海上保安部通信施設>

(エ) 日本赤十字社通信施設 <資料編3-10 日本赤十字社通信施設>

(オ) 東日本電信電話（株）通信施設

(カ) 東京電力グループ通信施設 <資料編3-11 東京電力グループ通信施設>

(キ) 日本放送協会千葉放送局通信施設

(ク) 東京ガスネットワーク（株）通信施設

<資料編3-12 NHK千葉放送局・東京ガスネットワーク（株）通信施設>

ウ 上記以外の機関又は個人の無線通信施設

(7) すべての通信施設が途絶した場合における措置

すべての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる見込みである場合を除き、使者をもって連絡するものとする。

(8) 被災通信施設の応急対策

ア 通信施設の所有者又は管理者は、通信施設の応急対策について計画を立てておくものとする。

イ 通信施設に被害を受けたときは、速やかに復旧に努めるとともに、他の通信施設の所有者又は管理者は、当該被災通信施設の機関の業務の通信について積極的に協力するよう努めるものとする。

(9) 非常通信の利用方法

ア 取扱対象用件

(ア) 人命の救助に関するもの。

(イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関するもの。

(ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。

(エ) 電波法第74条第1項の規定に基づく実施の指令に関するもの。

(オ) 非常事態に際しての事態の收拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。

(カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。

(キ) 非常災害時における緊急措置に関するもの。

(ク) 遭難者救護に関するもの。
(ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
(コ) 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。

(サ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に受ける災害救援その他緊急措置に関すること。
(シ) 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通報の発信資格

非常通報は無線局の免許人が自ら発受するほか、次に掲げる者からの依頼に応じて発受するものとし、この場合は「非常」の旨を表示して差し出すものとする。

- (ア) 官公庁（公共企業体を含む）
- (イ) 中央防災会議及び同事務局並びに非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部
- (ウ) 日本赤十字社
- (エ) 消防長会及び消防協会
- (オ) 電力会社
- (カ) 地方鉄道会社

ウ 取扱費用

非常通報はなるべく無料として取扱う。

エ 非常通信文

電報頼信紙その他適宜の用紙に、下記の順序で電報形式又は文書形式（通常の文書体で記載するもの）で書き、次の事項を記載すること。

- (ア) あて先の住所氏名（又は名称、職名）及び電話番号
- (イ) 種類（文書形式のものは「非常」電報形式のものは「ヒゼウ」と記載すること。）
- (ウ) 本文

一通の本文の字数は、200字以内、通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内であること。ただし、通数には制限はないものとする。

- (エ) 通報文の余白に発信者の住所、氏名及び電話番号を記載すること。

オ 依頼方法

最寄りの無線局（国、県、警察及び民間等の無線局）に非常通報を持参して依頼すること。

ただし、急を要する場合は電話で依頼することもできる。なお、非常災害発生のおそれがある場合はあらかじめ無線局と緊密な連絡をとっておくこと。

(10) 関東地方非常通信協議会

非常災害時の有線電話途絶時等において、災害情報の収集・伝達等に係る非常通信の円滑な運営を期することを目的として、県内の無線施設を有する県内の官公民間機関及びこれを利用する地方公共団体等で組織されている。（事務局：関東総合通信局無線通信部陸上第二課）

協議会においては平素から、非常通信の運用の計画及び実施、非常通信の訓練の計画及び実施、また非常通信に関する研究等に努めており、災害時の通信確保に万全を期している。

2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備

(1) 気象注意報・警報等の伝達

ア 知事の伝達

知事に通報された注意報・警報等は、防災対策課長が受領し、必要とする本府関係課長、地域振興事務所長、市町村長及び消防（局）長等に連絡する。

イ 警察本部長の伝達

津波を始めとした気象警報等の通報を受けた警察本部長は、知事から要請があった場合、警察署長を通じて市町村長に伝達する。

ウ 市町村長の伝達

市町村長は、受領した注意報・警報等を市町村地域防災計画の定めるところにより住民に周知を図る。

エ その他機関の伝達

気象業務法第15条の規定により通報される機関は、それぞれの業務計画に定められたところにより通報する。

オ 気象通報関係機関の相互協力

通報伝達の関係機関は相互に協力し、通報目的の達成を期する。

カ 異常現象発見の際の手続

(ア) 災害対策基本法第54条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市町村長又は警察官もしくは海上保安官に通報する。

(イ) 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市町村長に通報する。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)により通報を受けた市町村長は、直ちに下記の機関に通報する。

a 銚子地方気象台

b その災害に關係のある近隣市町村

c 最寄りの県出先機関（地域振興事務所、土木事務所）及び警察署

キ 警察本部の伝達計画

(ア) 警察本部長又は警察署長は、注意報・警報の緊急性、市町村の体制等を勘案して、必要に応じ、市町村長の行う地域住民に対する注意報・警報の周知徹底に協力する。

(イ) 警察本部長又は警察署長は、銚子地方気象台長、知事及び市町村長等と平素から連絡をとり、注意報・警報の伝達に関して連絡体制を確立しておく。

(ウ) 警察本部長又は警察署長は、所属職員のうちから、災害に関する注意報・警報の伝達する体制を確立しておく。

(エ) 警察官は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合は、前記カの(イ)により市町村長に通報するほか、警察署長に報告する。

前項の報告を受けた警察署長は、当該災害の発生するおそれのある他の市町村長に通報する。

(2) 気象通報組織の整備

ア 警戒レベル

避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報について、住民の自発的な避難判断等を促すため、参考となる5段階の警戒レベルも併せて提供される。

イ 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称（千葉中央、印旛、東葛飾、香取・海匝、山武・長生、君津、夷隅・安房）を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報

注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
-----	---

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注意報	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに
-----	-------	-----------------------------

	発表される。 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。千葉県では晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

ウ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりを、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している

エ 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が【高】、【中】の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(千葉県北西部、千葉県北東部、千葉県南部)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(千葉県)で発表される。大雨に関して、【高】又は【中】が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

オ 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、千葉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

カ 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(土砂災害危険箇所のない浦安市、九十九里町、白子町、長生村は除く)を特定して警戒を呼びかける情報で、千葉

県と銚子地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報である「土砂キクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

キ 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）し、かつ、キクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

ク 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに銚子地方気象台長が千葉県知事に対して通報し、千葉県を通じて市町村や消防本部に伝達される。火災気象通報の基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一である。ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わないことがある。

ケ 鉄道気象通報

この通報は、気象庁総務部長と、鉄道気象連絡会会長との間で交わされた鉄道気象通報に関する基本協定（昭和63年3月1日）に基づき、銚子地方気象台長と鉄道気象連絡会部会長との間で交わされた地方協定（昭和63年3月17日）により、銚子地方気象台から千葉地方部会の機関へ次の事項を通報する。

- (ア) 気象警報 (イ) 気象注意報 (ウ) 気象情報 (エ) 台風情報

また、千葉県地方部会の機関から銚子地方気象台へ次の事項を通報する。

- (ア) 鉄道気象観測報 (イ) 鉄道災害報

コ 電力気象通報

この通報は、気象庁長官と電力気象連絡会会長との間に取り交わされた電力気象通報の取扱いに関する申し合せ（昭和46年3月25日）に基づき、適合する通報業務等の協同実施に関する覚書により、電気事業施設の気象災害防止、水力資源の保全及び電力需給の調整に資するため、気象庁から電力関係機関に対し、

- (ア) 雷雨に関する情報
- (イ) 台風、大雨等気象現象に関する情報
- (ウ) 雨及び雪に関する情報
- (エ) その他必要とする事項

を通報するものである。

千葉県の通報担当官署は気象庁本庁である。

サ 漁業気象通報

この通報は、銚子地方気象台長と千葉県知事との間に取り交わされた千葉県漁業無線気象通報に関する協定により、気象官署が県水産情報通信センターに対し、同センターと交信している漁船が行動する海域に関して、次に掲げる事項を通報している。

- (ア) 気象、波浪、高潮の注意報及び警報
- (イ) 地方海上警報
- (ウ) 気象概況及び気象実況
- (エ) 気象情報及び台風情報
- (オ) 津波予報及び情報
- (カ) 漁船からの気象照会に対する応答

シ 大気汚染気象通報

この通報は、千葉県の公害防止担当機関に対し、大気の汚染に関する気象状況及び気象予報に関する次の通報を行っている。

(ア) 大気汚染気象通報

(イ) スモッグ気象情報

ス 関東地方整備局と気象庁が共同で行う洪水予報

この通報は、水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき国土交通大臣が指定し、水位流量を示して洪水の予報をおこなう。本県に關係ある河川は以下のとおりであり、氾濫後の水位情報等についても同様である。

なお、関東地方整備局と気象庁が共同して行う洪水予報は、河川の水位流量を示して行う。

(ア) 利根川

(イ) 江戸川

(ウ) 小貝川

(エ) 常陸利根川

(オ) 霞ヶ浦

(カ) 北浦

(キ) 鰐川

※1 小貝川については洪水予報のみ関東地方整備局下館河川事務所と水戸地方気象台及び宇都宮地方気象台が共同で行う。

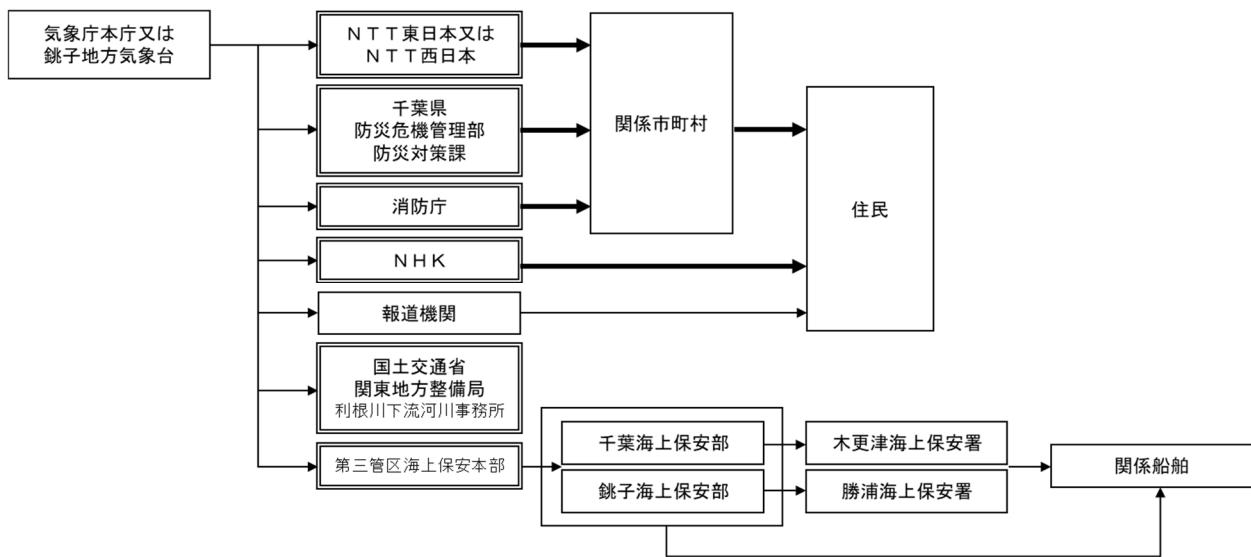
※2 霞ヶ浦・北浦については、関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所と水戸地方気象台及び銚子地方気象台が共同で行う。

セ 線状降水帯に関する各種情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている場合、「線状降水帯」というキーワードを用いて、顕著な大雨に関する気象情報（府県気象情報の一種）が発表される。また、この線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合には、府県気象情報により発表される。

なお、実況の気象状況で、この情報が発表されたときは、避難が必要とされる警戒レベル4相当以上の状況となる。

ゾ 特別警報・警報・注意報等の伝達系統図



- 1 二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
- 2 太線矢印の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
- 3 銚子地方気象台から千葉県庁への伝達は、「気象情報伝送処理システム（アデス）」等により行う。
- 4 障害等により上記3の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。

(3) 気象観測網の整備

ア 気象庁観測所

県内には、銚子地方気象台、成田航空地方気象台の気象官署がある。また、特別地域気象観測所として千葉、館山、勝浦、地域気象観測所として香取、横芝光、茂原、牛久、我孫子、船橋、佐倉、木更津、鴨川、坂畠が、地域雨量観測所として鋸南、大多喜、東庄がある。

イ 防災関係機関の観測所

東日本旅客鉄道(株)千葉支社は、雨量観測箇所及び表示装置を整備している。

県では、雨量テレメータ観測所及び河川の水位テレメータ観測所を整備している。

(4) 気象観測機器の保守・点検

災害を防止するために必要な観測機器は、平時、異常気象時においても必要な観測を継続するため、気象官署においては上級官署と緊密な連携のもとに保守点検を行い、その機能維持に努める。

(5) 注意報・警報・特別警報実施基準

昭和62年6月1日から注意報・警報の地域細分発表を実施した。

平成14年3月1日から注意報・警報発表区域の二次細分化を実施した。

平成14年6月1日から大雨及び洪水注意報・警報基準値を改正した。

平成16年4月1日から注意報・警報二次細分区域を変更した。

平成20年5月28日から大雨、洪水及び高潮注意報・警報基準値を改正した。

平成21年6月2日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。

平成22年5月27日から、県内各市町村を対象とした気象警報・注意報の発表を実施した。

平成25年8月30日から特別警報の運用を開始した。

平成26年3月13日から大雨注意報・警報基準値を改正した。

平成28年11月17日から大雪注意報・警報基準値を改正した。

平成29年7月7日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。

平成30年5月30日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。

令和元年5月29日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。

令和2年8月6日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。

令和3年6月8日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。

令和4年11月24日から霜注意報の発表期間を改正した。

ア 気象官署が発表する注意報の基準

発表官署	銚子地方気象台		
発表区域 注意報名	北西部 (千葉中央、印旛、東葛飾)	北東部 (香取・海匝、山武・長生)	南部 (君津、夷隅・安房)
強風	強風によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上及び東京湾 13m/s ^{※1} 以上 そのほかの海上 15m/s 以上		
風雪	風雪によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上及び東京湾 13m/s ^{※1} 以上 そのほかの海上 15m/s 以上 雪を伴う		
波浪	風浪、うねりなどによって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。 有義波高が、東京湾1.5m以上 有義波高が、太平洋沿岸2.5m以上 印旛を除く。		
高潮 (潮位：TP ^{※2} 上)	台風等による海面の上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。 基準は高潮警報・注意報基準表。 <資料編3-15 高潮警報・注意報基準表>		
	千葉中央：千葉1.8m 東葛飾：東京港1.8m・千葉1.8m 印旛を除く	香取・海匝：銚子漁港1.0m 山武・長生：銚子漁港1.0m	君津：神奈川県横浜港 1.3m 夷隅・安房：館山市布良 1.5m
大雨	大雨によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。基準は大雨注意報基準表。 <資料編3-15 大雨・洪水注意報及び警報基準表>		
洪水	洪水によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。基準は洪水注意報基準表。 <資料編3-15 大雨・洪水注意報及び警報基準表>		
大雪	大雪によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。 12時間の降雪の深さが、5cm以上		
雷	落雷等により被害が予想される場合。		
乾燥	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 気象官署（銚子）特別地域気象観測所（千葉、館山、勝浦）の最小湿度が30%以下で、実効湿度60%以下		
濃霧	濃霧によって、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合。 視程が、陸上100m、又は海上500m以下		
霜	晩霜により農作物に著しい被害が予想される場合 晩霜期に最低気温4度以下		
低温	低温によって、農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合。 夏季の最低気温が、銚子で16度以下が2日以上連續した場合。 冬季の最低気温が、銚子で-3度以下 冬季の最低気温が、千葉で-5度以下		夏季に低温によって、農作物等に著しい被害が起こると予想される場合。
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合。		

※1 銚子地方気象台は15m/s を目安とする。

※2 東京湾平均海面を示す。

注 「海上」は海岸線から概ね20海里（約37km）以内の海域とする。対象となる注意報は強風、風雪、波浪 注意報

イ 気象官署が発表する警報の基準

発表官署	銚子地方気象台		
発表区域 警報名	北西部 (千葉中央、印旛、東葛飾)	北東部 (香取・海匝、山武・長生)	南部 (君津、夷隅・安房)
暴風	暴風によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上20m/s ^{※1} 以上 海上25m/s 以上		
暴風雪	暴風雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上 20m/s ^{※1} 以上 海上 25m/s 以上 雪を伴う。		
波浪	風浪、うねりなどによって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 有義波高が、東京湾3.0m以上 有義波高が、太平洋沿岸6.0m以上 印旛を除く。		
高潮 (潮位：TP ^{※2} 上)	台風等による海面の上昇によって、重大な被害が起こるおそれがある場合。 基準は高潮警報・注意報基準表。 <資料編3-15 大雨、洪水注意報及び警報基準表>		
	千葉中央：千葉3.3m 東葛飾：東京港2.9m・千葉3.5m 印旛を除く。	香取・海匝：銚子漁港1.5m 山武・長生：銚子漁港1.5m	君津：神奈川県横浜港1.6m 夷隅・安房：館山市布良1.8m
大雨	大雨によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。大雨警報基準表。 <資料編3-15 大雨、洪水注意報及び警報基準表>		
洪水	洪水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。洪水警報基準表。 <資料編3-15 大雨・洪水注意報及び警報基準表>		
大雪	大雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 12時間の降雪の深さが、10cm以上		

※1 銚子地方気象台は25m/s を目安とする。

※2 東京湾平均海面を示す。

注 「海上」は海岸線から概ね20海里（約37km）以内の海域とする。対象となる警報は暴風、暴風雪、波浪警報。

ウ 気象官署が発表する特別警報の基準

発表官署 特別警報名	銚子地方気象台	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風		暴風が吹くと予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う 暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

注 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。

エ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に1度しか起こらないような、1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測し、かつ、キクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合、記録的短時間大雨情報を発表する。

(6) 他機関観測施設の利活用

防災気象業務に直接使用できる他機関の観測施設は、できるだけ活用する。

ア 鉄道気象通報に関する地方協定により、観測所<資料編3-1 気象庁観測所一覧表>で観測した雨、雪及び霧等の観測成果を、東日本旅客鉄道㈱千葉支社モビリティ・サービスユニット経由で、銚子地方気象台に通報している。

イ 「銚子地方気象台と千葉県との情報交換に関する協定書」に基づき、千葉県水防活動用観測データを受信している。観測通報箇所は、<資料編3-3 千葉県水防テレメータ観測所一覧表>のとおり。

(7) 気象観測施設の届出

気象庁以外のものが行う気象観測に技術上の基準を設け、観測方法を統一し、その観測成果を総合的に役立てるため、気象庁以外のものが行う気象観測については、気象業務法第6条の規定により、国土交通省令で定める技術上の基準に従って観測を行い、かつ、気象観測施設設置届出書を設置の日から30日以内に、銚子地方気象台へ提出する。

(8) 気象等の観測

ア 気象観測所及び観測の種類

(ア) 気象官署（2箇所）

銚子地方気象台：気象観測、潮汐観測、津波観測、震度観測

成田航空地方気象台：気象観測、震度観測

(イ) 特別地域気象観測所（3箇所）

勝浦、館山、千葉：気象観測、震度観測

(ウ) 地域気象観測所（10箇所）・地域雨量観測所（3箇所）

地域気象観測所：降水量、気温、風向、風速、湿度（一部観測所を除く）

地域雨量観測所：降水量

※アメダスでの日照時間は、推計気象分布（日照時間）から得る推計値を提供。

イ 気象観測の観測種目

(ア) 視程	(サ) 積雪の深さ	(ナ) 同風向	(マ) 同起時
(イ) 現在天気	(シ) 降雪の深さ	(ニ) 同起時	(ミ) 日最大10分間降水量
(ウ) 気圧（現地海面）	(ス) 日最低海面気圧	(ヌ) 日最大瞬間風速	(ム) 同起時
(エ) 気温	(セ) 日最高気温	(ネ) 同風向	(メ) 日照時間
(オ) 蒸気圧	(ソ) 同起時	(ノ) 同起時	(モ) 全天日射量大気現象
(カ) 露点温度	(タ) 日最低気温	(ハ) 日平均風速	
(キ) 相対湿度	(チ) 同起時	(ヒ) 同起時	
(ク) 風向	(ツ) 日最小相対湿度	(フ) 日最大1時間	
(ケ) 風速	(テ) 同起時	(ヘ) 降水量日平均風速	
(コ) 降水量	(ト) 日最大風速	(ホ) 日最大1時間降水量	

注 各気象官署及び特別地域気象観測所により観測種目が異なる。

ウ 潮汐観測・津波観測

検潮所及び津波観測施設 銚子漁港、布良、勝浦市興津

(ア) 毎時潮位

(イ) 潮位の偏差

(ウ) 月中の最高（最高潮位・最低潮位及び最大偏差）

(エ) 月中の朔及び望の最高潮位・最低潮位

エ 解析雨量

レーダーで観測した雨量の分布とアメダスや部外機関の降水量分布も1kmの格子毎で解析したもの。

これにより、雨量計の観測網にかられないような局地的な強雨を把握することができ、気象情報の発表などに利用している。なお、これについては、解析の過程で場所や雨量に若干の誤差を伴うため、発表する場合には、「〇〇市付近」、雨量は「約何十ミリ」のような表現を用いる。

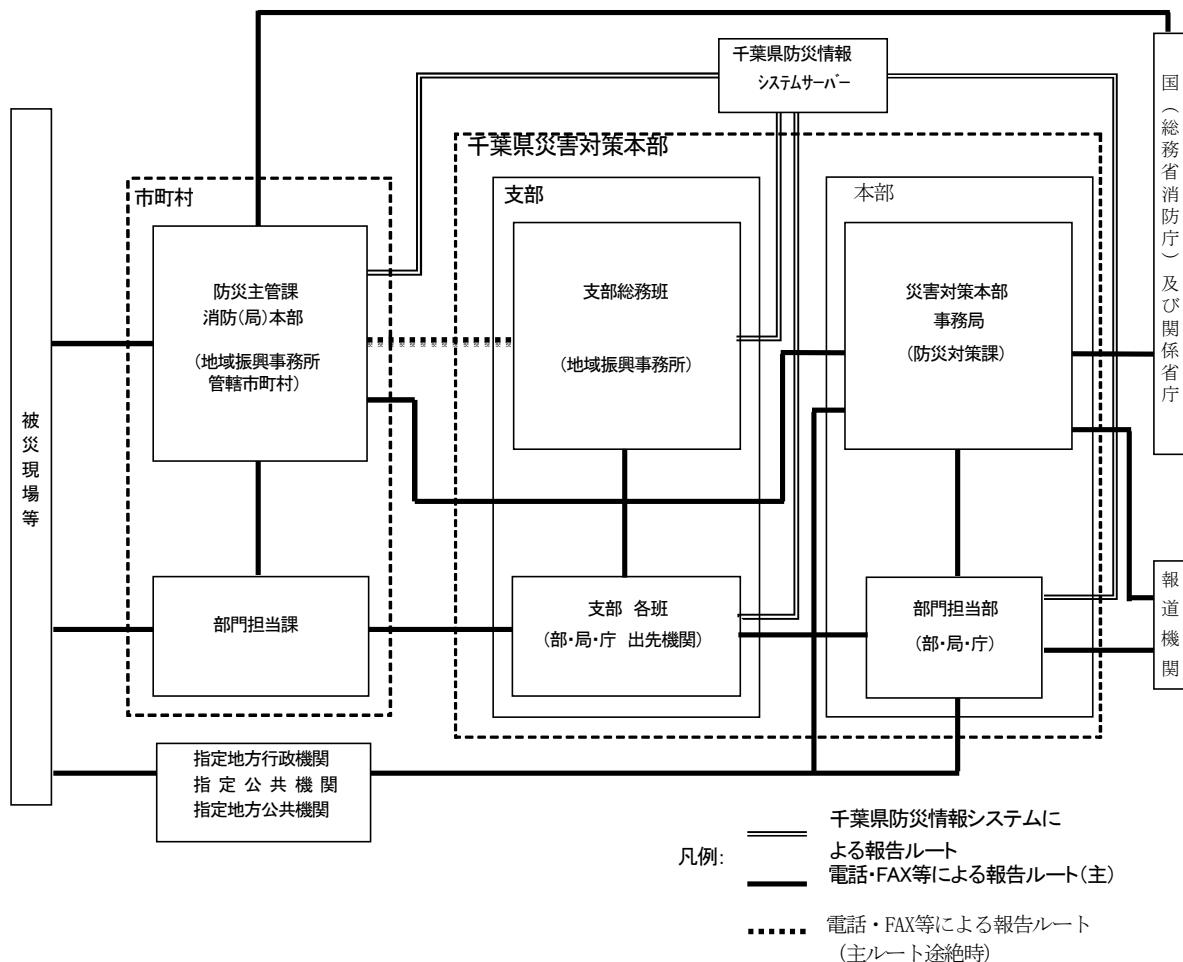
3 被害情報等収集・報告（防災危機管理部、警察本部、市町村）

被害情報等の迅速・的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行うものとする。

（1）被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。



〈用語の定義〉

本部事務局：災害対策本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、防災対策課）

本部各部：災害対策本部の部（災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁）

支部総務班：災害対策本部支部総務班（災害対策本部未設置の場合は、地域振興事務所地域防災課）

(2) 報告手続

ア 報告基準

以下の(ア)から(キ)の基準に該当する災害の場合、本部事務局(防災対策課)へ報告する。

- (ア) 県内で震度5弱以上の地震が発生した場合
- (イ) 県内で気象警報(波浪を除く)が発表された場合
- (ウ) 県内で津波に関する注意報、警報が発表された場合
- (エ) 市町村に災害対策本部が設置された場合
- (オ) 災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると本部事務局が認めた場合
- (カ) 上記以外であって、災害等による被害を覚知した場合
- (キ) 上記以外であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる事案が発生した場合

イ 報告の種別等

本部事務局(防災対策課)への報告の種別、時期及び方法は、「千葉県危機管理情報共有要綱」に定める。

ウ 市町村が報告すべき事項は、下記のとおりとする。

- (ア) 災害の原因
- (イ) 災害が発生した日時
- (ウ) 災害が発生した場所又は地域
- (エ) 被害の状況(被害の程度は「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき判定する。)
- (オ) 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - a 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - b 主な応急措置の実施状況
 - c その他必要事項
- (カ) 災害による住民等の避難の状況
- (キ) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- (ク) その他必要な事項

(3) 各機関が実施する情報収集・報告

ア 市町村

当該市町村の地域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報等を収集し、千葉県防災情報システム及び、電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局(防災対策課)に報告する。

ただし、県に報告できない場合にあっては、国(総務省消防庁)に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

なお、一定規模以上の火災・災害等については、「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)」により、第1報等について県と併せて国(総務省消防庁)に報告する。

また、大規模な災害により消防機関へ通報が殺到したときは、その通報件数を国(総務省消防庁)及び県に報告する。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市町村は、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

＜資料編1-15 火災・災害等即報要領＞

イ 県

(ア) 本庁

a 本部事務局

- (a) 全般的な被害情報及び措置情報等を市町村単位で取りまとめる。
- (b) 本部各部、県警察本部及び防災関係機関から報告又は通報のあった情報について、項目別に取りまとめる。

- (c) 把握した被害状況等を「火災・災害等即報要領」及び「災害報告取扱要領」に基づき速やかに総務省消防庁に報告するとともに、防災情報システム等を利用して関係機関に提供することにより情報の共有化を図る。
- (d) 特に、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに総務省消防庁へ報告するものとする。
- (e) 避難所の開設状況等、市町村等から収集した情報は、必要に応じて内閣府等に共有し、関係機関等による支援が円滑に行われるよう努める。
- (f) 把握した被害状況等を別に定めるところにより報道機関に発表する。

b 本部各部

所管業務に関する被害状況及び措置状況等を、原則として市町村単位に取りまとめ、本部事務局及び関係行政機関（省庁）に報告するとともに、関係課及びその他関係機関に通報する。

c 災害対策本部

- (a) 本部は支部（地域振興事務所）と協力し、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として、派遣する。
- (b) 大規模な災害が発生し、被災地全般の被害状況や孤立地区等の状況を緊急に把握する必要がある場合には、次の機関の所有する航空機による情報収集活動を行う。
 - ① 陸上自衛隊
 - ② 海上自衛隊
 - ③ 千葉県警察本部
 - ④ 千葉市消防局（緊急消防援助隊活動時は消防応援活動調整本部）
 - ⑤ 海上保安庁
 - ⑥ その他

ヘリテレ搭載回転翼

- ・県警察本部 かとり 1号、2号、3号
- ・千葉市 おおとり 1号、2号

<資料編1-12 ヘリコプターテレビ伝送システムによる映像情報の提供に関する覚書>

- ・陸上自衛隊東部方面総監部

<資料編1-12 災害時映像共有に関する協定>

- (c) 被災地の被害状況や孤立地区等の状況を把握する上で、航空機では、情報収集活動が困難な状況下においては、必要に応じ、本部及び関係機関が連携し、無人航空機も活用した情報収集活動を行う。

(イ) 出先機関

a 支部総務班

- (a) 災害の発生を覚知したときは、支部の被害状況（宿舎等）及び周囲の状況について、本部事務局に報告する。
- (b) 災害即応体制時から、情報連絡員を対象市町村へ派遣して、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズ等の情報収集活動を行う。
また、市町村に防災情報システム入力の余力がない場合には、代行入力を行う。
- (c) 管内の被害状況について、防災情報システムに報告される報告内容や、本部から送られてくる情報等をもとに、逐一把握する。
- (d) 管内の職員参集状況を調査する。
- (e) 現地災害対策本部設置時には、被害情報等の収集を本部事務局員とともにを行う。

b 各部出先機関

その管理に属する施設の被害状況や住民の健康情報等について、必要に応じ市町村から情報聴取し取りまとめの上、本部各部に報告する。また、随時支部総務班及び関係機関に通報する。

(ウ) 県警察の情報収集・報告要領

a 警察本部長及び警察署長は、前記(3)イ(ア)c(b)に規定する場合のほか、知事又は市町村長その他関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害情報を収集する。

警察の情報収集は、おおむね次の事項について行う。

(a) 災害の種別、発生日時及び場所

(b) 被害概要(火災、人命、建物、道路、交通機関)

(c) 避難者の状況

(d) 交通規制及び緊急交通路の要否

(e) 気象等の状況

(f) ライフラインの状況

(g) 治安状況及び警察関係被害

(h) その他災害警備活動上必要な事項

b 警察本部長及び警察署長は、必要に応じて知事、市町村長、その他関係機関に通報する。

c 警察本部長及び警察署長は、災害情報の収集及び通報を迅速に行うため、体制を確立する。

ウ 防災関係機関

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより被害状況等を収集し、随時、県、関係市町村及び防災関係機関に報告又は通報する。

また、各種情報の収集に当たっては、関係機関と十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

(4) 収集報告に当たって留意すべき事項

ア 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要なかつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告すること。

イ 被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図ること。

ウ 市町村は、情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図ておくこと。

特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておくこと。

エ 市町村は、被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施すること。

オ 市町村は、り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期すること。

カ 市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報収集し、都道府県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めること。

(5) 報告責任部局の選定

県、市町村及び防災関係機関は、被害情報等の報告に係る担当部局を定めておく。

(6) 千葉県危機管理情報共有要綱

この計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、別に定める「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

(7) 勤務時間内における国及び県への連絡方法

ア 総務省消防庁

(ア) 消防防災無線(県防災行政無線を使用。地上系は県庁のみ使用可能。)

電 話 120-90-49013 (地上系) 048-500-90-49013 (衛星系) (消防庁応急対策室)
F A X 120-90-49033 (地上系) 048-500-90-49033 (衛星系) ("")

(イ) 一般加入電話

電 話 03-5253-7527 (消防庁応急対策室)
F A X 03-5253-7537 ("")

イ 千葉県

(ア) 県防災行政無線

電話 500-7320 (地上系) 012-500-7320 (衛星系) (防災対策課)
FAX 500-7298 (地上系) 012-500-7298 (衛星系) ("")

(イ) 一般加入電話

電話 043-223-2175 (防災対策課)
FAX 043-222-1127 ("")

(8) 勤務時間外における国及び県への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、国（総務省消防庁）又は県（防災対策課）へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

ア 総務省消防庁

(ア) 消防防災無線（県防災行政無線を使用。地上系は県庁のみ使用可能。）

電 話 120-90-49102 (地上系) 048-500-90-49102 (衛星系) (消防庁宿直室)
F A X 120-90-49036 (地上系) 048-500-90-49036 (衛星系) ("")

(イ) 一般加入電話

電 話 03-5253-7777 (消防庁宿直室)
FAX 03-5253-7553 ("")

イ 千葉県

(ア) 県防災行政無線

電 話 500-7225 (地上系) 012-500-7225 (衛星系) (県防災行政無線統制室)
FAX 500-7110 (地上系) 012-500-7110 (衛星系) ("")

(イ) 一般加入電話

電 話 043-223-2178 (県防災行政無線統制室)
FAX 043-222-5219 ("")

4 災害時の広報（総合企画部・防災危機管理部、市町村）

（1）広報活動要領

県、市町村、防災関係機関は相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。

なお、県提供のテレビ・ラジオの広報番組、千葉県ホームページ（連動する各種インターネットサービスを含む。）、県民だより等を活用して県民へ広報する場合は、総合企画部報道広報課を窓口として行う。

（2）広報内容

ア 避難方法等に関する情報

イ 交通規制等に関する情報

ウ 被害に関する情報

（ア）人及び家屋関係

（イ）公益事業関係

（ウ）交通施設関係

（エ）土木港湾施設関係

（オ）農林水産関係

（カ）商工業関係

（キ）教育関係

（ク）その他

エ 応急対策活動に関する情報

（ア）水防、警備、救助及び防疫活動

（イ）通信、交通、土木港湾等施設の応急対策活動

（ウ）その他一般県民及び被災者に対する必要な広報事項

オ 県外で発生した災害に係る支援に関する情報

カ 流言飛語の防止に関する情報

（3）広報方法

ア 一般広報活動

（ア）市町村防災行政無線、広報車、ヘリコプター等を活用した広報

（イ）広報紙、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報

（ウ）県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報

（エ）インターネット（千葉県ホームページ、メールなど）を活用した広報

（オ）千葉県防災ポータルサイトを活用した広報

イ 報道機関への発表

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供する。

また、報道機関が迅速かつ正確に広報できるようにするために、情報の提供方法について、インターネットやメール等の活用についても検討する。

ウ 放送事業者及びインターネット事業者への要請

県及び市町村が、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に放送を要請する場合は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき要請する。

また、同条の規定によりインターネットを利用した情報提供について、インターネット事業者との連携を検討するものとする。

放送要請協定機関及び窓口

機 関 名 ・ 窓 口	県防災行政無線		一 般 加 入 電 話	
	電 話	F A X	電 話	F A X
日本放送協会千葉放送局 (放送)	500-7393	500-7394	043-203-0597	043-203-0396
千葉テレビ放送㈱ 報道局報道部	500-9703	500-9702	043-231-3100	043-231-4999
(株)ベイエフエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351-7841	043-351-7870
(株)ニッポン放送 編成局報道部	—	—	03-3287-7622	03-3287-7696

<資料編 1-12 災害時における放送要請に関する協定 日本放送協会千葉放送局>
 <資料編 1-12 災害時における放送要請に関する協定締結に関する覚書〃>
 <資料編 1-12 緊急警報放送の実施に伴う災害時における放送要請について〃>
 <資料編 1-12 災害時における放送要請に関する協定
 (株)ニッポン放送、千葉テレビ放送㈱、(株)ベイエフエム>

エ 報道機関への報道要請

県が地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合において、県が行う災害応急対策についての報道要請は、「災害時における報道要請に関する協定」に基づき行う。

報道要請協定機関

千葉日報社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、産経新聞社、東京新聞、
 日本経済新聞社、日刊工業新聞社、日本工業新聞社、時事通信社、共同通信社、
 日本テレビ放送網㈱、株東京放送、(株)フジテレビジョン、全国朝日放送㈱
 <資料編 1-12 災害時における報道要請に関する協定 (株)千葉日報社 他14社>
 <資料編 1-12 災害時等における外国人県民等への報道要請に関する協定
 (株)インターフェーム897>

第3節 水防計画

千葉県内の各河川、海岸並びに港湾等に対し、水防上必要な監視、警戒、予防等を行うとともに水閘門の操作、消防機関や水防管理団体等との協力、水防資材及び設備の運用等を実施し被害の軽減を図る。

なお、水防計画は、県土整備部河川環境課が作成する「千葉県水防計画」によるが、その概要は次のとおりである。

1 水防の目的

千葉県水防計画に基づき、洪水、内水、津波、又は高潮等による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減する目的をもって、千葉県管下の各河川、海岸並びに港湾等に対して水防上必要な監視、警戒、予防、警報、通信、連絡、輸送及び水閘門の操作を行う。

また、水防のための消防機関等の活動、水防管理団体間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備運用等を実施する。

※水防管理団体：水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合もしくは水害予防組合をいう。

(注) 洪水、津波又は高潮とは、地震による堤防の漏水・沈下等の場合を含んでいる。

2 水防の責任（県関係抜粋）

(1) 市町村及び水防管理団体

市町村及び水防管理団体たる水害予防組合、水防事務組合は、水防計画並びに各々の水防計画に基づき各々その管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 千葉県（水防本部）

千葉県（水防本部）は、管下の各水防管理団体が行う水防が十分行われるようにすべき責任を有する。

(3) 知事は、指定した河川、湖沼又は海岸について洪水又は高潮等により相当の損害を生ずるおそれがあると認めたときは水防警報を発し、関係機関に通知しなければならない。

(4) 一般県民

常に気象状況、水防状況等に注意し、水防が予想される場合、自らの安全の確保を最優先するとともに、地域で共に助け合い、水防に協力しなければならない。

3 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

4 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

—水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項—

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。

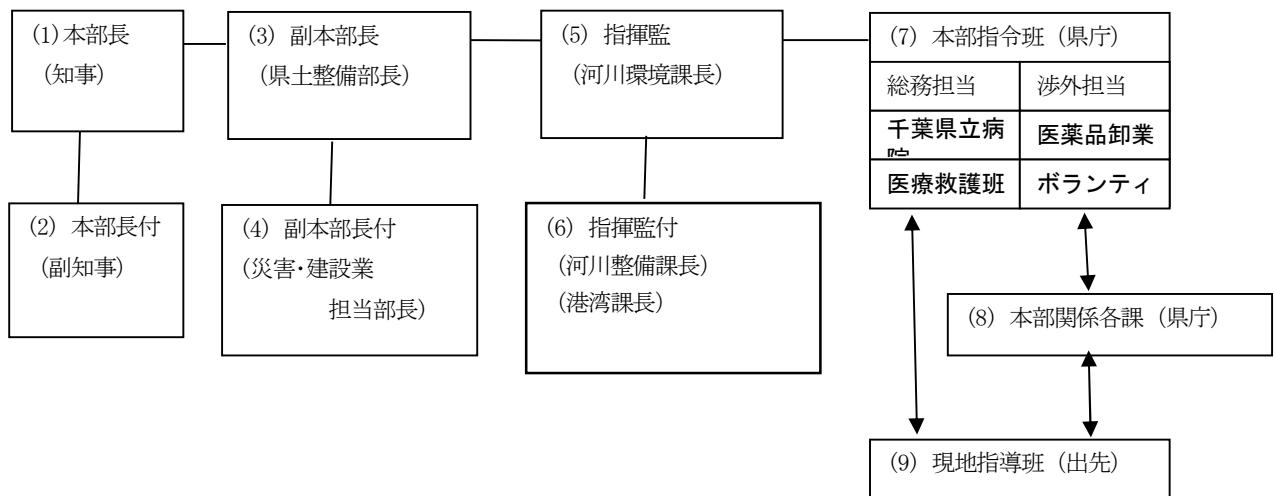
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・水防活動は、原則として複数人で行う。

5 水防本部の組織

千葉県水防本部は管内における水防業務を総括するため本部を県庁内（県土整備部河川環境課）に置く。

(1) 組織系統

水防本部は次の機構により事務を処理する。



(2) 水防本部の事務分掌

水防本部構成員の事務分掌は次のとおりとする。

構成員名	事務分掌
本部長（知事）	水防本部の事務を総括する。
本部長付（副知事）	本部長に事故ある時は本部長の職務を代行する。
副本部長 (県土整備部長)	本部長を補佐し、水防事務の円滑な実施を図る。 なお、本部長、本部長付に事故ある時はその職務を代行する。
副本部長付 (災害・建設業 担当部長)	副本部長に事故ある時は副本部長の職務を代行する。
指揮監 (河川環境課長)	水防本部長および副本部長を補佐し、その命をうけて分掌事務を掌理し、水防本部員を指揮監督する。 なお、副本部長、副本部長付に事故ある時はその職務を代行する。
指揮監付 (河川整備課長) (港湾課長)	本部長、副本部長および指揮監を補佐する。 また、指揮監に事故ある時はその職務を記述の順に代行する。

(3) 各班の事務分掌は次のとおりとする。

班 名	事 務 分 掌
本部指令班 (河川環境課)	<p>本部指令班は、総務担当、涉外担当、指令担当、情報担当、災害担当、予備員から構成され、迅速かつ的確な水防活動が図られるよう水防体制への移行に向けた気象情報、水位情報等を整理し、指揮監へ報告し、その指示を仰ぐものとする。</p> <p>なお、本部指令班には、本部指令班長を置き、各担当を総括するとともに、現地指導班と連携して水防業務にあたるものとする。</p>
総務担当	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水防本部要員の決定招集に関すること。 (2) 水防事務の諸経理に関すること。 (3) 緊急自動車の確保、配車に関すること。 (4) 水防本部員の給食、寝具の確保に関すること。 (5) 水防資器材の確保斡旋に関すること。 (6) 他班の所掌に属さない事務に関すること。
涉外担当	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自衛隊の出動要請及び公用負担の指導に関すること。 (2) 警察、各関係機関、報道機関との連絡及び広報に関すること。 (3) 国への報告及び連絡に関すること。 (4) 他部局への応援要請に関すること。
指令担当	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情況の把握及び判定並びに水防指令の立案に関すること。 (2) 気象情報、洪水予報、水防警報、水防配備指令等の受信、記録及び伝達に関すること。 (3) ダムの洪水調節に関すること。 (4) 災害対策本部との連絡に関すること。 (5) 各班の連絡調整に関すること。
情報担当	<ul style="list-style-type: none"> (1) 雨量、水位、流量、潮位、ダム放流等水文資料の収集、整理解析に関すること。 (2) テレビ、ラジオ、その他諸情報の収集整理に関すること。 (3) 防災行政無線、水防テレメータシステム等の整備・点検に関すること。
災害担当	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水防工法の指導に関すること。 (2) 水門、排水ポンプ場等の操作の指導に関すること。 (3) 水害、土砂災害等の被害状況の収集、整理に関すること。 (4) 公共土木施設の被害状況の収集整理に関すること。 (5) 災害状況、水防活動状況記録の整理・保存・指導に関すること。
予備員	水防本部予備員として待機し、必要に応じて各担当を応援する。
本部関係各課 (河川整備課、港湾課)	<p>関係機関の情報収集を行うとともに、現地指導班を通じて行われる指令先・報告元となる関係機関の水防活動を支援する。</p> <p>なお、河川整備課職員は本部指令班として、河川環境課に詰めるものとする。</p>

現地指導班（土木事務所、港湾事務所）

ア 現地指導班の組織

水防管理団体への情報連絡及び現地指導等水防事務の円滑な実施を図るため、各土木事務所、各港湾事務所に現地指導班を設置する。

各現地指導班長には、所長の職にある者もしくは所長が指名した者をあてるものとする。

イ 現地指導班の水防事務

各現地指導班は水防本部の構成組織であり、特に水防活動の最前線で情報収集、現地指導を行うことから、県庁内部に組織される本部指令班と同様、事務分掌及び班員の招集方法を定めておかなければならない。

また、下記事項に関して管内各機関との連絡方法を定めておかなければならない。

- i 気象情報伝達系統
- ii 水防配備指令伝達系統
- iii 利根川洪水予報伝達系統
- iv 利根川水防警報伝達系統
- v 水防警報（知事指定河川）伝達系統
- vi 連絡者一覧表（平日昼間及び休日夜間）

6 水防本部の配備体制と活動内容

（1）水防配備

ア 水防本部水防配備指令による配備

水防本部の水防配備指令により、配備体制をとることとする。（自動配備を除く）

ただし、状況により緊急の場合は現地指導班長がその管内の配備体制をとることができる。

この場合、速やかに指揮監にその旨を報告し、指揮監は副本部長に報告するものとする。

イ 水防警報発令による配備

水防法に基づき知事が水防警報を行う指定河川において、現地指導班長が水防警報を発令した場合には、その管内の配備体制をとることとする。

ウ 沔濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報による自動配備

水防法に基づき知事が水位情報の通知及び周知を行う指定河川において、水防本部から渇濫危険情報の通知を受けた際には、水防本部指令班及び該当する現地指導班、水防管理者は確実迅速に水防警戒体制による自動配備を行うものとする。この場合、速やかに指揮監にその旨を報告し、指揮監は副本部長に報告するものとする。

エ ダム洪水警戒体制発令による配備

ダム管理事務所が洪水警戒体制を執るときは、指揮監及び現地指導班長に報告し、その管内の現地指導班及び水防本部は配備体制をとることとする。この場合、現地指導班長は速やかに指揮監に報告し、指揮監は副本部長に報告するものとする。

(2) 水防配備体制

常時勤務から水防体制への切替えを確実迅速に行うとともに、勤務員として適当に交代休養させ長期間にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、本部長は次の5つの配備体制による配備を行う。

配備体制 ＼編成・配備基準	編 成	配 備 基 準
水 防 準 備 体 制	水防配備人員一覧表による	①県下に大雨、高潮、洪水注意報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。 ②津波注意報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。ただし、現地指導班においては、管内の予報区で発表されたとき。 ③ダム洪水警戒体制が発令されたとき。 ④土砂災害警戒情報の発表が見込まれるとき。
水 防 注 意 体 制	水防配備人員一覧表による	①県下に大雨、高潮、洪水警報が発表されたとき。（自動配備） ②深夜から明け方に大雨、高潮、洪水警報の発表が予想され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。 ③津波注意報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。ただし、現地指導班においては、管内の予報区で発表されたとき。
水 防 警 戒 体 制	水防配備人員一覧表による	①県下に大雨、高潮、洪水警報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。 ②津波警報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。ただし、現地指導班においては、管内の予報区で発表されたとき。 ③水位情報周知河川において、避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき。（自動配備） ④土砂災害警戒情報を発表するとき。（自動配備）
水防非常第1体制	水防配備人員一覧表による	① 県内で気象特別警報（大雨、高潮）が発表されたとき。（自動配備） ②台風等により県下広範囲にわたり相当な被害が発生するおそれがあり、また、一部に相当な被害が発生した場合で本部長（知事）が指示したとき。 ③水防に関して千葉県災害対策本部が設置され、災害対策本部第1配備体制にあるとき。
水防非常第2体制	水防配備人員一覧表による	①台風等により県下全域にわたり甚大な被害が発生するおそれがあり、また、一部に甚大な被害が発生した場合で本部長（知事）が指示したとき。 ②水防に関して千葉県災害対策本部が設置され、災害対策本部第2配備体制以上にあるとき。

水防警報河川・洪水予報河川の配備体制について

利根川、江戸川、霞ヶ浦・北浦に洪水予報・水防警報が発表された、もしくは見込まれる場合には、副本部長が状況を判断し、必要な体制をとるものとする。

県が指定する水防警報河川において、現地指導班長が水防警報を発令した場合は、現地指導班長が状況を判断して必要な体制をとるとともに、水防本部指令班は水防配備体制をとるものとする。(自動配備)

県が指定する水防警報河川以外の河川において、水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達した場合は、現地指導班長が状況を判断して必要な水防配備体制をとるとともに、水防本部指令班においても必要な水防配備体制をとる。(自動配備)

- ※1 構成人員については、目安であり、現地指導班ごとに事前に定めることとする。
- ※2 津波については、道路環境課及び防災危機管理部防災対策課の体制で自動配備となつてゐるが、水防については必要に応じて配備するものとする。

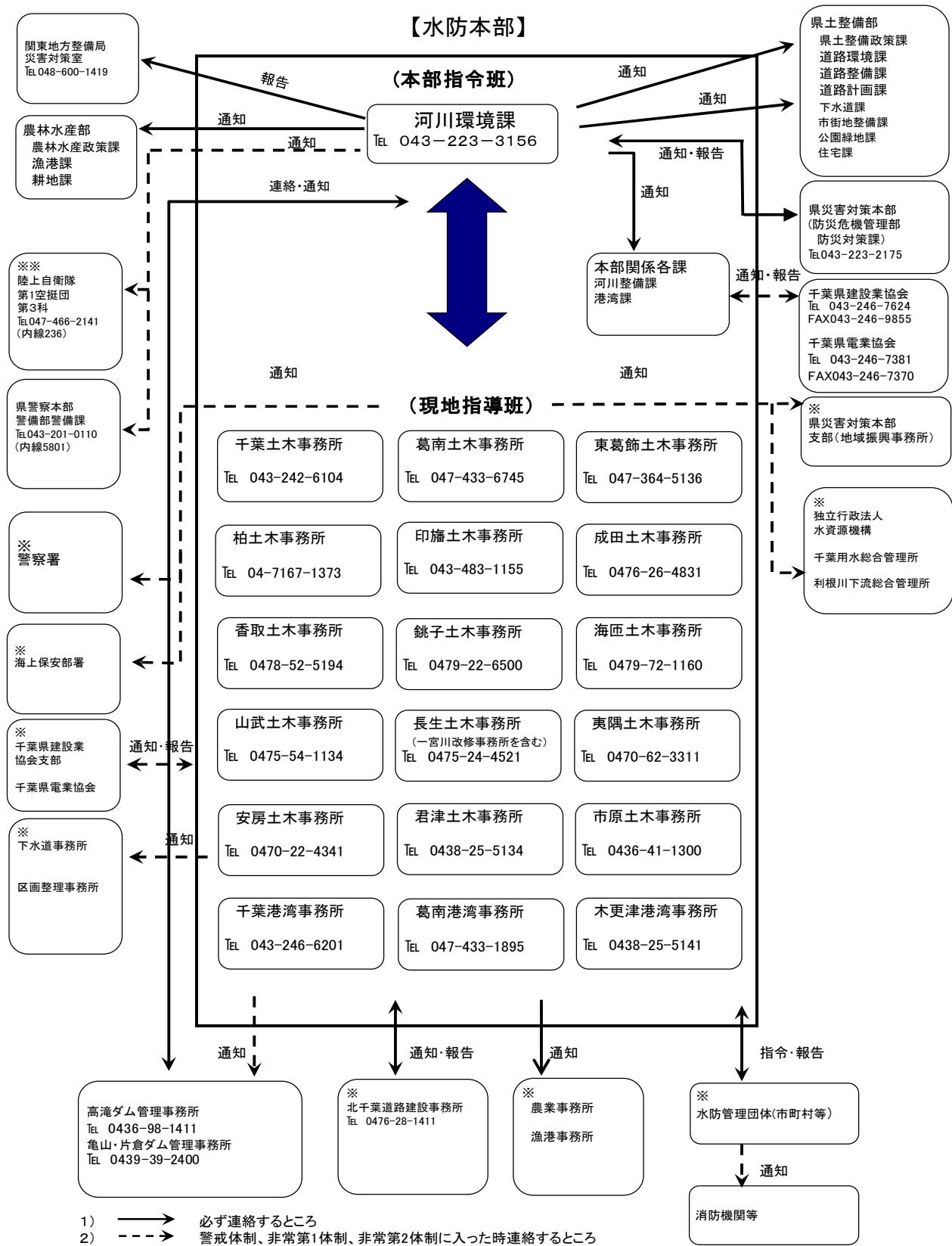
水防本部指令班	人員(人)									
	現地指導班									
	千葉土木事務所	葛南土木事務所	東葛飾土木事務所	柏土木事務所	印旛土木事務所	成田土木事務所	香取土木事務所	銚子土木事務所	海匝土木事務所	
水防準備体制	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2
水防注意体制	5	4	4	5	4	5	3	3	3	2
水防警戒体制	13	6	6	6	5	8	4	5	4	3
水防非常第一・第二体制	16	6	6	6	5	8	4	5	4	3

	人員(人)									
	現地指導班									
山武土木事務所	長生土木事務所	夷隅土木事務所	安房土木事務所	君津土木事務所	市原土木事務所	千葉港湾事務所	葛南港湾事務所	木更津港湾事務所	備考	
水防準備体制	3	3	2	3	3	2	2	2	2	昼間・夜間共通
水防注意体制	5	5	3	3	4	4	2	2	2	昼間・夜間共通
水防警戒体制	6	7	4	4	5	5	2	2	2	昼間・夜間共通
水防非常第一・第二体制	6	7	4	4	5	5	2	2	2	昼間・夜間共通

(留意事項)

- 1 水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、水防指令の発令が予測されるときは、情報収集を行い出動準備を心がけるものとする。
- 2 配備指令発令後は出来る限り不急の外出はさけ、待機しなければならない。
- 3 非常勤務者は、交代者と引継ぎを完了するまではその勤務場所を離れてはならない。
- 4 その他交代者は、予め自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防事務に支障をきたさないようにしなければならない。
- 5 水防配備指令発令後においては、水防業務を一般業務に優先して行わなければならない。
- 6 上記体制人員は目安であり、各水防段階における水防事務を勘案し、事前に必要人員を定め、水防連絡会までに定めておくこととする。

7 水防配備指令伝達系統（令和5年4月現在）



8 水防配備の解除

(1) 県の水防配備の解除

水防本部長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれがなくなったとき等、配備の必要がなくなったと認めたときは、水防配備体制を解除する。

(2) 水防管理団体の水防配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれがなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防配備体制を解除する。

なお、配備を解除したときは、現地指導班を通じ水防本部指令班（河川環境課）に報告するものとする。

※ 水防管理者：水防管理団体である市町村の長、水防事務組合の管理者又は長、並びに水害予防組合の管理者をいう。

第4節 避 難 計 画

風水害等による災害に際し、住民等を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図る。

この際、避難行動要支援者の安全避難について、特に留意する。

なお、避難場所への避難よりも屋内での待避が安全な場合には、屋内に留まることのほか、建物の2階以上や屋上等上階への移動を指示するものとする。

1 計画方針（防災危機管理部）

災害に際し、危険地域の住民等を安全な場所に避難させ人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物又は野外に仮設したテント等に収容し、保護する。

市町村にあっては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、適切な避難誘導体制を整えるものとする。

2 実施機関（防災危機管理部、県土整備部、警察本部）

（1）避難の指示等

避難の指示等を発すべき権限のある者として第一次的な実施責任者である市町村長が実施する。

また、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、知事が行うものとする。（災害対策基本法第60条）

避難の指示については、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市町村長を中心として、相互に連携をとり実施するものとする。

ア 市町村長（災害対策基本法第60条）

イ 知事（災害対策基本法第60条5項）

ウ 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

エ 水防管理者（市町村長、市町村水防事務組合管理者、水害予防組合管理者（水防法第29条））

オ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

カ 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官、海上保安官がない場合に限る。（自衛隊法第94条））

（2）避難所の設置

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある住民を収容するため、学校や公民館等の避難所を設置する。

ア 避難所の設置は、市町村長が行うものとし、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととができる。イ 当該市町村限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

3 避難の指示等（防災危機管理部、県土整備部、警察本部）

（1）災害時における住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節2（1）に掲げる者は、関係法令の規定やガイドラインに基づき、次により避難の指示等を行うものとする。

ア 市町村長の措置

（ア）市町村長は、火災、崖崩れ、高潮等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための

立ち退きの指示等を行ったときは知事へ報告する。

また、洪水等、土砂災害、高潮については、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したるべき行動がわかるように伝達するなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

また、避難のための立退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、「緊急安全確保」等の安全確保措置を指示することができるものとする。

市町村長は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

市町村長は、避難指示等を行う場合、気象台や河川管理事務所等の国の機関や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村が実施すべき立ち退きの指示等に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施する。

(イ) 市町村長は、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、国が作成した「避難情報に関するガイドライン」に基づき、洪水や内水氾濫、土砂災害、高潮に対しては5段階の警戒レベルを導入する。

また、洪水予報河川・水位周知河川以外の河川について、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、事前に河川管理者と相談の上、一定の水位を設定し、具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

(ウ) 市町村長は、住民に対する避難のための準備情報の提供や指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。

市町村は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への移動や、「緊急安全確保」といった適切な行動を住民がとれるよう努めるものとする。

また、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。

イ 警察官等の措置

警察官及び海上保安官は、災害の発生により、住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、市町村長が措置をとることができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、直ちに当該地域住民に避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。

警察官及び海上保安官は、住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民等に避難のための立ち退きを指示することができる。

なお、立ち退き又は緊急安全確保措置を指示した場合は、直ちに市町村長へ通知する。

また、避難のための立退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認められるときは、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避等緊急安全確保措置を指示することができる。

ウ 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官及び海上保安官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に当該区域からの退去を命じることができる。

エ 知事等の措置（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

知事又はその命を受けた水防本部構成員は洪水又は高潮の氾濫及び地すべりにより著しく危

険が切迫していると認めるときは危険な区域の住民に対し避難のための立ち退きを指示するものとする。

(2) 高齢者等避難、避難指示等の内容

市町村長等が高齢者等避難の発表や避難の指示等を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行うものとする。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 高齢者等避難、避難指示等の理由
- オ その他必要な事項

(3) 避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡するものとする。

ア 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は報道機関の協力を得るほか、以下の方法などにより、周知徹底を図る。なお、周知に当たっては、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせるよう努めるものとする。

- 市町村防災行政無線（戸別受信機を含む）
- 有線放送
- 広報車
- サイレン又は警鐘
- ツイッター等のSNS
- 電話、FAX、登録制のメール
- ラジオ放送（コミュニティFMを含む）
- その他速やかに住民に周知できる方法

イ 関係機関の相互連絡

県、県警察、市町村、自衛隊及び海上保安部は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡するものとする。

4 避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部、市町村）

避難誘導は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、市町村職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

また、市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿及び個別避難計画は、本人の同意等を得た上で（市町村の条例に特別の定めがある場合を除く）、消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の市町村地域防災計画で定める関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。

(1) 市町村は、避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、自らの判断で「屋内安全確保」行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。

(2) 県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入

方法を含めた手順を定めるよう努めるものとする。

- (3) 県及び保健所設置市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、保健所と防災担当部局（県においては、県内市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。
- 5 避難所の開設・運営（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、教育庁、市町村）
避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、避難所を開設し受入れ保護する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者、女性への配慮、家庭動物対策、感染症対策及び性暴力・DVの発生防止などについても適切に対応するよう努めるものとする。
また、市町村は、避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- (1) 市町村は、避難所を設置する必要があるときは、学校、集会所、公民館その他の公共建物等を避難所として開設するが、これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。なお、避難所の開設が予定される施設については、風水害等に対する安全性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。
また、学校等の避難所については、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。
- (2) 市町村は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」及び「災害時における避難所運営の手引き～新型コロナウイルス感染症への対応編～」を参考とし避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。
また、その作成に当たっては、施設管理者と協議するものとする。
- (3) 大規模な災害が発生し、多くの住民が長期にわたり避難生活を送る際には、住民の自主防災組織などの避難住民自らが中心となって運営する方法が、混乱回避のためには最も現実的な運営方法であると考えられるが、この方法であっても、当然、市町村職員や施設管理者、ボランティアの支援は必要である。
- (4) 市町村は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりではなく女性を管理運営する者に入れるものとする。
また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレなど施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付など運営上の配慮などが必要である。
なお、女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センターなどを積極的に活用する。
- (5) 市町村は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
- (6) 市町村は、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。
- (7) 市町村は、家庭動物との同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、家庭動物の収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようルールの作成及び家庭動物との

同行避難訓練の実施に努める。

- (8) 市町村は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、段ボールベッド、畳・パーテイション、仮設風呂・シャワーなどである。
- また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。
- (9) 市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- (10) 市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- また、感染症により自宅療養中の住民が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。
- (11) 市町村は、避難所のライフラインの回復に時間をおこすと見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (12) 市町村は、避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (13) 市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

6 安否情報の提供（防災危機管理部、市町村）

県及び市町村は、消防、警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者へ提供する体制の整備に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理の徹底に努める。

第5節 要配慮者等の安全確保対策

風水害により、住民の避難を要する地域が数多く出た際に、住民の安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に特に支援を要する避難行動要支援者については、市町村が策定した避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

1 避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部、市町村）

避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画等により避難支援者による避難誘導、支援を行う。

（1）避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。なお、この場合、避難者の誘導措置を講ずること。

イ 危険な場所には、表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置すること。

ウ 状況により、高齢者、障害者、乳幼児、妊娠婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。

エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行うこと。

オ 高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市町村職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。

（2）避難順位

避難誘導は移動もしくは歩行困難な者を優先して行うものとするが、その優先順位等については、避難行動要支援者の全体計画等に基づき、市町村が定めるものとする。

（3）緊急入所等

市町村は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

2 避難所の設置、要配慮者への対応（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、市町村）

（1）避難所の開設は、本章第4節「避難計画」による。

県及び市町村は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、避難所内において要配慮者スペースを確保するとともに、健康状態等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮した福祉避難所を設置する。

避難所における支援として、具体的には、以下の3点が考えられる。

ア 避難所における要配慮者用相談窓口の設置

イ 避難所からの迅速・具体的な支援要請

ウ 避難所における要配慮者支援への理解促進

また、県は避難所の高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、市町村から派遣要請があった場合等、必要に応じて、「千葉県災害福祉支援チームの派遣に関する基本協定」により、千葉県災害福祉支援チーム（DWA T）を避難所へ派遣する。

（2）外国人への対応

県は、災害の状況に応じ、（公財）ちば国際コンベンションビューローに災害時多言語支援センターを設置し、同財団と連携して多言語での情報提供、外国人相談対応、市町村への翻訳・通訳支援、語学ボランティアの派遣等を行う。

市町村は、多言語による広報に努めるとともに、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し外国人に配慮した避難所運営に努める。避難所等で支援活動を行う語学ボランティアが不足する場合は、県災害時多言語支援センターへ派遣を要請する。

県災害時多言語支援センターは、市町村から要請があったときは、(公財) ちば国際コンベンションビューローに登録されている語学ボランティアを派遣する。

3 福祉避難所の設置（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）

避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を収容するため、福祉避難所に指定されている施設を福祉避難所として設置する。

(1) 福祉避難所の設置は、市町村長が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととができる。

(2) 当該市町村限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(3) 福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

4 避難所から福祉避難所への移送（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）

市町村は、避難所における要配慮者の健康状態等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

市町村は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、又は県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。市町村や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

5 被災した要配慮者等の生活の確保（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、市町村）

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討していくものとする。

また、被災した要配慮者等の生活の確保として、県及び市町村は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

(1) 要介護者等への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施

(2) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

第6節 消防・救助救急・医療救護活動

消防機関、水防機関及び危険物施設管理機関及び救助救急のための関係機関は、災害から住民の生命・財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。

また、災害により多数の傷病者が生じ、また、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき、県は関係機関と緊密に連携をとりながら、有する医療資源を最大限に活用し、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できるよう努める。

1 救助・救急（防災危機管理部、警察本部）

（1）活動体制

消防本部及び県警本部は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、県、県医師会、地区医師会、日赤県支部、自衛隊などの関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

（2）救助・救急活動

機関名	項目	対応措置
消防本部	救助・救急活動	<ol style="list-style-type: none">活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 (1) 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 (2) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。
	救急搬送	<ol style="list-style-type: none">傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療チーム等の車両のほか、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターへり、国保直営総合病院君津中央病院ドクターへり、千葉市消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行う。救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。
	傷病者多数発生時の活動	<ol style="list-style-type: none">災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療チームと密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。
県警察		<ol style="list-style-type: none">救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場、地下街等多人数の集合する場所等を重点に行う。救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐ等、速やかに医療機関へ搬送するために必要な活動を行う。
海上保安部（署）		<ol style="list-style-type: none">海難船舶が発生した場合は、その捜索・救助を行う。負傷者、医師、その他救助活動に必要な人員及び物資の海上輸送を行う。避難者の海上輸送及び誘導に協力し、避難を援助する。

(3) 救助・救急資機材の調達

- ア 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。
- イ 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者から借り入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

2 水防活動（県土整備部）

水害等の発生における水防活動については、「千葉県水防計画」に基づき実施する。

3 危険物等の対策（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁、市町村、警察本部）

(1) 高圧ガス等の保管施設の応急措置

機関別対応措置

機関名	対応措置
県及び千葉市	<ul style="list-style-type: none">1 高圧ガス保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にし、高圧ガス製造事業者等に必要な指示を行う。2 関係機関と連絡の上、必要に応じて高圧ガス取扱いの制限等の緊急措置を行う。3 連絡通報体制の早期確立を図る。
消防本部	<ul style="list-style-type: none">1 必要に応じて保安措置等についての指導を行う。2 関係機関との情報連絡を行う。
関東東北産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none">1 正確な情報把握のため、千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。2 災害発生に伴い千葉県及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造事業者等に対して施設等の緊急保安措置を講じ、被害の拡大防止を図るよう指導する。
ガス事業所	<ul style="list-style-type: none">1 ガスホルダーの受入れ、送出の停止又は調整を行う。2 地区整圧器の作動停止又は調整を行う。3 ホルダー、中圧ラインのガス空中放散を行う。

(2) 石油類等危険物保管施設の応急措置

県及び消防本部は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- ア 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止とともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ウ 危険物による災害時の自主防災組織活動と活動要領の制定
- エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

(3) 火薬類保管施設の応急措置

機関別対応措置

機 関 名	対 応 措 置
県及び千葉市	<p>延焼等により被害が拡大するおそれのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発する。</p> <p>1 関係機関には状況に応じた緊急措置を連絡する。 2 事業所には十分な水を確保できるよう指導し、消火施設等の強化を指示する。</p>
関東東北産業 保安監督部	火薬類製造事業所等の施設等が災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより、危険防止措置を講じるよう十分な監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは法令の定めるところにより緊急措置命令等を行うものとする。

(4) 毒物、劇物保管施設の応急措置

機関別対応措置

機 関 名	対 応 措 置
県	<p>次の各項の実施について指導する。</p> <p>1 毒物劇物の飛散、漏洩、浸透、火災等による有毒ガスの発生の防止に関する応急措置 2 中和剤等による除毒方法と周辺住民の安全措置 3 災害時における保健所（健康福祉センター）、警察署又は消防本部に対しての連絡通報</p>
県教育委員会	<p>災害時の活動について、次の対策を樹立しておき、それに基づき行動するよう指導する。</p> <p>1 災害時の任務分担 2 出火防止及び初期消火活動 3 危険物等の漏洩、流出等による危険防止 4 実験中における薬品容器、実験用容器の転倒、転落防止並びに転倒、転落等による火災等の防止 5 児童生徒等に対する、災害時における緊急措置に関する安全教育の徹底 6 被害状況の把握、情報収集及び伝達等 7 避難場所及び避難方法</p>

(5) 危険物等輸送車両等の応急対策

機関名	対応措置
消防本部	<p>1 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。</p> <p>2 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。</p> <p>3 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。</p>
県警察	輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。
関東東北産業保安監督部	<p>1 正確な情報把握のため千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。</p> <p>2 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。</p> <p>3 災害が拡大するおそれのあるときは、必要に応じ県内又は隣接都県に所在する各都県の高圧ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対し応援出動を指導する。</p>
関東運輸局	<p>危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。</p> <p>1 災害時の緊急連絡設備を整備する。</p> <p>2 災害時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋梁、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講じる。</p> <p>3 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。</p>
海上保安部（署）	<p>関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。</p> <p>1 危険物専用岸壁における荷役の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置</p> <p>2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策 必要に応じ、危険物積載船舶等の在港船舶に対する移動命令、航行の制限又は禁止</p>
日本貨物鉄道（株）	危険物積載タンク車等が、火災、漏洩等の事故を発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、JR貨物における応急措置要領（危険品貨物異常時応急処理ハンドブック）に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講じるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。

4 医療救護（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、市町村）

（1）関係者とその役割

ア 県民

- (ア) 災害に対する危機意識を常に持ち、自らの生命と健康を守るための対策を自発的かつ積極的に行うよう努める。
- (イ) 災害時に支援を求める必要が生じる場合に備え、自らの健康情報を適確に提供できるよう、日頃より準備に努める。また、自ら健康情報を提供することが困難な者については、その者の保護に責任を有する者が準備に努める。
- (ウ) 自らの安全を確保した上で、医療救護を必要としている者に対して、応急処置や搬送等の支援を可能な範囲で行うよう努める。

イ 市町村

- (ア) 災害時から地域医療の復旧に至るまで、医療救護所の設置をはじめとした住民等に対する医療救護活動を行う。
- (イ) 地域防災計画に基づいて医療救護に関する計画等を定め、災害時の医療救護体制の整備を図る。
- (ウ) 災害時においては救護本部を設置し、県の災害医療本部及び合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。
- (エ) 千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市は、市内の医療救護活動について助言及び調整を行う地域災害医療コーディネーターを配置する。
- (オ) 印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各保健所（健康福祉センター）所管区域の市町村は、前記（ア）（イ）（ウ）の他、県が合同救護本部を設置した場合は、その活動に参加して合同救護本部業務を担うとともに近隣市町村と連携した医療救護活動を実施する。

ウ 県

- (ア) 市町村による医療救護活動だけでは対応が困難な場合又は活動の強化が必要な場合は、市町村に対し、医療救護活動の応援を行う。
- (イ) 県内外の関係機関等と適切な医療救護活動の実施のために必要な調整を行う。
- (ウ) 地域防災計画に基づく医療救護に関する計画を作成し、災害時の医療救護体制（災害派遣精神医療チーム（以下「D P A T」という。）の編成、派遣の検討に関するなどを含む）の整備を図る。
- (エ) 災害時においては、県庁に災害医療本部を設置し、別に設置する合同救護本部、市町村の救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。
- (オ) 印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各保健所（健康福祉センター）所管区域ごとに、必要に応じ合同救護本部を設置し、地域内の災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。
- (カ) 災害医療本部に県内全域の医療救護活動について助言及び調整を行う災害医療コーディネーターを、合同救護本部に地域内の医療救護活動について助言及び調整を行う地域災害医療コーディネーターを、それぞれ配置する。

エ 医療機関

- (ア) 災害時における患者及び職員の安全確保等を定めた災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。
- (イ) 独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。
- (ウ) 災害時においては、(ア)に記載するマニュアル及び計画に基づき活動し、また、県、市町村、関係機関等と連携して活動する。

(エ) 災害拠点病院は、災害時に重症患者の受け入れや広域搬送への対応、災害派遣医療チーム（以下「DMA T」という。）の受け入れ及び派遣を行うなど、災害医療に関して中心的な役割を果たす。

また、災害時の対応をより速やかなものとするため、平常時から地域の災害医療体制の整備についても積極的に関与する。

(オ) 災害拠点病院となっていない県立病院においても、これに準じた機能を整備するとともに、職員の動員配備体制を確立し、後方収容機能を果たすものとする。また、全ての県立病院は後方受け入れとともに被災地への救護班の応援派遣を行うなど災害時医療の中核として活動する。

オ 関係団体

(ア) 県及び地域における医療救護に関する計画等の作成に参加する等、医療救護体制の整備に協力する。

(イ) 各団体の災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。

また、下部機関等を有する場合には、各機関に災害対策マニュアル及び業務継続計画の作成を促す。

(ウ) 独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。

(エ) 災害時においては、(イ)に記載する計画に基づき活動し、また、県、市町村、関係機関等と連携して活動する。

(2) 災害時の活動

ア 指揮と調整

(ア) 県においては災害医療本部を、市町村においては救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。また、県は、印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各保健所（健康福祉センター）の所管区域ごとに、必要に応じて合同救護本部を設置し、管内の医療救護活動の指揮と調整を行う。

(イ) 災害医療本部長は、災害医療コーディネーターの助言を得て、また、必要に応じ専門調整員から専門分野に係る助言を得て、災害医療本部の活動を統括する。

(ウ) 合同救護本部長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、また、必要に応じ地域専門調整員から専門分野に係る助言を得て、合同救護本部の活動を統括する。

(エ) 災害医療本部内にDMA T調整本部を置く。DMA T調整本部長は、千葉県内で活動するDMA Tの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて災害拠点病院等にDMA T活動拠点本部等を設置してDMA Tを配置し、指揮及び調整を行わせる。

(オ) 災害医療本部内にD P A T調整本部を置く。D P A T調整本部長は、千葉県内で活動するD P A Tの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて、保健所（健康福祉センター）等にD P A T活動拠点本部等を設置してD P A Tを配置し、指揮及び調整を行わせる。また、必要に応じてDMA Tや他の医療救護班との調整をはかる。

(カ) 県が対応するDMA T以外の医療救護班については、災害医療本部内の派遣救護部及び合同救護本部で活動の指揮と調整を行う。

(キ) 千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市の救護本部の長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、救護本部の活動を統括する。

(ク) 印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各保健所（健康福祉センター）所管区域の市町村の救護本部の長は、必要に応じて、合同救護本部に支援や調整を求めることができる。

イ 医療救護の対象者

本節における医療救護の対象者（以下「傷病者等」という。）は次のとおりとする。

(ア) 災害に起因する負傷者

(イ) 災害又は災害により変化した環境等に起因し、発症または悪化した疾患（精神疾患を含む）

を有する者

(ウ) 災害により地域の医療機能が喪失又は低下したことに伴い、適切な医療の提供を受けられなくなった者

(エ) 災害により在宅において医療の提供を受けることが困難となった者

ウ 情報の収集と提供

市町村及び県は、医療機関、医師会等の関係団体、消防、警察、その他の関係機関との連携し、以下について情報収集を行い、相互に提供するとともに、関係機関へも提供する。

(ア) 傷病者等の発生状況

(イ) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況

(ウ) 避難所及び医療救護所の設置状況

(エ) 医薬品及び医療資器材の需給状況

(オ) 医療施設、医療救護所等への交通状況

(カ) その他医療救護活動に資する事項

エ 医療救護活動の実施

(ア) 市町村及び県は、緊密な連携のもとに協力して医療救護活動を行う。

(イ) 市町村長は、当該市町村の医療救護に関する計画に基づき、医療救護所の設置等、医療救護活動を行う。市町村による医療救護活動だけでは対応が困難な場合は、県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。

(ウ) 知事は、市町村長からの応援要請がない場合であっても、必要と認める場合は当該市町村の傷病者等に対する医療救護活動を行う。

(エ) 知事は、医療救護に関する計画に基づき、次のとおり医療救護活動を行う。

a 災害時の医療救護活動の総合調整に関すること。

b 医療機関等の被害状況及び医療ニーズ等の収集、分析に関すること。

c 医療チームの編成、派遣に関すること。

d 患者の搬送及び受入れの調整に関すること。

e 医療機関、医療チームへの支援に関すること。

f 関係機関、他都道府県等に対する支援要請及び連絡調整に関すること。

g その他の傷病者等の医療救護に関すること。

オ 医療機関の役割分担と患者受け入れ先の確保

(ア) 傷病者等の受け入れについては、重症度と緊急性、所在する医療機関の機能に応じた受け入れ先をあらかじめ各地域で検討し、災害時の速やかな受け入れに努める。

(イ) 災害拠点病院は、他医療機関の機能維持状況等が不明な場合は、被災地からのとりあえずの搬送先として、重症傷病者を受け入れる。

(ウ) 医療機関は、転院搬送の必要がある場合に、医療機関での搬送調整が困難な場合は、市町村の救護本部又は合同救護本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた市町村の救護本部又は合同救護本部は搬送先の確保に努める。

(エ) 搬送先の確保を要請された市町村の救護本部又は合同救護本部において搬送先の確保が困難な場合は、災害医療本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた災害医療本部は搬送先の確保に努める。

カ 傷病者等の搬送

大規模災害時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のとおりとする。

(ア) 市町村は、傷病者等を医療救護所又は医療機関へ搬送することに努める。

(イ) 緊急車両等による搬送は重症者を優先する。

(ウ) 医療チーム等は、応急処置を実施した上で、さらに医療機関で医療の提供を受ける必要がある者で、自ら移動することが困難な者の搬送を市町村長又は知事に要請する。

(エ) 自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から医療救護所へは市町村が、医療救護所

から医療機関へは市町村及び県がそれぞれ防災関係機関との連携のもとに実施する。

(オ) 県民は、自らの安全を確保した上で、救護所等への搬送が必要と思われる傷病者等について、自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等可能な範囲で協力する。

キ 応援要請

(ア) 市町村長は、必要に応じて、市町村立病院の医療救護班に出動を命じ、地区医師会等の関係団体の長に医療救護班の出動を要請するほか、知事及び他の市町村長等に医療救護班の派遣その他の応援を要請する等、必要な措置を講ずる。

(イ) 知事は、必要に応じて、DMA T及びD P A Tの派遣を要請し、県医療救護班の出動を命じ、県医師会等の関係団体の長及び日本赤十字社千葉県支部長に医療救護班やこころのケア班等の出動を要請する。また、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請するほか、連絡調整その他必要な措置を講ずる。

(ウ) 知事は、県内の関係機関のみでは被災地における十分な医療救護活動が困難と認めた場合は、「九都県市災害時相互応援等に関する協定」等に基づき、近隣都県市に、医療救護班の派遣や県内からの患者の受け入れ等を要請する。

(エ) 知事は、前記に定める要請のほか、必要があると認めるときは、災害対策基本法に基づき、他の道府県の道府県知事等に対し、応援を求める。

ク 応援の受け入れと活動の指揮及び調整

(ア) 県は、他の都道府県等からの医療救護班や医療ボランティア（以下「救援者」という。）を受け付け、全県的な活動の調整を行う。

(イ) 県は、受け付けた救援者に活動の指揮と調整を受ける部署を示し、当該部署の責任者の下で活動するよう要請する。

(ウ) (イ) の部署は、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市の救護本部、印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の合同救護本部及び医療機関とする。

(エ) (ウ) の市救護本部、合同救護本部及び医療機関の長は、救援者を受け入れ、その活動の指揮と調整を行う。

ケ 医薬品及び医療資機材（以下「医薬品等」とする。）の確保

災害時における医薬品等の確保については、原則として以下の通りとする。

(ア) 市町村は、医薬品等を備蓄し、必要に応じて医療救護所等に提供する。医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市においては直接、その他の市町村においては合同救護本部を通じて、災害医療本部に提供を要請する。

(イ) 医療機関はあらかじめ医薬品等を備蓄する。使用する医薬品等が不足した場合は卸業者を通じて確保に努める。卸業者からの確保が困難な場合は、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市に存する医療機関にあっては災害医療本部に、その他の市町村に存する医療機関にあっては合同救護本部を通じて、災害医療本部に供給を要請する。

(ウ) 県は、医薬品等を備蓄し、市町村等の求めに応じて提供する。医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、卸業者への供給の要請、国・他都道府県への提供の要請等を行う。

(エ) 卸業者は、業務継続計画を実施し、医薬品等の供給に努める。

コ 血液製剤の確保

(ア) 血液製剤が不足した医療機関は千葉県赤十字血液センターに供給を要請する。

(イ) 県内での血液製剤の供給が不足する場合、千葉県赤十字血液センターは、日本赤十字社関東甲信越ブロック血液センターに供給を要請する。また、県も厚生労働省を通じて、日本赤十字社本社に供給を要請する。

サ 地域医療体制への支援

市町村又は県は、地域における診療機能の復旧状況に応じて、市救護本部又は合同救護本部の

調整のもとに、巡回診療等を行い、地域の医療体制の復旧を支援する。

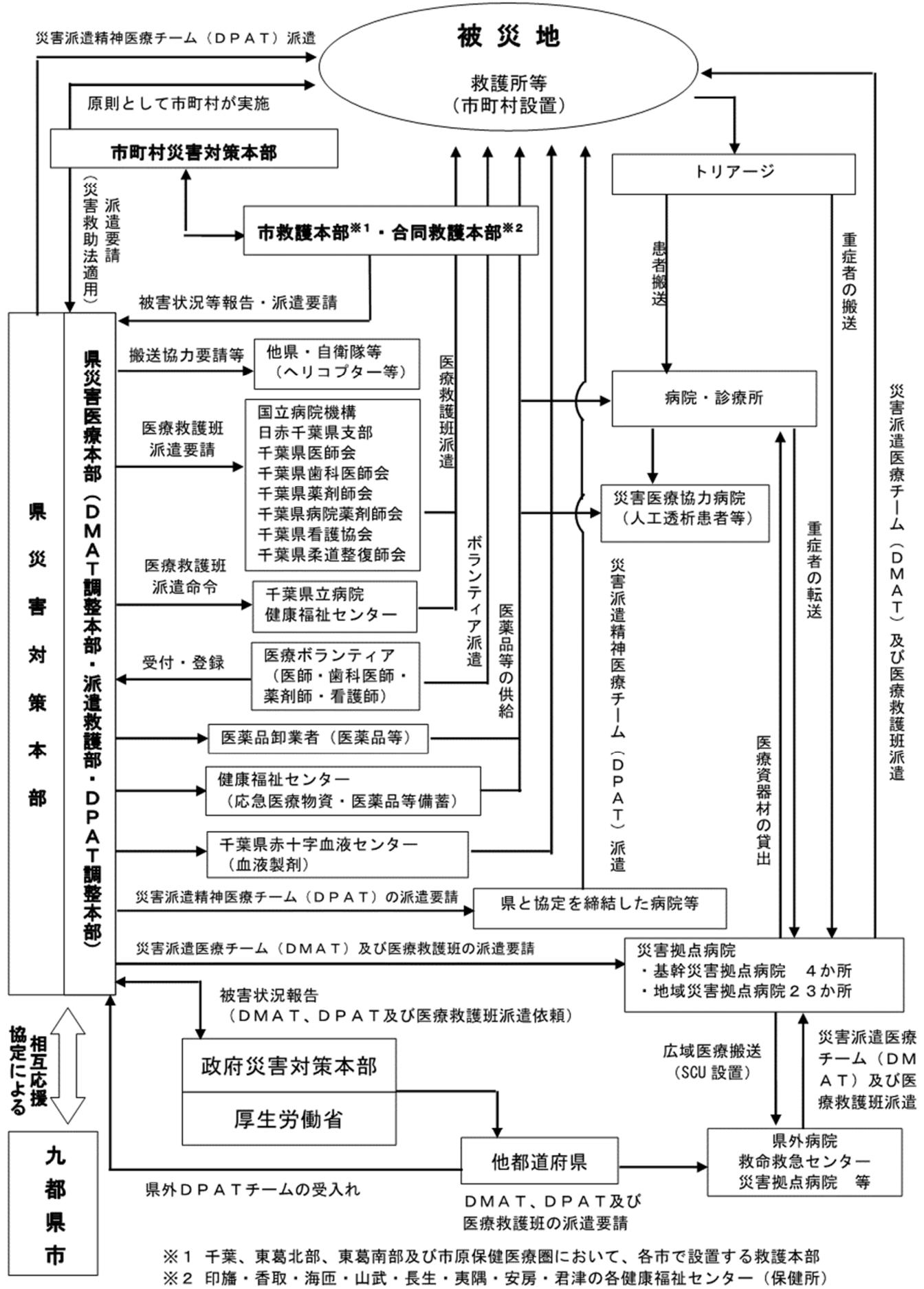
(3) 災害救助法による医療及び助産

災害救助法が適用された場合には、災害救助法に基づく医療及び助産については知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができます。

また、知事又は救助実施市の長は、日本赤十字社千葉県支部長と締結した委託契約に基づき、救助又はその応援を実施させることができる。

医療救護活動の体系図



災害拠点病院一覧図



医療機関隣接ヘリコプター離着陸場一覧

地 域	医 療 機 関	隣接ヘリコプター離着陸場
千葉市中央区	千葉大学医学部附属病院	千葉大学医学部附属病院 専用ヘリポート
千葉市中央区	国立病院機構千葉医療センター	千葉市立椿森中学校
千葉市中央区	千葉市立青葉病院	千葉市青葉看護専門学校
千葉市美浜区	千葉県救急医療センター	印旛沼下水道事務所
千葉市美浜区	千葉市立海浜病院	印旛沼下水道事務所
習志野市	千葉県済生会習志野病院	屋敷近隣公園
船橋市	船橋市立医療センター	船橋市立運動公園陸上競技場
市川市	東京歯科大学市川総合病院	東京歯科大学市川総合病院 専用ヘリポート
浦安市	東京ベイ・浦安市川医療センター	広尾防災公園（市川市）
浦安市	順天堂大学医学部附属浦安病院	エクセル航空（株）ヘリポート
八千代市	東京女子医科大学附属 八千代医療センター	東京女子医科大学附属 八千代医療センター専用ヘリポート
松戸市	松戸市立総合医療センター	松戸市立総合医療センター 専用ヘリポート
松戸市	千葉西総合病院	千葉西総合病院 専用ヘリポート
柏市	東京慈恵会医科大学附属柏病院	柏市大堀川防災レクリエーション公園
佐倉市	東邦大学医療センター佐倉病院	佐倉市王子台小学校
成田市	成田赤十字病院	成田赤十字病院 専用ヘリポート
成田市	国際医療福祉大学成田病院	国際医療福祉大学成田病院 専用ヘリポート
印西市	日本医科大学千葉北総病院	日本医科大学千葉北総病院 専用ヘリポート
東金市	東千葉メディカルセンター	東千葉メディカルセンター 専用ヘリポート
旭市	総合病院国保旭中央病院	総合病院国保旭中央病院 専用ヘリポート
香取市	千葉県立佐原病院	香取市利根河川敷緑地
鴨川市	亀田総合病院	亀田総合病院 専用ヘリポート

館山市	安房地域医療センター	安房地域医療センター 専用ヘリポート
木更津市	国保直営総合病院君津中央病院	国保直営総合病院君津中央病院 専用ヘリポート
市原市	千葉県循環器病センター	千葉県循環器病センター 専用ヘリポート
市原市	帝京大学ちば総合医療センター	帝京大学ちば総合医療センター 専用ヘリポート
市原市	千葉労災病院	市原市立辰巳台中学校

5 航空機の運用調整等（防災危機管理部、健康福祉部、警察本部）

県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部事務局に航空機の運用を調整する航空運用調整班を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。

航空運用調整班は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMA T調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。

航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るために、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

災害時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想されるところである。このため県民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

1 災害警備計画

(1) 千葉県警察災害警備実施計画（警察本部）

ア 基本方針

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における公共の安全と秩序の維持に当たるため、平素から管内の実態を把握するとともに、防災関係機関と緊密な連絡協調を図り、積極的な関係情報の収集と的確な情勢判断により、早期に警備態勢を確立して、災害情報の収集、共有、避難誘導、交通の確保、犯罪の予防検挙、人命の救助、財産の保護等の諸活動を行うことを基本とする。

イ 警備体制

(ア) 災害警備連絡室

県内に警報（波浪警報を除く。）が発表された場合等

(イ) 災害警備対策室

県内で各種警報（波浪を除く。）に加えて土砂災害警戒情報又は氾濫危険情報が発表され、要救助事案が発生し又は発生する可能性がある場合等

(ウ) 災害警備本部

県内に特別警報が発表された場合等

ウ 災害警備活動要領

(ア) 要員の招集及び参集

(イ) 気象情報及び災害情報の収集及び伝達

(ウ) 装備資機材の運用

(エ) 通信の確保

(オ) 負傷者の救出及び救護

(カ) 避難誘導及び避難地区の警戒

(キ) 警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置

(ク) 災害の拡大防止と二次災害の防止

(ケ) 報道発表

(コ) 行方不明者の捜索及び迷子等の保護

(サ) 死傷者の身元確認、遺体の収容

(シ) 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）

(ス) 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）

(セ) 協定に基づく関係機関への協力要請

(ソ) その他必要な応急措置

(2) 海上保安部（署）非常配備等計画

ア 大規模海難等の発生が予想される場合においては、海上保安庁非常配備規則に基づき、次の段階に分けて発令するとともに、海上における犯罪の予防及び鎮圧、人命及び財産の保護並びに海洋汚染の防止に対処する。

イ 警戒配備（注意体制）

管内に大規模海難等に至らない海上における災害の発生が予想されるときに緊急に事前の措置

を実施し、これに備える態勢を確立するため、要員の増強、通信の強化及び巡視船艇・航空機を待機又は出動させる等の措置を実施する。

ウ 非常配備

大規模な海難、その他海上における災害であって、社会的に著しく影響の大きい事態の発生が予想されるときは、非常配備乙を発令して、緊急に事前の措置を実施し、これに備える態勢を確立するため、要員の増強、対策の検討、通信の強化及び巡視船艇・航空機を待機又は出動させる等の措置を実施する。

エ 警備要領

- (ア) 海上における治安の確保及び海上における遭難者（陸上から流れ出した漂流者を含む）の救助作業は、所属巡視船艇あるいは他の海上保安部署からの応援派遣巡視船艇、航空機をもって実施し、救護を必要とする者については、対策本部及び医療機関等と連絡を密にして、早急に引渡し、場合によっては医師、看護師等が巡視船艇に直接乗船して救護に当たる。
- (イ) 災害時の救助活動を行うに際し、海上自衛隊との任務分担及び情報の交換については、海上自衛隊横須賀地方隊と第三管区海上保安本部との海上における災害派遣に関する地方協定による。

2 交通対策計画（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、警察本部、市町村）

(1) 災害時における危険箇所

道路の路肩決壊及び法面崩落による危険箇所は、＜資料編5-6 道路の路肩決壊及び法面崩落による危険箇所＞のとおりである。

(2) 被災施設の応急対策方法

ア 交通支障箇所の調査

道路管理者は、その管理する道路について、災害時における危険箇所をあらかじめ調査し、把握しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害の状況を調査の上、報告するものとする。

イ 調査及び報告

市町村の調査班は、調査の結果支障箇所を発見した場合は、下記の要領により報告するものとする。

- (ア) 市町村の調査班は、当該市町村の道路について支障箇所を発見したときは、速やかにその路線名・箇所・拡大の有無・う回路線の有無その他被災の状況等を市町村長に報告するものとする。
- (イ) 市町村長は（ア）による報告を受けたときは、その状況を直ちに当該市町村の区域を管轄する関係機関の長に報告するものとする。

(3) 交通規制

ア 道路管理者の通行の禁止又は制限

道路管理者は、その管理する道路について、道路法第46条の規定により、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて通行を禁止し、又は制限するものとする。

イ 公安委員会の交通規制

- (ア) 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。

- (イ) 公安委員会は、県内又は隣接・近隣都県の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

- (ウ) 公安委員会は、緊急交通路の指定を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等につい

て要請するものとする。

ウ 警察署長の交通規制

警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認められるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

エ 警察官の交通規制等

(ア) 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行う。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等をすることができる。

(イ) 警察官は、通行禁止区域等（前記イ（イ）により通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。）において車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかつたり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。

オ 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等

(ア) 自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、前記エ（イ）の職務の執行について行うことができる。

(イ) 自衛官等は、前項の命令をし又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

＜資料編5-3　自衛官及び消防吏員の作成する措置命令・措置通知書＞

カ 海上保安部（署）の海上交通規制

(ア) 港内及び航路付近の障害物の状況及び船舶交通の輻輳状況に応じ、必要のある場合には航行制限を実施するものとする。また、東京湾海上交通センターは海上交通情報の提供、航路管制及び巡視船艇により航路航行船舶の交通整理を実施するものとする。

(イ) 航行制限の実施及び航路標識の流失、移動、消灯等については、発生の都度、水路通報又は管区航行警報の他、海の安全情報等により周知を図るとともに、航路標識については応急復旧の措置をとるものとする。

(4) 道路啓開

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じるものとする。

なお、道路管理者等は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知するものとする。

ア 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者等は区間を指定して以下を実施する。

- ・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ・運転者の不在時等は、道路管理者等自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）

イ 土地の一時使用

アの措置のため、やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。(沿道での車両保管場所の確保)

ウ 関係機関、道路管理者間の連携・調整

知事は、道路管理者である市町村(指定都市を除く)に対し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため、特に必要があると判断されるときは、必要な措置をとることを指示することができる。

(5) 緊急通行車両の確認等

ア 緊急通行車両の確認

(ア) 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両(道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両)であることの確認を求めることができる。

(イ) 前記(ア)により確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。

(ウ) 前記(イ)により交付を受けた標章は、当該車両内の見やすい箇所に掲出する。
また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

(エ) 届出に関する手続は、別に定める。

イ 緊急通行車両の事前届出・確認

(ア) 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関(以下「指定行政機関等」という。)が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

(イ) 公安委員会は、前記(ア)により緊急通行車両に該当すると認められるものについては、緊急通行車両等事前届出済証(以下「届出済証」という。)を交付する。

(ウ) 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、高速道路交通警察隊本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記ア(ア)の確認を受けることができる。この場合においては、確認審査を省略して前記ア(イ)の標章及び確認証明書を交付する。

(エ) 事前届出・確認に関する手続は、別に定める。

<資料編5-1 緊急通行車両等の確認及び規制除外車両の確認及び事前届出事務手続き等>

(6) 規制除外車両の確認等

ア 規制除外車両

緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両(以下「規制除外車両」という。)とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外することとする。

イ 規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、前記(5)アを準用する。

ウ 規制除外車両の事前届出・確認

緊急通行車両とならない車両であって

- ・ 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- ・ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ・ 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)
- ・ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

については、規制除外車両の事前届出制度の対象とする。事前届出・確認は、前記(5)イを準用する。

(7) 交通情報の収集及び提供

ア 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、専従の収集班を編成して行う。

なお、警察本部においては、隣接都県警察及び警察庁(管区警察局を含む。)と連携を密にし、交通情報の収集を行う。

イ 交通規制等交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

(8) 東日本高速道路㈱の安全対策

県公安委員会が行う緊急交通路の確保に係る交通規制に協力し、かつ、規制状況等を利用者に広報する。

また、道路が被災を受け、交通に支障がある場合には、速やかに応急復旧作業の実施に努める。

(9) 首都高速道路㈱の交通対策計画

ア 災害予防計画

(ア) 現況

首都高速道路の、千葉県内における現況は、次のとおりである。

なお、全区間自動車専用道路に指定されており、一般街路とは全て立体交差となっている。

a 道路の現況（千葉県内供用路線）

路線名	区間	供用延長 km	うち 千葉県内 供用延長 km	一般道路との連結施設（出入口）名	
				入 口	出 口
高速湾岸線	横浜市金沢区並木～市川市高谷	62.1	8.9	舞浜 浦安（2） 千鳥町	浦安（2） 千鳥町

b 管理施設の現況（千葉県内）

平成26年10月1日現在

区分 路線名 種類	交 通 施 設		出入口	避難設備
	交 通 管 制 施 設	非常電話	出入口	非常口
高速湾岸線	可変規制標識 24ヶ所 街路可変情報板 1ヶ所 可変情報板 7ヶ所 車両感知器 91ヶ所 交通監視用カメラ 16ヶ所	40ヶ所	出口3 入口4	6ヶ所

首都高速道路の構造物は、「橋、高架の道路等の技術基準について」〔建設省（国土交通省）道路局長、都市局長通達〕などに従い、地質、構造などの状況に応じ、関東大震災級の地震に耐え得るよう十分な安全を見込んでいるほか、高架橋については、桁落下防止装置を設置して、より一層の安全性を高めている。また、トンネル、高架橋などには非常口を整備し、災害時の緊急事態においても、利用者などはこれらの非常口から安全に脱出できることとしている。

しかしながら、平成7年兵庫県南部地震の発生により、高架橋等が大きな被害を受けたことから、「橋、高架の道路等の新設及び補強に係る当面の措置について」〔建設省（国土交通省）道路局：平成7年5月〕に準拠した構造としていくほか、利用者の安全対策など、地震防災対策のより一層の強化充実を図ることとする。

(イ) 事業計画

a 概要

(a) 阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ、「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を向上する対策を実施していくほか、利用者の安全対策など、地震防災

対策のより一層の強化充実を図ることとする。

(b) 災害に備え、道路構造物等について常時点検を行う。

b 実施計画の内容

(a) 高架橋の安全性の強化

「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、落橋防止システム及び支承部構造の一層の強化を図る。

なお、橋脚の耐震対策（橋脚を鋼板巻き立て等で補強）は平成10年度、地盤流動化対策（鋼管矢板壁工法）は平成11年度をもって完了している。

(b) 地震が発生した時の利用者の安全対策

① 利用者への情報伝達の充実

② 避難・誘導施設の整備

③ 利用者の対処方法についての十分な広報

(c) 首都高速道路の構造物及び道路附属物その他の管理施設等の常時点検

(d) 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設の常時点検

イ 災害応急対策計画

(ア) 災害時における体制

災害又は交通障害の発生が予想されるとき、あるいは災害が発生したときは、警戒体制、緊急体制又は非常体制のうち、災害の種類及びその程度に応じた規模及び内容の体制をとり、速やかな役職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な措置を講ずる。

(イ) 災害応急対策

災害が発生したときは、利用者の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路の機能回復を図る。

a 災害が発生したときは、首都高速道路株式会社が実施する交通規制に協力し、かつ規制状況等を利用者に広報する。

b 利用者の被災の状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。

c 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。

d 工事の箇所については、その被災の状況に応じて必要な措置を講ずる。

(ウ) 災害時の広報

利用者が非常事態に即応して適切な措置がとれるよう、応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等の情報を、標識、情報板、料金所看板等の各種道路情報提供設備を用いるほか、ラジオ等各種メディアを最大限活用して、正確かつ迅速に利用者に提供する。

(エ) 緊急道路啓開

残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を樹立し、関係機関等とも協力のうえ、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。

3 在港船舶対策計画（県土整備部、農林水産部）

(1) 在港船舶対策計画

ア 曳船の隻数及び性能

曳船の状況は、<資料編6-6 曳船の状況>のとおりである。

イ 災害防止の方法

(ア) 一般対策（主として千葉港、木更津港、銚子漁港、勝浦漁港）

a 気象通報組織を通じて予警報の周知徹底をはかる。

b 巡視艇艇及び海上保安部署による情報周知、保船等の指導

c 関係機関との情報交換

(イ) 台風対策（千葉港、木更津港）

a 台風等が千葉港及び木更津港に来襲し、災害の発生が予想されるときは、千葉港長及び木更津港長は「千葉港台風・津波等対策委員会」及び「木更津港台風・津波等対策委員会」の審議を踏まえ、在港船舶等に対し必要な勧告を行う。

(a) 第一警戒体制（荒天準備）

台風が千葉県内湾（千葉港及び木更津港含む）に接近するおそれがあると判断された場合

- ① 在泊船舶は台風の動向に留意し、必要な荒天準備を整えること。
- ② 荷役中の船舶は、天候の急変に備え荷役を中止できるように準備するとともに、危険物荷役・港内工事作業については、中止基準を遵守すること。
- ③ 岸壁・桟橋等水際線付近にある物件等の高潮、高波、強風による流出防止を強化すること。
- ④ AIS搭載船及びVHF装備船は、AIS・VHFの作動状況を確認すること。
- ⑤ その他必要事項

(b) 第二警戒体制（避難勧告）

台風が千葉県内湾（千葉港及び木更津港含む）に接近する公算が極めて大なりと判断された場合、あるいは千葉県内湾が重大な影響を被ると判断した場合

- ① 総トン数500トン以上の船舶は離岸又は離桟して万全の措置をとること。（但し、旅客が乗船中の客船等にあっては、この限りでない。）
- ② 前項但書きの旅客船、静穏度の高い係留施設に停泊する船舶及び耐航性が不足している船舶等が当該係留施設において待機する場合は、係留索の増し取り等の係留強化策を講じること。（木更津港）
- ③ 総トン数500トン未満の船舶は安全な場所に避難すること。
- ④ 木材等流出防止のため厳重な見回り監視体制を強化すること。
- ⑤ 國際VHF（ch16）を常時聴守する等、海上保安庁との連絡手段を確保すること。
- ⑥ AIS搭載船舶はAIS常時作動を維持すること。
- ⑦ 当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。
- ⑧ その他必要事項

b 在港船舶に対する避難勧告

(a) 避難勧告発令時期の基準

避難勧告を発令する基準は、風速15m以上の強風圏が千葉県内湾（千葉港及び木更津港含む）に達する前に船舶の避難が安全に完了するような時期を選定する。

(b) 勧告の周知

- ① 「台風等対策情報連絡系統等による通報」……千葉港長、木更津港長は、電話、FAX等により関係機関へ連絡する。
- ② 「第三管区海上保安本部警備救難部救難課運用司令センターからの放送」
……超短波無線電話（国際VHF CH16 呼出名称
よこはまほあん）により在港船舶に対し放送（CH
12）する。
- ③ 「巡視船艇による現場周知」……拡声器等により在港船舶等に周知する。
- ④ 「沿岸域情報提供システム（海の安全情報）への掲載」
……インターネット

c 流出油対策

石油コンビナート等特別防災区域内の係留施設にある船舶によるものについては「千葉県石油コンビナート等防災計画」により、それ以外については、第5編第4章「油等海上流出災害対策」を適用する。

ウ その他の対策

(ア) 港長権限に基づく港内整理

港則法により特定港（千葉港、木更津港）における船舶交通の安全及び港内の整頓を図る。

(イ) 貯木対策

貯木場管理者に対し、状況により貯木場の網端^{あば}の監視の強化又は緊急水切り等を行わせる。

(ウ) 物件等に対する応急措置

五井及び姉ヶ崎地区に大工場、製油所、油槽所が建設され、高潮、波浪が大きく護岸施設を乗り越えて海水が流れ込み、重要施設の浸水による被害が考えられるので、この保安についてその対策を立てる。

(エ) 避難場所等の整備

荒天時においても利用可能な避泊地を創出するため、防波堤の整備及び小型タンカー用の船溜の整備を進める。

4 緊急輸送（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部）

災害時の被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、道路（緊急輸送道路）、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設を指定し、これら陸海空を連携する緊急輸送ネットワークを定めた。

(1) 緊急輸送道路

機能別に1次、2次及び3次路線に分類し、1次路線は、県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路、2次路線は、第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路、3次路線は、その他の防災や輸送のための拠点との連絡する道路である。

(2) 港　　湾

千葉港（千葉中央地区、葛南東部地区、葛南中央地区）

木更津港（富津地区）

館山港（宮城地区）

(3) 漁　　港

銚子漁港、大原漁港、勝浦漁港、鴨川漁港

(4) 飛行場等

ア 空　　港

成田国際空港

イ 自衛隊駐屯地及び基地

陸上自衛隊……習志野駐屯地、下志津駐屯地、木更津駐屯地、松戸駐屯地

海上自衛隊……下総航空基地、館山航空基地

航空自衛隊……第4補給処木更津支処

ウ 臨時離発着場

千葉県西部防災センター、千葉市消防ヘリポート、千葉県総合スポーツセンター、

幕張海浜公園、青葉の森公園、行田公園、柏の葉公園、印旛沼公園、蓮沼海浜公園、

館山運動公園、富津公園

(5) 江戸川緊急用船着場

市川緊急用船着場、松戸緊急用船着場

※ 緊急用船着場とは、大規模災害時に河川管理施設災害の復旧資機材や救援物資等を江戸川等の河川を通じて搬入、荷揚げするための施設であり、緊急用河川敷道路と連携して機能する。

緊急用河川敷道路については完成には至っていないが、一部通行可能である。

<資料編5-8 緊急用船着場位置図及び緊急用河川敷道路計画図>

第8節 救援物資供給活動

災害時に被災者的人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需物資の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車両、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。

なお、県からの救援物資の供給支援は、市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づいて行うことを原則とするが、通信の途絶や市町村機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援などの積極的な支援も視野に入れた活動体制をとるものとする。

また、県及び市町村は、大規模災害時において国からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。

1 応急給水（総合企画部、防災危機管理部、企業局、市町村）

災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない住民（ポンプの停止により、水の利用ができなくなった集合住宅の住民や、井戸水利用者なども含む）に対して、浄・給水場等での拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する。

（1）実施機関

ア 飲料水の供給は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととができる。

イ 市町村長は、当該市町村限りで処理不可能な場合、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

ウ 県、企業団及び市町村圏組合の水道事業体は、市町村が行う応急給水に対し、積極的に協力する。

エ 水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」等により実施する。

＜資料編1-12 千葉県水道災害相互応援協定＞

オ 水道業者への応援要請については「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等により実施する。

＜資料編1-12 災害時等における水道復旧活動に関する協定＞

（2）給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最少一人1日3リットルとし、水道施設の復旧の進捗により順次增量する。

また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

（3）水道事業体（県営水道を除く）による飲料水の供給

ア 飲料水供給方法

応急給水は、拠点給水を原則とし、被害の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施するものとする。

イ 広報

災害時における応急給水方法、給水拠点場所、飲料水調達方法及び水質について、適切な広報活動を実施する。

なお、情報提供を充実させるため、千葉県ホームページ等から各事業体ホームページへ適宜リンクを設定する。

(4) 県営水道の応急給水

災害により飲料水の確保が困難な給水区域の住民に対し、給水区域内市と密接に連携して応急給水を実施することとし、必要な対策を定める。

なお、平常時から給水区域内市と連絡調整会議等による意見交換や、合同防災訓練を行いながら連携強化を図る。

ア 飲料水の確保

一人1日の最低水量を3リットルとし、以後復旧工事の進捗により順次増量する。

応急給水用の用水は、19箇所の浄・給水場の配水池容量79万m³のうち緊急遮断弁の作動により確保する最大46万m³の貯留水を充てるほか、予備水源である県企業局の井戸を活用する。

<資料編7-4 県営水道配水池一覧表>

イ 給水方法

(ア) 浄・給水場等での拠点給水

19箇所の浄・給水場の応急給水設備及び仮設給水栓により給水車への注水及び住民への応急給水を行う。

(イ) 給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水

a 給水区域との連携

発災後直ちに給水区域内市と連絡を取り、被災状況の把握に努めるとともに、市の災害対策本部に局職員を派遣し、情報の収集と共有化を図りながら、給水場所及び給水方法について市と綿密に協議する。

b 給水車等による給水

市の開設する避難所、病院等の重要施設、その他被害状況に応じて市が要請する地点・地域において、災害時の応援協定を締結している千葉県水道管工事協同組合の応援を得て、給水車及び給水タンクにより応急給水を行う。

また、県営水道による応急給水は市からの要請や各市対策本部に派遣した連絡調整員が把握した支援ニーズを踏まえ、市災害対策本部の指揮の下、行う。

なお、通信の途絶や市機能の低下等により、要請活動が困難になる場合は、「プッシュ型」の応急給水支援を視野にいれた活動体制をとるものとする。

県営水道のみで対応できない場合は「千葉県水道災害相互応援協定」及び東京都水道局等との「災害相互応援に関する協定」等に基づき応援を要請するとともに、退職者から成る「災害時支援協力員制度」を活用し、人員の増強を図る。

c 市町村の要請によるボトル水及び非常用飲料水袋による給水

乳幼児や高齢者等を対象としたボトル水の配布や容器を持参しない住民への非常用飲料水袋による給水を行う。

(ウ) 仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水

a 消火栓等を活用した給水（可搬型）

配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。

b 仮配管による給水（固定型）

復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。

ウ 広報

発災時の応急給水時間、場所及び給水方法、断水地域と復旧の見込み、停電時に活用できる直結給水栓等のお知らせ等について、県企業局ホームページ等に掲載するとともに、必要に応じ広報車の巡回により情報を提供する。

エ 水質の安全対策

応急給水用資機材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。住民の備蓄水については、容器の取扱い等、安全対策を指導する。

(5) 補給水利及び応急給水用資機材の現況

ア 補給水利の現況

県営水道 <資料編7-2 県営水道の補給水利の現況>

市町村水道 <資料編7-3 市町村水道等の補給水利の現況>

イ 応急給水用資機材の保有状況

県営水道 <資料編6-7 県営水道の応急給水・復旧用機材の保有状況>

市町村水道 <資料編6-8 市町村(組合、企業団)営水道給水車両及び機材等の保有状況>

2 食料・生活必需物資等の供給体制 (防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農林水産部、市町村)

県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めるものとする。

県及び市町村は、備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による供給を行う。

(1) 救援物資の確保

ア 備蓄品の活用

必要に応じ、備蓄倉庫の保有物資の活用を図る。

<資料編6-11 県の備蓄品目 (防災危機管理部)>

イ 協定企業等からの調達

災害時の物資等の供給等に関する企業・団体との協定に基づき、関係部局と連携して必要な物資を調達する。

<資料編1-12 応援協定等一覧表>

ウ 国・他都道府県からの調達

災害時の九都県市、関東地方知事会との相互応援協定等に基づき、他都道府県等から支援物資を調達する。

備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国に対し、物資の調達を要請する。

<資料編1-12 九都県市災害時相互応援等に関する協定>

<資料編1-12 震災時等の相互応援に関する協定>

<資料編1-12 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定>

エ 義援物資の受付

必要に応じて、企業等からの義援物資を受け付ける。

ただし、過去の災害において、個人等の小口義援物資については、被災地の需要に対応した形で供給することが困難であり、不要物資の滞留等の原因となることが示されたことから受入れを制限する。

(2) 政府所有米の供給計画

政府所有米の調達を要するときは、知事は、農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)の規定に基づき、知事は、農産局長と売買契約を締結したうえで、農産局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業体から当該米穀の引き渡しを受ける。ただし、当該米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により売買契約を締結するいとまがないと農産局長が認めるときは、売買契約の締結前であっても、受託事業体から引き渡しを受けることができる。

なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて

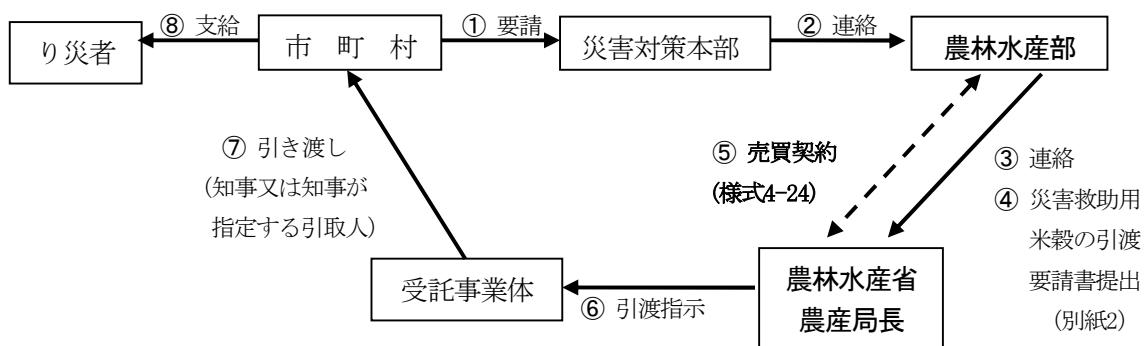
調達する場合は、玄米引渡しであるから、精米による供給を受けられるよう、受託事業体へとう精を依頼する。

＜資料編6－9 災害救助用米穀の引渡要請書等の様式＞

図1 政府所有米穀の受渡し系統図

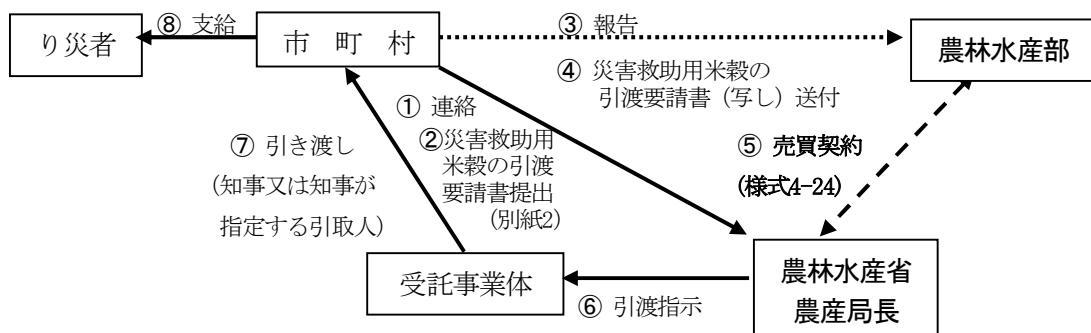
被災市町村から米穀の供給要請を受けた場合は、県から農林水産省農産局長に要請し、売買契約（様式4-24）を締結する。

I 市町村からの要請を受け、県が要請する場合



II 市町村が直接、要請した場合

市町村が直接、農林水産省農産局長に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省農産局長に連絡する。



(3) 救援物資の供給体制の確保

県は、「千葉県大規模災害時応援受援計画」に基づき、大量の支援物資等を被災地へ迅速に供給するため、物流倉庫、在庫管理等の物流ノウハウ、資機材などを有する民間物流事業者と連携し、円滑な「支援物資の管理供給体制」を構築する。

なお、「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」に基づき、物流倉庫の確保等については千葉県倉庫協会、車両による輸送関係等については一般社団法人千葉県トラック協会と連携して行う。

ア 県災害対策本部における民間物流事業者の活用

災害時においては、県災害対策本部内に支援物資物流に関する専門的な組織として「物資支援班」を編成し、支援物資物流に関する情報の一元的な管理を行う。

また、民間の物流事業者のノウハウを早期に活用できるようにするために、県の災害対策本部及び物資集積拠点における業務に物流専門家（民間物流事業者）が参画する体制とする。

イ 拠点等の確保

県物資集積拠点の設定については、「千葉県大規模災害時応援受援計画」に基づき、原則として、民間物流倉庫を拠点として選定し、施設・荷役機械、資器材・人材の全てにおいて民間物流事業者を主力とした体制を構築し、入庫から出庫までの一元管理を行う。

ただし、災害の状況等により、物流倉庫を物資集積拠点として使用することが困難となった場合には、日本コンベンションセンター国際展示場（幕張メッセ）を、日本コンベンションセンター国際展示場が使用できない場合には県総合スポーツセンターを県物資集積拠点とするなど、状況に応じて、実現可能な協力体制を構築する。

ウ 県備蓄倉庫への職員の派遣

県は、「プッシュ型」支援を実施する場合、県備蓄倉庫における支援物資積載要員を地域振興事務所等から派遣する。

エ 輸送車両等の確保

民間物流事業者との連携により、車両の確保、配車計画の策定を行い、迅速、かつ円滑な輸送体制を構築する。

オ その他の輸送手段の選定

道路の被害状況等により通常の手段では陸上輸送が困難な場合等には、自衛隊に応援要請を行う等により、海上輸送・航空機輸送を含めた最も適切な輸送手段を選定する。

また、物資の輸送のみならず、災害時における被災者の避難及び応急対策の実施に必要な人員、資材の迅速かつ円滑な輸送を図る。

(ア) 海上輸送

a 応急海上輸送

関東運輸局は、災害時に陸上交通機関が途絶し、被災者、救援物資等の海上輸送を必要とする場合において、本部長の要請に基づき、応急海上輸送に従事する船舶の調達及び緊急修理造船所（工場）のあっせん等について協力するものとする。

b 配備計画

応急海上輸送体制を確保するための配備計画は、下記によるものとする。

(a) 船舶

関東運輸局防災業務計画の定めるところによる。

(b) 造船所

平時から関係事業者と連携を保ち、修理能力等の現況を把握しておくものとする。

(c) 海上保安部（署）の協力

海上保安部（署）は、陸路による緊急輸送が困難な場合において、県から救護班、応急対策要員又は緊急物資の輸送の要請を受けた場合には、可能な限り所属巡回船艇をもって、緊急輸送に協力するものとする。

(イ) 航空機輸送

道路の被害状況等により、陸路による救援物資等の緊急輸送が困難であり、かつ、緊急を要する場合は、自衛隊に対して航空機による輸送を要請する。

カ 災害ボランティアの活用

県有施設を拠点として物資輸送を行う場合、必要に応じて、荷役作業等についての協力を県災害ボランティアセンターに要請する。

3 燃料の調達（防災危機管理部、健康福祉部）

- (1) 県は、災害時の応急対策が燃料不足による支障を避けるため、災害時における全庁の自家発電設備や公用車等の燃料について、千葉県石油商業組合及び千葉県石油協同組合と締結した石油類燃料の供給に係る協定に基づき、迅速な調達を行う。

<資料編1-12 災害時における石油類燃料の供給に関する協定書>

- (2) 県は、発災後、重要施設の燃料確保が困難な場合、県内の個々の要請案件について「緊急要請対応システム」または「燃料調整シート」により、国に対して優先供給を要請する。

<資料編6-12 燃料調整シート>

- (3) 県は、優先供給を要請し、石油元売会社から直接供給を行う必要が生じた場合の燃料供給を円滑に実施するために、重要な公共施設等に関する設備や搬入経路等の情報を石油連盟と共有し、有効に運用すべく、覚書を締結している。

<資料編1-12 大規模災害時における重要施設への燃料の直接供給を行うための情報共有に係る覚書>

- (4) 県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。

- (5) 県は、所管する社会福祉施設等からの支援要請があった場合、必要に応じ、当該施設等への燃料の供給に係る調整に努める。

- (6) 県は、以上に係る措置に必要な体制や手続等をあらかじめ定めるものとする。

4 電源車の配備（防災危機管理部）

県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

また、県は、作成した電源車等の配備先の候補案を電気事業者等に提供し、電気事業者は電力復旧計画等を考慮のうえ、電源車等の配備先を決定する。なお、複数の都道府県に大規模停電が発生した場合には、国や電気事業者等の調整によるものとする。

第9節 広域応援の要請及び県外支援

大規模災害時には、被害が拡大し各防災関係機関が単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。

このため、各機関は、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時においては相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

また、海外からの支援の受け入れについては、国の指導のもと体制整備に努めるものとする。

1 国等に対する応援要請（防災危機管理部、警察本部、市町村）

（1）職員の派遣要請又はあっ旋

ア 市町村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求める。

イ 知事は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求める。

（2）応急措置の実施要請及び応援の要求

ア 知事は、応急措置を実施するため必要があるときは、災害対策基本法第70条第3項により、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応急措置の実施を要請する。

イ 知事は、災害の規模等から都道府県間の応援要請のみでは不十分なときは、災害対策基本法第74条の3第1項により、内閣総理大臣に対し、他都道府県の応援を求める。

また、災害応急対策を実施するため必要があるときは、災害対策基本法第74条の4により、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援の求め又は災害応急対策の実施を要請する。

なお、具体的な要請の内容及び体制について検討するものとする。

（3）知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは緊急消防援助隊の応援及び自衛隊の派遣を要請する。

千葉県公安委員会は、広域緊急援助隊の派遣の要求に関し、他の都道府県警察に対して援助の要求をすることができる。

2 他都道府県等に対する応援要請（防災危機管理部）

知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、次に掲げる協定に基づき他の都道府県市に応援要請を行う。

（1）九都県市災害時相互応援等に関する協定

九都県市域において災害等が発生し、被災都県市独自では十分な応急措置ができない場合に、相互応援が行われる。本協定の下、「九都県市広域防災プラン」を具体的行動基準とし、「域内応援マニュアル」により広域応援を行う。

（2）関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定

カウンターパート方式により、職員の派遣、食料・飲料水及び生活必需品の提供、資機材の提供、避難者及び傷病者の受入れ、車両等の輸送手段の提供、医療支援等の応援を実施する。

（3）震災時等の相互応援に関する協定

関東地方1都9県間の迅速な災害対応を図るため「1都9県震災時等相互応援協定活動マニュアル」を策定し、災害時における連携を図っている。

(4) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

上記協定では対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下広域応援が行われる。

<資料編1-12 九都県市災害時相互応援等に関する協定>

<資料編1-12 関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定>

<資料編1-12 震災時等の相互応援に関する協定>

<資料編1-12 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定>

- 3 千葉県大規模災害時応援受援計画 (防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、警察本部、市町村)
大規模な自然災害時における県外からの救援部隊（自衛隊等）、医療救護活動（DMA T等）、救援物資、ボランティアの受入れに当たっては、平成28年3月に策定した千葉県大規模災害時応援受援計画に基づき、円滑に受入れ、柔軟かつ迅速に広域応援体制を確立する。

(1) 救援部隊

被災状況等に応じて、広域防災拠点に指定している施設から、救援部隊の受入れ施設を選定する。

広域防災拠点（広域活動拠点等） 32施設

支援ゾーン	施設名	備考（用途）
東葛・葛南ゾーン	陸上自衛隊松戸駐屯地 海上自衛隊下総航空基地 市営陸上競技場 大堀川防災レクリエーション公園 県立柏の葉公園	自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防 警察
千葉中央ゾーン	陸上自衛隊習志野駐屯地及び演習場 陸上自衛隊下志津駐屯地 岩名運動公園 県総合スポーツセンター 四街道運動公園 道の駅やちよ	自衛隊 自衛隊 自衛隊 消防 消防、警察 警察
市原・木更津ゾーン	陸上自衛隊木更津駐屯地 航空自衛隊木更津基地 海上自衛隊木更津基地 市原文化の森 かづさアカデミアパーク	自衛隊 自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防、警察
海匝・山武ゾーン	県総合スポーツセンター東総運動場 昭和の森 旭文化の杜公園 松尾運動公園	自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防、警察
長生・夷隅ゾーン	いすみ市文化とスポーツの森公園 県立長生の森公園 大多喜町B&G海洋センター 睦沢町総合運動公園 長南町陸上競技場	自衛隊、消防、警察 自衛隊、消防、警察 自衛隊 自衛隊 自衛隊
館山・鴨川・勝浦ゾーン	海上自衛隊館山航空基地 航空自衛隊峯岡山分屯基地 鴨川市総合運動施設 道の駅ふれあいパークきみつ 県立館山運動公園	自衛隊 自衛隊 自衛隊、消防、警察 自衛隊 自衛隊、消防、警察
成田・印西ゾーン	牧の原公園 北羽鳥多目的広場	消防、警察 消防、警察

(2) 医療救護

被災状況に応じて、災害医療本部が中心となり、広域防災拠点（災害拠点病院等）と連携し、県外からのDMA Tの受入れや重症傷病者の航空搬送等について調整する。

広域防災拠点（災害拠点病院等） 28施設

支援ゾーン	施設名	備考（用途等）
東葛・葛南ゾーン	船橋市立医療センター 東京歯科大学市川総合病院 順天堂大学医学部附属浦安病院 松戸市立総合医療センター 東京慈恵会医科大学附属柏病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター 東京ベイ・浦安市川医療センター 千葉県済生会習志野病院 千葉西総合病院 海上自衛隊下総航空基地	航空搬送拠点
千葉中央ゾーン	県救急医療センター 千葉大学医学部附属病院 千葉市立海浜病院 国立病院機構千葉医療センター 千葉市立青葉病院	
市原・木更津ゾーン	県循環器病センター 帝京大学ちば総合医療センター 千葉労災病院 君津中央病院	
長生・夷隅ゾーン	近隣の災害拠点病院が対応	
海匝・山武ゾーン	総合病院国保旭中央病院 東千葉メディカルセンター	
館山・鴨川・勝浦ゾーン	安房地域医療センター 亀田総合病院	
成田・印西ゾーン	成田赤十字病院 日本医科大学千葉北総病院 県立佐原病院 東邦大学医療センター佐倉病院 国際医療福祉大学成田病院	広域災害医療拠点

(3) 救援物資

平成25年1月に締結した「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」に基づき、民間物流事業者と連携のうえ、被災状況に応じて救援物資の受入れ先を選定し、物資の管理、市町村物資拠点への輸送を行う。

広域防災拠点（広域物資拠点） 民間営業倉庫及び2施設

支援ゾーン	施設名	備考（用途等）
東葛・葛南ゾーン	民間営業倉庫	
千葉中央ゾーン	民間営業倉庫 幕張メッセ 県総合スポーツセンター	予備 予備
市原・木更津ゾーン	民間営業倉庫	
長生・夷隅ゾーン	民間営業倉庫	
海匝・山武ゾーン	民間営業倉庫	
館山・鴨川・勝浦ゾーン	近隣の民間営業倉庫を活用	
成田・印西ゾーン	民間営業倉庫	

※ 民間営業倉庫については、「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定書実施細目」に基づき、毎年4月に情報を更新する。

(4) 災害ボランティア

被害状況に応じて、県は広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置する。当センターの運営は千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

広域防災拠点（広域災害ボランティアセンター） 5施設

支援対象地域 (おもな支援対象)	名称	備考（施設名）
東葛・葛南地域 (浦安市～船橋市)	東葛飾広域災害ボランティアセンター	西部防災センター
千葉地域 (習志野市～市原市)	千葉広域災害ボランティアセンター	県総合スポーツセンター
君津地域 (袖ヶ浦市～富津市)	かずさ広域災害ボランティアセンター	かずさアカデミアパーク
安房地域 (館山市、南房総市、鴨川市)		
海匝・山武・長生地域 (銚子市～一宮町)	九十九里広域災害ボランティアセンター	さんぶの森公園
夷隅地域 (勝浦市、いすみ市、御宿町)	いすみ広域災害ボランティアセンター	大多喜町B&G海洋センター

(5) 運用

県は、広域防災拠点の選定手順、広域防災拠点の運営、関係機関との調整等災害応急対策を実行するための具体的な手続については、千葉県大規模災害時応援受援計画に基づき、広域防災拠点の運用を図る。

広域防災拠点の施設管理者である市町は、「千葉県広域防災拠点施設の利用に関する協定」に基づき、施設の開錠等、拠点施設の利用に必要な協力をを行うものとする。

(6) 人的応援・受援

県は、市町村から職員派遣の要請がある場合、又は、情報連絡員が市町村の支援ニーズを把握した場合、災害対策本部の運営支援、物資の仕分け等の支援、避難所運営支援及び罹災証明書の交付支援等について、以下のとおり調整等を行い、人的支援措置を速やかに講ずるものとする。

ア 県応援職員の派遣調整

イ 「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づく、市町村応援職員の派遣調整

ウ ア及びイでは、十分な対応ができないと見込まれる場合には、総務省の「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づく、国への応援要請

4 県の市町村への応援（防災危機管理部）

(1) 情報連絡員の派遣について

県は、災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。

その他、必要な事項については、千葉県情報連絡員運用要綱の定めによるものとする。

(2) 物的支援について

県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めることを原則とするが、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。

5 県による応急措置の代行（防災危機管理部）

県は、県内で災害が発生した場合において、被災により市町村がその全部または大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、災害対策基本法第73条により、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、または土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行うものとする。

6 市町村間の相互応援（防災危機管理部）

(1) 被災市町村長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村長に応援要請を行う。

(2) 知事は、上記（1）の応援が迅速かつ的確に行われるよう、その総合調整を行うとともに、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示する。

この場合において知事は、応援を指示した市町村長に対し、次のことを示さなければならない。

ア 応援をすべき市町村名

イ 応援の範囲又は区域

ウ 担当業務

エ 応援の方法

(3) 市町村長は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

<資料編1-12 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定>

7 市町村の受援体制の整備（市町村）

市町村は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるよう、市町村地域防災計画等に受援計画を位置付けるよう努めるものとし、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

8 消防機関の応援（防災危機管理部）

(1) 被災市町村長（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、他市町村に消防機関による応援を要請する。

<資料編1-12 千葉県広域消防相互応援協定書>

(2) 知事は、緊急の必要があると判断したときは、「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、千葉県消防広域応援隊の出動を被災市町村以外の市町村長及び消防機関の長に指示するとともに、県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認められるときは、消防組織法第44条の3の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等を要請し、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に基づき策定された受援計画により、応援活動を受け入れる。

<資料編1-17 消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱>

<資料編1-16 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱>

< リ 緊急消防援助隊の運用に関する要綱>

(3) 被災市町村以外の市町村は、被災市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

9 国土交通省所管の公共施設に係る相互応援（県土整備部）

県土整備部長は、県及び市町村の管理する公共施設に係わる応急措置を実施するため必要があると認めるときには、関東地方整備局及び1都8県5政令市の間で締結した「災害時相互協力に関する申合せ」に基づき、応援要請を行う。

<資料編1-12 災害時相互協力に関する申し合わせ>

10 水道事業体等の相互応援（総合企画部、企業局）

水道事業体等の管理者は、応急措置を実施するため他の事業体等の応援を求めようとするときは、県内水道事業体等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県に必要な措置を要請する。

県は水道事業体等の要請に基づいて応援の調整を行い、他の事業体等に応援要請を行うとともに、水道業者への応援要請の必要があるときは一般社団法人千葉県上下水道インフラ整備協会と県が締結した「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等に基づき復旧活動の要請を行う。

<資料編1-12 千葉県水道災害相互応援協定>

<資料編1-12 災害時等における水道復旧活動に関する協定>

11 下水道施設に係る災害時支援（県土整備部）

下水道管理者は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部長と下水道課長が締結した「災害時等における応急対策の協力に関する協定書」及び千葉県環境整備協同組合と締結した「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」により応急対策を行うとともに、県単独で対応できない下水道被害が発生した場合には、東京都など1都7県等との「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応急措置の支援を要請する。

<資料編1-12 災害時等における応急対策の協力に関する協定書>

<資料編1-12 地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定>

<資料編1-12 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール>

12 資料の提供及び交換（総務部、防災危機管理部、企業局）

(1) 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

(2) 知事及び指定地方行政機関の長は、災害応急対策に必要な職員の派遣措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。

13 経費の負担（総務部、総合企画部、防災危機管理部、企業局）

(1) 国又は他都県、市町村から県又は市町村に職員派遣を受けた場合

国から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法、並びに他都県、他市町村から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。

(災害対策基本法施行令第18条)

(2) 指定公共機関等から協力を受けた場合

指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度、又は事前に相互に協議して定めた方法による。

14 民間団体等との協定等の活用（全庁）

県は、大規模災害時における迅速な応急・復旧体制を図るため、必要と認めるときは、すでに協定等を締結している各民間団体等に対し協力を要請する。

<資料編1-12 応援協定等一覧表>

15 海外からの支援受入れ（防災危機管理部）

(1) 知事は、国の緊急災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合、市町村及び消防機関との調整を行い、その受入れと活動の支援に努める。

(2) 知事は、海外のNGO（非政府組織）団体等から直接支援の申し出があった場合、次のことを確認したうえで、受入れを判断する。

ア 協力の内容、期間、人員

イ 入国情上の問題点

ウ 市町村、消防機関の意向

16 県外被災県等への支援（総務部、総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、企業局、教育庁）

東日本大震災及び熊本地震で被災地に以下の支援を行った経験を踏まえ、県外被災地への支援の枠組みを整備し、今後、大規模な災害が県外で発生した場合についても、県として体制を整備し、被災地における円滑な支援を行う。

(1) 人材支援

ア 医療チームの派遣（DMA T、医療救護班、D P A T等）

イ 保健師チームの派遣

ウ 福祉チームの派遣（DW A T）

エ スクールカウンセラー等の派遣

オ 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士の派遣
カ 上水道に関する応急給水隊、応急復旧隊等
企業局は「社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定（平成10年5月18日締結）」に基づき応援隊を派遣する。

キ 職員の派遣

上記のほか、既存の応援調整の仕組みによるもの以外の職員の派遣については、「千葉県大規模災害時応援支援計画」によるものとする。

(2) 物資支援

- ア 医薬品等
- イ 救援・義援物資

(3) その他

- ア 被災者の移送
- イ 災害に係る広域的な火葬受入
- ウ 県所有入浴システムによる入浴支援

17 広域避難（総務部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、市町村）

県は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を円滑に行うものとする。

(1) 広域避難の調整手続等

ア 市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

イ 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

ウ 県は、国に対し、受入先の候補となる地方公共団体及びその地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）、広域避難について助言を求めるものとする。

県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

エ 市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

オ 県、市町村及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

カ 県、市町村、指定行政機関、公共機関及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

(2) 広域避難者への支援

県は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、支援を行うものとする。

ア 避難者情報の提供

住所地（避難前住所地）の市町村や都道府県では、避難者の所在地等の情報把握が重要となっている。

避難者を受け入れた県及び市町村は、避難者から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

イ 住宅等の滞在施設の提供

受入れ先市町村における公共施設等の受入体制を補完するため、県及び市町村は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

ウ 被災者への情報提供等

市町村は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。

18 広域一時滞在

(1) 広域一時滞在の調整手続等

ア 市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求めることができる。

イ 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。

ウ 県は、国に対し、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を求めるものとする。

また、都道府県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行いうるものとする。

エ 市町村は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第10節　自衛隊への災害派遣要請

大規模な災害が発生し、住民の生命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事は、災害派遣の要請を行う。

1 災害派遣の要請（防災危機管理部）

知事は、災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、もしくは市町村長から災害派遣の要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

2 災害派遣の方法（防災危機管理部、市町村）

災害派遣については、災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

(1) 知事の要請による災害派遣

ア 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

イ 災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、知事が予防のため自衛隊に災害派遣を要請し、事情やむを得ないと認められるときに実施される。

ウ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市町村長が応急措置を実施するため必要があると認め、知事に対し災害派遣を要請するように求めた場合、これを受けた知事が自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

市町村長は、知事に対して自衛隊に災害派遣の要請の要求を行った旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができるものとし、自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

(2) 知事が要請するいとまがない場合等における災害派遣

ア 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、市町村長から自衛隊が通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合、災害派遣が実施される。市町村長が自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

イ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

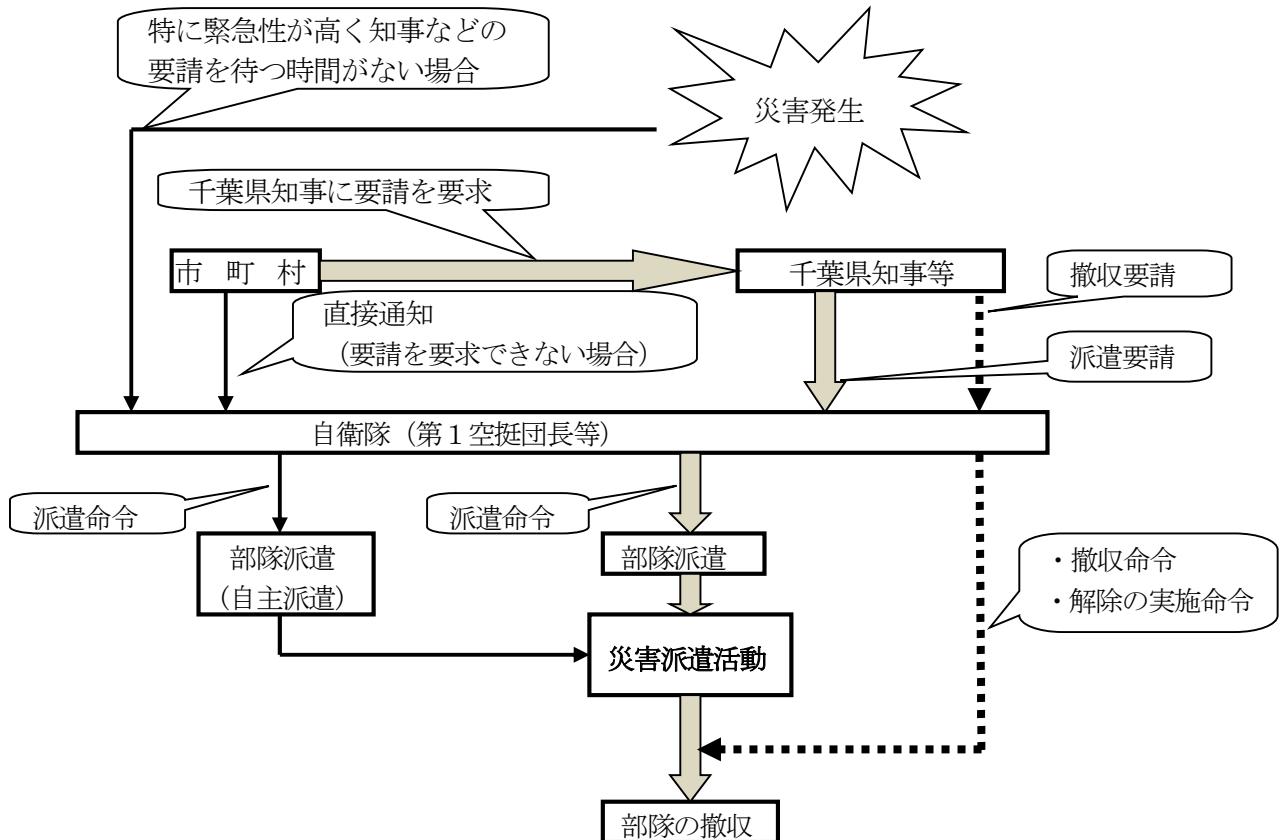
ウ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

エ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

オ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生した場合、自衛隊が自主的に派遣する。

カ 大規模な災害が発生した際には、自衛隊は、その活動が円滑に進むよう「提案型」の支援を行い、支援ニーズを早期に把握・整理する。

(3) 要請から派遣、撤収までの流れ



<資料編5－2 自衛隊の災害派遣要請の様式>

3 災害派遣要請の手続等 (防災危機管理部)

(1) 要請者

千葉県知事

(2) 要請手続

ア 知事が自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。

ただし、緊急を要する場合にあっては、口頭、電信又は電話で要請し、事後速やかに文書を送達する。

(ア) 災害の情況及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

イ 災害派遣の要請は、原則として陸上自衛隊は千葉隊区担当部隊長である第1空挺団長を、海上自衛隊は横須賀地方総監を、航空自衛隊は中部航空方面隊司令官を、それぞれ窓口として実施する。

ただし、突発災害等において、時間的余裕がなく緊急に自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に対し要請する。この場合、事後速やかに通常窓口となる部隊長に通知する。

ウ 要請文書のあて先

区 分	あ て 先	所 在
陸上自衛隊に 対するもの	第 1 空 挺 団 長	〒274-8577 船橋市葉円台3-20-1
	高 射 学 校 長	〒264-8501 千葉市若葉区若松町902
	第 1 ヘリコプター団長	〒292-8510 木更津市吾妻地先
	需 品 学 校 長	〒270-2288 松戸市五香六実17
海上自衛隊に 対するもの	横 須 賀 地 方 総 監	〒238-0046 横須賀市西逸見町1
	下総教育航空群司令	〒277-8661 柏市藤ヶ谷1614-1
	第 2 1 航 空 群 司 令	〒294-8501 館山市宮城無番地
航空自衛隊に 対するもの	中部航空方面隊司令官	〒350-1394 狹山市稻荷山2-3

(3) 自衛隊が災害派遣する場合の知事への通知

知事の派遣の要請又は自衛隊自らの判断により、部隊を派遣した場合は、速やかに知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知する。

4 知事への災害派遣の要請の要求 (防災危機管理部、市町村)

- (1) 知事に対する自衛隊災害派遣の要請の要求は、原則として市町村長が行う。
- (2) 市町村長が知事に対して災害派遣要請を要求するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。
ただし、緊急を要する場合において、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

ア 提出(連絡)先 防災危機管理部防災対策課

イ 提 出 部 数 1部

ウ 記 載 事 項

(ア) 災害の情況及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域、活動内容

(エ) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

5 自衛隊との連絡 (防災危機管理部)

(1) 情報の交換

県防災危機管理部及び自衛隊は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に情報を交換する。

(2) 連絡班の派遣

知事は、災害発生し、また発生のおそれがある場合は、関係部隊に連絡班の派遣を依頼する。

(3) 連絡所の設置

県防災危機管理部は、災害派遣業務を調整し、その迅速化を図るため、通常は県庁内中庁舎10階に、状況等により指揮連絡上最も適切なところに、自衛隊連絡班による連絡所を設置する。

(4) 連絡所における調整組織の構築

県防災危機管理部は、自衛隊に対する市町村からの支援要望について、その態勢、要領及び他の機関等との役割区分を明確にするため、必要に応じ、県、市町村、自衛隊等による調整組織を構築する。

この際、各市町村は、自らの消防力等の活用、自衛隊による教育支援を含めた対応要領の普及等、共助体制の早期確立に努める。

6 災害派遣部隊の受入体制（防災危機管理部、市町村）

(1) 他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

知事及び市町村長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に活動を分担するよう配慮する。

(2) 作業計画及び資材等の準備

知事及び市町村長は、自衛隊に対する救援活動の要請に当たっては、どのような分野（捜索、救助、救急、緊急輸送等）についてどの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を作成するとともに、必要な資材等を準備する。また、施設土地等の使用に関して管理者の了解を得るとともに、活動間を含め住民との連絡調整を実施する。

(3) 活動拠点及びヘリポート等使用の通知

知事及び市町村長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、関係機関等と協議のうえ、使用調整を実施し部隊に通知する。

(4) 自衛隊装備品の主要性能等

<資料編5-4 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧表>

<資料編5-5 県有施設ヘリサイン設置場所一覧表>

<資料編6-5 自衛隊の航空機、施設機材等主要性能一覧表>

(5) 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

イ 避難の援助

避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ 遭難者等の捜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

オ 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県又は市町村等が提供するものを使用する。

カ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市町村等の提供するものを使用するものとする。

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

ケ 給食及び給水

被災者に対し、給食及び給水を実施する。

コ 入浴支援

被災者に対し、入浴支援を実施する。

サ 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

シ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

ス その他

その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

7 災害派遣部隊の撤収要請（防災危機管理部）

知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、当該市町村長及び派遣部隊の長と協議を行う。

8 経費負担区分（市町村）

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 天幕等の管理換に伴う修理費
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市町村が協議する。

9 自衛隊の即応態勢

(1) 情報収集

千葉県内で気象警報（大雨、洪水及び津波）が発表され被害が予想又は情報入手が必要な場合、利根川、江戸川水域での避難判断水位到達時、千葉県内で突発的災害発生時、情報収集が必要と判断される事態が生じた場合、情報収集態勢を強化する。

(2) 初動対処態勢

ア 陸上自衛隊

各駐（分）屯地は、一部の勢力により、命令受領後、1時間を基準に出動できる態勢を維持している。

イ 緊急時の人命救助

救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機している。

- (ア) 陸上自衛隊 第1師団第1飛行隊（東京都立川市）
- (イ) 海上自衛隊 第21航空群（千葉県館山市）

第11節 学校等の安全対策・文化財の保護

災害時は学校等における児童生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童生徒に対しての支援を行う。

文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。

1 防災体制の確立（総務部、教育庁、市町村）

(1) 公立学校

ア 防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努めるものとする。

イ 事前準備

(ア) 校長は、学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画を策定し、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。

(イ) 校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。

a 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図る。

b 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。

c 当該教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制を確立する。

d 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

e 通学が広範囲となる県立学校等においては、交通網の遮断により帰宅できなくなる場合を想定し、学校・地域の実情に応じて、必要な防災備蓄を推進するよう努める。

ウ 災害時の体制

(ア) 校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

(イ) 校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、当該教育委員会へ報告しなければならない。

(ウ) 校長は、状況に応じ、臨時休校等適切な措置をとり、当該教育委員会に報告する。

(エ) 校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。

(オ) 校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。

(カ) 応急復旧計画については、当該教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

エ 災害復旧時の体制

(ア) 校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童生徒等に対しては被災状況を調査し、当該教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。

(イ) 被災地区の市町村教育委員会は、被災学校の校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。

(ウ) 校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、児童生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、当該教育委員会と緊密に連絡の上、出来る限り早い段階での授業再開に努める。

(エ) 当該教育委員会は、被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保することなど、早期の授業再開を支援する。

(2) 私立学校（総務部）

ア 防災教育の一層の充実

県は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の向上に努めるものとする。

イ 事前準備

校長は、公立学校に準じて災害時の学校安全計画を策定し、保護者及び児童生徒等に周知徹底を図るなど、災害の発生に備えて適切な対策及び措置を講じる。

また、避難所に指定されている学校は、市町村と運営方法について、あらかじめ協議しておく。

県は、私立学校に学校安全計画の策定を指導する。

ウ 災害時の体制

校長は、学校安全計画を基に、災害の状況に応じた適切な対策及び措置をとるとともに、被害状況等を市町村及び県総務部学事課に報告する。

エ 災害復旧時の体制

校長は、施設・設備並びに教職員及び児童生徒の状況を把握し、早期の授業再開及び平常授業への復帰に努める。

2 学用品の調達及び支給（総務部、防災危機管理部、教育庁、市町村）

災害により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。

(1) 実施機関

教材・学用品の給与は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととができる。

(2) 学用品の給与

ア 学用品の給与を受ける者

(ア) 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた児童生徒等であること。

(イ) 小学校児童（義務教育学校及び特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定期制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定期制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒）

(ウ) 学用品を喪失又は損傷し、就学に支障を生じている者であること。

イ 学用品給与の方法

(ア) 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。

(イ) 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。

(ウ) 実際に必要なものに限り支給する。

(エ) 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

ウ 学用品の品目

(ア) 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」

第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を

- 受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。
- (イ) 文房具
　ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等
- (ウ) 通学用品
　運動靴、傘、カバン、長靴等

3 授業料等の減免・育英補助の措置（総務部、教育庁、市町村）

(1) 県

ア 授業料の減免

生徒の保護者等の住家等に災害を受けた場合は、その被災の程度に応じて、千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程の措置をとり減免することができる。

また、私立高等学校が定めるところにより、被災した生徒の授業料の減免措置を行った学校法人に対し、千葉県私立高等学校授業料減免事業補助金交付要綱に基づき助成する。

イ 育英補助の措置

被災したことにより千葉県奨学生貸付条例の奨学生の資格を有するようになった場合は、予算の範囲内で貸付をし、また、現に奨学生であった者で、被災したことにより返還が著しく困難になった場合は、返還猶予をすることができる。

(2) 市町村

市町村は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。

4 学校給食の実施（教育庁）

県は、学校の再開後、学校給食を再開するに当たっては、市町村等の要請に応じ、指導、助言を行う。

また、市町村等からの物資等の調達に関する要請を受けた場合に（公財）千葉県学校給食会等に応援を要請する。

5 文化財の応急対策（教育庁、市町村）

(1) 災害時の状況把握及び報告

ア 県は、市町村及び文化財所有者等からの報告・連絡により文化財の被害状況把握に努める。

また、国指定等文化財については、状況を把握した後、速やかに文化庁に報告する。

イ 市町村は、文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。

ウ 文化財所有者等は、安全を確保した上で、文化財の被害状況を確認し、市町村を経由し県に報告する。

(2) 災害時の応急措置

ア 県は、必要に応じて文化財担当職員を現地に派遣して状況を確認し、応急措置等の指導・助言を行うとともに、その復旧計画の策定に際して必要な指導・助言及び支援を行う。

イ 市町村は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講ずる。

ウ 文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。

建造物については、市町村等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。

有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、県・市町村及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。

記念物については、市町村等の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講ずる。

第12節 帰宅困難者等対策

台風等による風水害発生時に鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止したことにより、帰宅困難者等の発生が見込まれる場合には、帰宅困難者等に対し、地震発生時に準じた支援を行うものとする。

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ（防災危機管理部）

風水害の場合は、一定の予測が可能である。このため、交通機関の停止などにより大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、県民、企業、学校など関係機関に対し、国、周辺都県、市町村と連携して、テレビやラジオ放送などを通じてむやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に留まるよう呼びかけを行う。

また、呼びかけの効果を高めるため、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、SNSなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施していく。

2 企業、学校など関係機関における施設内待機（総務部、教育庁）

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

3 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

4 帰宅困難者等への情報提供（防災危機管理部、警察本部、市町村）

県及び市町村は、気象情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、駅周辺帰宅困難者等対策協議会において確立された情報連絡体制を活用していくとともに、市町村や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNS、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージなどを活用した情報提供についても検討する。

5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導（全庁、市町村）

(1) 一時滞在施設の開設

県及び市町村は、交通機関が一定期間停止することが見込まれ、大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、あらかじめ一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。

また、市町村は、必要な場合に区域内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

市町村は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

併せて、県からも県内の一時滞在施設の開設状況をホームページなどに掲載するなどして提供する。

(2) 一時滞在施設への案内又は誘導

大規模集客施設や駅で保護された利用客については、原則、各事業者が市町村や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ案内又は誘導する。

(3) 一時滞在施設の運営

施設管理者は、震災発生時に準じ、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れることとし、運営に当たっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求めることとする。その際、県や市町村は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

また、災害により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出されるなど、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民の生活に支障がないよう、環境の保全を図る。

1 保健活動（健康福祉部、市町村）

（1）要配慮者の健康状態等の把握

保健所（健康福祉センター）及び市町村は、災害時、把握している要配慮者の安否・健康状態を把握し、要配慮者等に関する情報の共有・交換を行う。

（2）避難所等巡回による被災者の健康管理

市町村は、避難所及び避難所以外の被災地において、巡回や健康相談等により被災者の健康状態や、保健医療福祉のニーズを把握し、保健医療活動チーム、介護・福祉の関係機関と連携し要配慮者に対する支援及び調整を行う。

保健所（健康福祉センター）は、保健活動チームを編成し、市町村が行う避難所等における健康状態の把握、保健指導、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を支援する。

（3）二次健康被害の予防

保健所（健康福祉センター）及び市町村は、災害発生後早い時期から、避難所における特異的な健康課題となる環境整備と併せ、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、こころのケア等について、積極的な予防活動を継続的に行う。

特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

気象情報等により事前に予測が可能であるため、発災前から避難所等において二次健康被害予防のための周知啓発等を行う。

（4）活動体制の整備

保健所（健康福祉センター）及び市町村は、平常時から、要配慮者等の把握、避難所等における予防活動や保健活動の連携等について協議を行う。

発災後、市町村は上記（1）から（3）を実施する保健師・栄養士の応援派遣の必要性について検討し保健活動計画を立て、必要な支援を保健所（健康福祉センター）に報告する。

保健所（健康福祉センター）は、積極的に市町村の保健活動を把握・支援し、保健活動計画を立て保健師・栄養士を派遣するとともに、市町村の要請を健康福祉部に報告する。

健康福祉部は保健活動計画を立て、必要に応じて段階的に、管轄外保健所等の応援調整、県内市町村への応援要請、厚生労働省への県外派遣の調整を依頼し、受援調整を行う。

2 飲料水の安全確保（健康福祉部）

保健所（健康福祉センター）は、災害により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、飲料水健康危機管理対策活動要領に基づき対応するとともに、市町村と協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。

3 防疫（健康福祉部、市町村）

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確に防疫措置を推進する。

（1）防疫体制の確立

県及び市町村は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講ずるものとする。

(2) 実施主体

災害の際の防疫活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年10月2日法律第114号）に基づき、市町村及び県が実施する。

(3) 災害防疫の実施方法

ア 県の業務

(ア) 予防及びまん延防止

保健所（健康福祉センター）は、避難所等における感染症の発生予防を啓発するとともに、感染症の流行の兆候を早期に把握するため、サーベイランス情報の収集に努める。また、感染症発生時には、積極的疫学調査を速やかに行う他、必要に応じて市町村や関係機関等の協力を得て感染拡大防止策を講じる。

(イ) 市町村に対する指示及び命令

県は、感染症予防上特に必要と認めるときは、感染症法に基づき必要な指示、命令を行うものとする。

(ウ) 広報の徹底

(エ) 防疫活動に必要な資材の供給

人員・資材（主に薬剤、ワクチン）の輸送は、必要に応じ、全保健所（健康福祉センター）、県等の車輌を動員するものとする。

(オ) 感染症法第31条による給水制限

(カ) 被害状況の国への報告

(キ) 消毒の実施

感染症法第27条の規定により、消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図るものとする。

(ク) 指定感染症に関する情報共有

保健所（健康福祉センター）は、指定感染症の感染者や濃厚接触者等が在宅中である場合、その者の避難場所が確保されるよう、市町村等と連携し情報共有を図る。

イ 市町村の業務

(ア) 防疫措置の強化

災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図る。

(イ) 広報活動の実施

地区住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。

(ウ) 消毒の実施

感染症法第27条の規定により消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

(エ) 県への支援の要請

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

(4) 患者の入院

保健所（健康福祉センター）は、感染症法第19条の規定により必要に応じ入院を勧告する。

(5) 防疫用薬剤の確保

市町村からの要請に応じて直ちに供給できるよう、保健所（健康福祉センター）等を利用して整備する地域保健医療救護拠点に初期防疫に必要な医薬品を備蓄し、防疫活動の円滑化を図るものとする。

(6) 報告

市町村は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を隨時保健所（健康福祉センター）に報告する。

4 死体の搜索処理等（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、警察本部、市町村）

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者に對して速やかに搜索を実施し、災害の際に死亡した者を一時的に収容するための収容場所、搬送手段及びドライアイス等死体の処理に必要な物資を確保し、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬等を実施する。

(1) 実施機関

ア 死体の搜索、収容、処理及び埋葬等は、市町村長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととができる。

イ 当該市町村限りで処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

また、県は、「千葉県広域火葬計画」に基づく遺体の処理体制を構築するために、市町村、火葬場及び応援協定締結団体との間で、ファクシミリ等による応援要請、協力依頼等の連絡調整訓練を隨時実施する。

ウ 知事が行う死体の処理は、日赤県支部の長と締結した委託契約に基づき、日赤県支部が組織する救護班、県並びに県医師会が派遣する検案医師及び県歯科医師会が派遣する身元確認のための歯科医師等（以下「検案医師等」という。）により実施する。

エ 警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設（遺体収容所、検視場所、死体安置所）の確保は、県・市町村が場所の選定を行う。

(2) 検案医師等の出動要請

県警察における計画を除き、

ア 市町村長は、検案医師等について、必要に応じて市町村立病院に出動を命じ、地区医師会長、地区歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずるものとする。

イ 知事は、検案医師等について、必要に応じて県立病院に出動を命じ、日赤県支部長、県医師会長及び県歯科医師会長に出動を要請し、その他の関係機関に応援を要請するほか連絡調整その他必要な措置を講ずるものとする。

ウ 具体的な現場指揮は、災害の様態、現場の状況等に応じて関係各機関で協議の上、統一を図るものとする。

(3) 災害救助法による救助の基準等

ア 死体の搜索

行方不明の状態にある者で、各般の事情により既に死亡していると推定される者を搜索するもの。なお、搜索を受ける者の死亡した原因、居住地等については問わない。

イ 死体の処理

災害の際に死亡した者について、その遺族等が混乱期のため処理ができない場合等に死体の処理を実施するもの。

(ア) 死体を処理する場合

a 災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合

b 居住する市町村以外の市町村に漂着した場合

漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合、漂着した地域の市町村長は、直ちに被災者の居住していた市町村の長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせること。

ただし、引き取る暇のない場合においては市町村を統括する都道府県知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、漂着した地域の市町村長が死体の処理を行う。

c 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、死体取扱規則（平成25年号外国家公安委員会規則第4号、全文改正）、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の死体の調査又は検視終了後、警察当局から遺族又は市町村等の関係者に引渡された後の必要な死体の処理をする場合

(イ) 死体の処理内容

- a 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理
- b 死体の一時保存
- c 検査

ウ 埋葬等

災害の際死亡した者に対して、資力の有無にかかわらず、遺族が埋葬等を行う事が困難な場合又は、死亡した者の遺族がない場合に応急的に埋葬等を行うもの。

(ア) 埋葬等を行う場合

災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬等を行うことが困難な場合（死因及び場所の如何を問わない）

(イ) 埋葬等の方法

- a 埋葬等は、原則として死体を火葬に付すことにより実施する。
- b 埋葬等は、原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。

<資料編6-2 火葬場一覧表>

(4) その他

ア 県警察における計画

(ア) 検視・身元確認体制の確立

警察本部長は、県、市町村その他の団体の協力を得て、死体安置場所を確保するとともに、死体の身元を明らかにするための措置を行う医師等の確保に努めるものとする。また、他の都道府県警察の応援を得て、検視及び死体発見時の調査等を行う職員の確保に努めるものとする。

(イ) 死体の調査

警察本部長は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等により死体の調査を行い、身元が判明したものについては、所定の手続を経て遺族に引渡す。

(ウ) 身元を明らかにするための措置

警察本部長は、身元不明死体について、警察署長から報告される身元確認に資する資料又は情報を収集及び整理し、必要に応じ、当該身元不明死体の人身相、着衣、所持品、特徴等の資料を関係方面に手配し、又は当該身元不明死体に関する資料を掲示することにより、市町村が行う身元不明死体の身元確認に協力するものとする。

(エ) 死体の捜索及び収容に対する協力

警察本部長は、災害時において救出活動とあわせて関係機関の行う死体及び行方不明者の捜索及び収容等に対し、必要な協力をう。

イ 海上保安部（署）における計画

(ア) 災害により千葉港、木更津港、銚子漁港、勝浦漁港その他千葉県周辺海域に行方不明者が漂流する事態が発生した場合は、実施機関と協力し、所属巡視船艇により捜索を実施する。

(イ) 必要に応じて他の海上保安部から巡視船艇又は航空機の応援派遣を得て、捜索に当たる。

(ウ) 収容した死体は、知事又は市町村長と連絡を密にし、身元が判明したものについては、所定の手続を経て遺族に引渡し、身元不明者については、警察とともにその身元確認に努め、知事又は市町村長の行う措置に協力する。

5 動物対策（健康福祉部）

保健所（健康福祉センター）及び動物愛護センターは、飼い主の被災等により家庭動物が遺棄されたり逃げ出した場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を保護収容する。

また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。

県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。

6 清掃及び障害物の除去（防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部、市町村）

災害時には、家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出される等、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう、生活環境の保全を図る。

（1）災害廃棄物処理

県は、平時には災害廃棄物対策指針（環境省）（以下「対策指針」という。）、千葉県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）に基づき、市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）等を活用し、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。

災害時には、県内の市町村、近接する都県、国及び関係団体との間で支援及び協力体制を整えるなど、災害廃棄物処理に関する一連の業務についての連絡調整を行うとともに、市町村や関係機関と連携し、県内における処理全体の進捗管理を行う。

ア 実施機関

（ア）災害時における被害地帯の清掃は、市町村長が実施するものとする。

（イ）市町村は、災害等による大量の廃棄物が発生し、当該市町村等で処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力をを行う。

また、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び、「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。

＜資料編1-12 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定＞

＜資料編1-12 地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定＞

（ウ）県は、市町村災害廃棄物処理計画策定に関する助言、災害廃棄物処理に関する技術的な助言、情報提供を行う。なお、甚大な被害を受けた市町村が、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合や、県が一括して処理を行ったほうが円滑かつ迅速に災害廃棄物の処理が行えると判断される場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づき、被災市町村が県に災害廃棄物の処理に関する事務の全部または一部を委託し、県が被災市町村に代わって災害廃棄物の処理を行う。

イ 廃棄物の収集、処理

（ア）市町村における組織体制

災害廃棄物対策組織として、必要に応じ総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握する。また、国、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、必要に応じ広域処理を行う等により災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に当たる。

（イ）災害廃棄物の処理方針

a がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、可能な限り効率的な

分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、各市町村の最終処分場で適正に処分することとする。

b 片付けごみ

住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみが多量に発生することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

c 生活ごみ

生活ごみ（避難所のものを含む）は、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

d 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。一般家庭から排出されるものは、適正な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置するものとする。

e し尿に関する処理方針

災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。

また、必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、県を通じて民間業者の協力を求める。

＜資料編1-12 大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定＞

(ウ) 発生量の推計方法

各市町村において、対策指針又は県計画で定めた推計方法等によって発生量を推計し、処理体制の確立を図る。

(エ) 仮置場の確保

膨大な量が発生する災害廃棄物を適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、各市町村において対策指針又は県計画で定めた推計方法等によって必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。

(オ) 仮設トイレの確保

断水や下水道の損壊等により、水洗トイレが使用できなくなるほか、避難所の開設等により、大量の仮設トイレの設置が必要となることから、県では、あらかじめその備蓄状況を把握するとともに、広域での相互応援体制のあり方も検討しておくこととする。

(カ) 災害廃棄物に関する啓発・広報

各市町村において、住民やNPO・ボランティア等に対して、災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等を効果的な広報手段により周知する。

ウ 環境大臣による廃棄物の処理の代行

市町村長は、環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

(2) 障害物の除去

ア 道路関係障害物の除去計画

道路上の障害物の除去は自動車・死体等の特殊なものを除き、道路法第3章第1節「道路管理者」に規定する道路管理者が行う。この場合において、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図るものとする。

特に「緊急輸送道路一次路線」については最優先に実施する。

イ 河川・海岸・港湾・漁港関係障害物除去計画

(ア) 河川・海岸

河川・海岸の機能を確保するため、河川・海岸における障害物を除去、しゅんせつする。

(イ) 港湾・漁港

a 港湾区域内に流入してきた塵芥、流木については、千葉清港会等に運営を委託している清掃船（千葉港3隻、木更津港1隻）等により除去する。

- b 臨港道路上の塵芥等については、千葉清港会等が必要な機械・器具を用いて除去し、海塵と同様に焼却する。
- c 漁港区域内に流入してきた塵芥、流木及び臨港道路上の塵芥等の除去は、漁港管理者が行う。
- d 海上保安部は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ、又は勧告する。

ウ 住宅関連障害物除去計画

災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。

(ア) 実施機関

住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。

当該市町村限りで処理不可能な場合は、隣接市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

(イ) 障害物の除去の対象となる者

- a 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること
- b 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること
- c 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

(ウ) 障害物の除去の方法

- a 救助の実施機関が、作業員あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施
- b 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること（応急的救助に限ること）

(3) 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

ア 県は、被災した建築物に吹付けアスベスト等が使用されている場合、解体・撤去に伴うアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

イ 市町村は、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

(4) 健康被害の防止対策（千葉労働局）

平時に於いて、建築物の解体作業における作業員の健康被害を防止するため、アスベストばく露防止措置の徹底を図るよう事業者に指導している。震災後においても、平時に準じた対応を行うよう事業者への指導に努めることとする。

第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理

災害による住宅の全壊等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の供与や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。

また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施するとともに、日頃から応急危険度判定士等の養成を行う。

1 応急仮設住宅の供与等（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、市町村）

災害により住家に被害を受けた被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅や公営住宅の空き家の活用を図るとともに、民間の賃貸住宅を借上げる。

(1) 応急仮設住宅の供与

災害により、住家を滅失し、自己の資力では住家を確保できない者を収容するため、応急仮設住宅を供与する。

ア 実施機関

(ア) 応急仮設住宅の供与は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。

(イ) 当該市町村限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

イ 供与の方法

(ア) 民間賃貸住宅の借り上げ

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、被災規模や被害状況及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し賃貸型応急住宅を提供する。

(イ) 建設

地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき建設型応急住宅を建設する。

<資料編1-12 災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定>

(2) 被災した住宅の応急修理計画

災害のため、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない被災者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した被災者に対し、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分を応急的に修理する。

ア 実施機関

(ア) 被災した住宅の応急修理は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。

(イ) 当該市町村限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

イ 住宅事業者の団体との連携

住宅の応急修理の実施に当たっては、協定に基づき、一般社団法人全国木造建設事業協会等と連携して実施する。

(3) 建設資材の確保

ア 県が行う応急仮設住宅の建設資材及び建設工事労務は、協定に基づき、①一般社団法人プレハブ建築協会②一般社団法人千葉県建設業協会③一般社団法人全国木造建設事業協会のあっせんする業者を通じて確保する。

<資料編1-12 災害時の応急仮設住宅の建設に関する協定>

イ 災害応急復旧用材（国有林材）の供給及び県有林材の使用

(ア) 国有林材の供給

a 農林水産省（林野庁）は、被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため、国有林材の供給を行うこととしている。

関東森林管理局では、上記により国有林材の供給を行うこととしている。

b 災害復旧用材の供給は、知事、市町村長等からの要請に基づいて行う。

(イ) 県有林材の使用

災害時に木材の供給販売等が困難となり、応急的に木材を必要とする場合は、県有林材を提供する。

<資料編6-10 災害復旧用材供給の特例措置>

2 被災宅地危険度判定支援体制の整備（県土整備部、市町村）

豪雨等により、宅地が大規模又は広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため、以下の施策を推進する。

(1) 被災宅地危険度判定体制の整備

県は、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）の定める「被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、国、都道府県等との広域的な支援体制の整備に努めるとともに、千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会（地域協議会）の定める「千葉県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、県内における被災宅地危険度判定に関する実施体制の整備に努める。

被災時においては、全国協議会及び地域協議会の協力体制のもと、迅速かつ的確な災害対応を図る。

(2) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

県は、千葉県被災宅地危険度判定士認定登録要綱（平成15年3月6日決定）に基づき、土木・建築又は宅地開発の技術に関する経験を有する者を対象に、被災宅地危険度判定に必要な技術を習得させるため講習会を開催し、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の養成に努めるとともに、宅地判定士名簿の管理に当たる。

被災時においては、県は、判定を実施する市町村の要請に基づき、速やかに宅地判定士に協力を依頼する等の派遣措置を行う。

3 罹災証明書の交付体制の確立（防災危機管理部、市町村）

市町村は、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、住家被害の調査や罹災証明書の交付担当部局と応急危険度判定担当部局との非常時の情報共有体制の確立、他の市町村等や民間団体との協定の締結など罹災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。

県は、市町村の被害認定担当者のための研修会を開催するなど、市町村における実施体制の整備に必要な支援を行う。

また、被災時には、市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

市町村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムやWEB会議等を活用し、各市町村に映像

配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をする。また、被害の規模や被災市町村からの要請に応じ、職員の派遣による人的支援や他自治体からの応援調整を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないよう、被災市町村間の調整を図る。

第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧

災害により被害を受けた、ライフライン施設の応急復旧を迅速に行うことにより、住民の安定した生活の確保を図る。

1 水道施設（総合企画部、企業局）

災害時において、水道事業体は、飲料水及び生活用水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。

なお、被災事業体等のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき県内水道事業体等の応援を得て、復旧を行うとともに、水道業者への応援要請については「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等に基づき実施する。

(1) 活動体制

災害時においては、応急活動体制を速やかに確立する。

(2) 応急復旧

応急復旧に当たっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

ア 復旧の優先順位

(ア) 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。

(イ) 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

イ 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄するとともに、資機材の供給団体に速やかに必要な材料を要請する。

ウ 人員の確保

応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

エ 被害発生の把握及び緊急措置

浄・給水場施設や管路の点検により、被害情報を迅速に把握するとともに、火災の発生状況を確認のうえ、漏水箇所の切り離し等の緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止を図る。

(3) 県営水道の応急復旧

施設の被害状況を的確に把握して、早期復旧を図り、一日も早く管路による平常給水を回復するための対策を定める。

なお、県営水道のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」及び東京都水道局等との「災害相互応援に関する協定」等に基づき応援を得て、復旧を行う。

＜資料編1-12 千葉県水道災害相互応援協定＞

ア 被害発生の把握及び緊急措置

発災後の緊急措置体制、被害状況の把握方法、被害の拡大防止等について定める。

イ 応急復旧

復旧期間の目標をたて、次の方針に基づく復旧計画を立案し実施する。

(ア) 復旧体制を整備し、住民への広報、保安対策に万全を期する。

(イ) 応急復旧は、本復旧を原則とし、困難な場合は、仮配管等による仮復旧とする。

(ウ) 施工に当たっては、作業の難易、能力及び復旧資材の有無等を検討し、最も早期復旧の可能な方法を選定する。

(エ) 施設の機能に重大な影響を及ぼす被害の復旧を優先して行い、通水に支障のない軽微な被害は二次的に扱う。

(オ) 復旧完了後、直ちに充水・洗浄を行い、水質確認のうえ速やかに通水する。

ウ 応急復旧資機材の確保

県企業局の保有資機材で対処する。

なお、不足する場合は、製造会社、水道用資機材供給会社及び他の水道事業体から調達する。

県企業局で備蓄する配管材料は、浄水場等へ分散して備蓄する。

(4) 広報対策

水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

2 電気施設

東京電力パワーグリッド株は、災害時における電力施設の応急対策が社会一般に及ぼす影響の大なることに鑑み、電力施設災害対策計画を次のとおり定める。

(1) 応急対策方法

災害時における応急対策は、次のとおりとする。

ア 目的

台風、雪害、洪水、地震、塩害その他非常災害に際し、各施設の被害を最小にとどめるとともに、被害の早期復旧を図るものとする。

イ 非常態勢の組織

総支社非常災害対策本部（以下「本部」という。）を千葉総支社内に置く。また、非常災害対策支部（以下「支部」という。）を各支社に設置する。

ウ 組織の運営

(ア) 発令

- a 本（支）部長は、非常災害が予想される場合又は発生した場合は、情勢に応じ適用すべき態勢区分にしたがい、非常態勢を発令する。
- b 上部機関が非常態勢に入った場合は、その旨下部機関に連絡する。
- c 支社において非常態勢を発令した場合は、総支社長へその旨報告する。

(イ) 運営

非常態勢が発令された場合は、本部及び支部を設け、非常災害に対処する各業務を実施する。

(ウ) 縮小・解除

本（支）部長は、受け持ち区域内の災害復旧が進行し全部門の対応は不要と判断した場合は、関係部門のみ対応とするなど、非常態勢を縮小する。

また、非常災害対策本（支）部を設置しておく必要がなくなった場合は非常態勢を解除する。

エ 非常対策前の対策

非常災害の発生するおそれのある場合は、非常態勢の発令以前においては職制を通じ、発令以後は組織を通じて各設備に有効適切な予防対策を講じ、万全を期するものとする。

オ 非常災害発生時の対策

非常災害の発生した場合は、有効適切な処置を講じ万全を期するものとする。

カ 被害復旧対策

(ア) 復旧計画

本部及び支部は、各設備の被害状況を速やかに掌握し、次の事項につき復旧計画を立てる。

- a 復旧応援隊の必要の有無
- b 復旧作業隊の配置状況
- c 復旧資機材の調達
- d 電力系統の復旧方法の検討
- e 復旧作業の日程
- f 仮復旧の完了見込み
- g 宿泊施設、食料、衛生対策等の手配
- h その他必要対策

(イ) 復旧順位

各設備の復旧順位は、原則として下記によるものとするが、災害状況及び各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものより行う。

- a 送電設備

- ① 全回線送電不能の主要線路

- ② 全回線送電不能のその他の線路
- ③ 一部回線送電不能の重要線路
- ④ 一部回線送電不能のその他の線路

b 変電設備

- ① 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- ② 都心部に送電する系統の送電用変電所
- ③ 重要施設に供給する配電用変電所

c 通信設備

- ① 給電指令用回線並びに制御・保護及び監視回線
- ② 保守用回線
- ③ 業務用回線

d 配電設備

- ① この場合は、水道、新聞、放送、ガス、電鉄、排水設備、県地域振興事務所、官公署、警察消防、NTT、広域避難場所、その他重要施設に対しては、優先的に送電するなど、各所ごとに具体的に復旧順位を定めておく。
- ② 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替、応急ケーブルの新設等により仮送電する。
- ③ 停電が長期にわたる場合は、被害地市民の治安確保の面から、道路上に投光器などの仮施設を行う。

キ 復旧応援隊の組織及び運営

被害が多大で、当該非常災害対策本（支）部のみの工事力では早期復旧が困難な場合には、復旧隊を組織し、復旧作業にあたる。

ク 復旧用資機材等の調達及び輸送

- (ア) 非常災害対策支部は、予備品、貯蔵品等の在庫量を再調査し、調達を必要とする資機材は、可及的速やかに本部に要請し、復旧体制を整える。
- (イ) 連絡不能等で、かつ早期復旧を要するためやむを得ず資機材を現地調達した場合は、事後速やかに所定の手続を行う。
- (ウ) 非常災害対策本（支）部は、復旧用資機材の陸上輸送が不可能な場合は、船舶及び航空機等による輸送を行う。

ケ 災害速報

災害及び復旧状況の連絡は、情報班が迅速に行い、概況の把握に努める。

(2) 復旧作業上の留意事項

- ア 復旧作業者には、あらかじめ準備された所定の腕章を、また連絡車、作業車には所定の標識を掲示して東京電力復旧作業隊であることを明示する。
- イ 河川、海岸及び急傾斜地に近接している箇所で復旧作業を行う場合は、事前に避難方法等を確認しておく。
- ウ 幹線道路は、復旧資機材、救援物資等の輸送及び消防活動の確保を図るために、道路上の倒壊、折損電柱等は早期に取り除く。

(3) 非常災害前の対策

ア 情報連絡等

- (ア) 給電所、テレビ、ラジオ等を通じて台風の接近、風速、降雨量その他の情報入手に努め、「天気図」を作成する等動静の把握に万全を期するとともに、これらを各組織相互で緊密に連絡する。
- (イ) 災害発生前の情報交換、その他連絡を兼ねて、一定時間ごとに関係各所との電話連絡を行い、疎通を確認しておく。
- (ウ) 保安電話回線が通話不能となった場合は、保線用、営配用、非常用などの無線機を活用し、さらにNTT電話などの利用を図る方法を事前に確立しておく。
- (エ) 大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等

を確認のうえリスト化するよう努めるものとする。

イ 各設備の予防強化

(ア) 業務設備

既設の設備並びに建設中の設備の応急防災は、総支社並びに第一線機関等の総務担当グループが他グループの応援を得て行うこととし、下記事項についてあらかじめ措置を講じておく。

a 要員の確保

非常災害の発生するおそれのある場合は、総務班員による社屋防護班を編成しておく。

b 防火、防水、救命用器などの点検整備

c 非常持出物品の搬出準備

d 防火扉の開閉点検

e 建物の補強

f 建設中の設備及び資材等の補強並びに損害防止

g 排水設備の点検整備

(イ) その他の設備（配電、給電、変電、送電、電子通信設備等）

業務設備以外の応急防災対策については、前項に準じることとするが、特に下記事項について措置を講じておく。

a 洪水、高潮等の被害を受けるおそれのある事業所については、諸施設の災害予防について応急対策を強化する。なお、利根川及び荒川の洪水予報については、別途「利根川、荒川洪水予報伝達系統」の定めにより運用する。

b 配電、変電、送電、電子通信等の設備で工事中あるいは仮工事のものは、速やかに本工事を完成するか補強処置を講ずる。

c その他設備ごとに状況に応じて対策を立て強化を図る。

d 上記の対策を実施する場合は、請負会社を特命して応急工事を実施することができる。

(ウ) 要員の動員、連絡の徹底

a 総支社及び各第一線機関等は、非常災害対策構成表による個人別担当業務表を作成標示し、変更の都度、訂正するとともに、いつでも出動できる体制を確立しておく。

b 総支社及び第一線機関等は、社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立しておく。

c 各構成員は、常に気象情報その他の情報に留意し、非常態勢が発令された場合は速やかに担当業務を実施する。

d 所定勤務時間外における構成員の連絡方法については、あらかじめ定めておく。また構成員が交通途絶により動員に応じられないときは、その旨を速やかに連絡し指示を受けるか、あるいは最寄りの事業所に出動し、その長の指揮下に入る。

e 他事業所又は社外者に応援を求める場合、あるいは他事業所から応援を要請される場合に備え、応援隊動員などの諸計画を作成しておくとともに、動員対象者が円滑に各種態勢に入り得るよう受入態勢に配慮する。

(エ) 工具、機動力、資機材等の整備確認

あらかじめ工具、車両等を整備して応急出動に備えるとともに、手持資材の数量を調査し復旧工事に支障のないよう手配するものとする。

(オ) 公衆感電障害事故防止

新聞、有線放送、テレビ、ラジオ、PR車、ビラ、その他適切な方法をもって一般公衆に対し、次の事項を周知徹底し、事故防止に努める。

a 無断昇柱、無断工事を禁止すること。

b 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等の異常を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること。

c 断線垂下している電線には絶対に触らないこと。

d 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機器等は、危険なため使用しないこと。
また、使用する場合は絶縁検査を受けた上で使用すること。

e 屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。

f その他事故防止のための留意すべき事項。

(4) 災害時の対策

ア 各設備の運転保守について

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

なお、浸水により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は運転不能の予想がされる場合は、運転を停止し、各関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

イ 被害状況の収集、周知

全般的な災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害の早期把握に努める。

(ア) 被害状況の収集

a 本部

- ① 電話連絡可能の場合は、各支部より状況報告を受け、速やかに被害全般を掌握する。
- ② 電話連絡不可能の場合は、あらかじめ定められた方法によるほか、必要に応じて舟艇、航空機等を利用して連絡に努めるとともに、自衛隊、警察、報道機関等による情報収集などあらゆる方法を講じて速やかに被害の全般を掌握する。

b 支部

- ① 各支部は、災害発生後速やかに各設備の巡視を行い、被害状況の把握に努める。
- ② 被害が広範囲にわたり巡視困難な場合は、重要施設のみ巡視して適宜な方法により被害状況の把握に努める。

(イ) 被害状況の周知

a 本部の情報班は、速やかに被害状況の全般を掌握し、新聞、テレビ、ラジオ、有線放送、広報車等を利用し、その状況（被害数、復旧見込み等）の周知に努める。

b 監督官公庁に報告あるいは連絡し、復旧作業に対する協力方を要請する。

3 下水道施設

(1) 応急活動体制

管轄する下水道施設に災害の発生するおそれのある場合には、即時に応急対策活動を実施する。

また、応急対策活動が円滑に遂行できるように、流域下水道業務継続計画の維持改善等に努める。

(2) 緊急活動

災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについては緊急防止活動を行い、必要があるときは、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部長と下水道課長が締結した「災害時等における応急対策の協力に関する協定書」により応急対策を行う。なお、活動体制の確立並びに関係機関等の連携による応援体制の確立を図る。

<資料編1-12 災害時等における応急対策の協力に関する協定書>

(3) 応急復旧対策

施設の重要度、危険度を考慮し、被害調査の優先順位を定め、点検マニュアルに基づき調査を行うとともに、応急復旧対応の内容を決定（専門技術を持つ人材の活用等）し、復旧工事を実施する。

復旧に当たっては、道路管理者等及び関係するライフライン事業者と工程調整のうえ作業を行う。

なお、県のみで対応できない場合は、東京都など1都7県等との「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応援を得て復旧を行う。

<資料編1-12 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール>

(4) 防災用資機材の整備・備蓄対策

災害時において、下水道施設の処理機能を保持するため、応急防災用資機材について可能な限り備蓄する。また、民間業者との協力協定の締結等により連携を密にし、必要な資機材の種類と数量を確保するよう努める。

(5) 広報対策

下水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

4 ガス施設

(1) 東京ガス株

ア 供給区域及び供給戸数

<資料編7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(1)>

イ 主要施設の状況

<資料編7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(1)>

ウ 応急対策

(ア) 動員、配備体制

災害の発生が予想され又は発生した場合は、災害に対する迅速かつ適切な措置を図るため、社内規程に基づき非常災害体制を確立する。

非常災害体制は、災害の種類、規模等に応じて第一次から第二次までの体制を速やかにとるものとし、災害の未然防止及び拡大防止を図る。

(イ) 情報収集、連絡体制

a 風水害等の警報発令は、気象協会より入手し、あらかじめ定めた方法で各事業所へ一斉通報を行う。

b 各行政、消防、警察等の防災機関との連絡は、あらかじめ定められた方法で行い、必要に応じて連絡員の派遣を行う。

c 災害に際しては、本社、各事業所とも有線、無線等の通信設備により、情報の収集、連絡を行う。

(ウ) 災害時における広報

災害発生時には、その直後、ガスの被害状況、ガス供給停止状況、復旧作業の見通しなど、必要に応じて広報活動を行う。広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。

また、千葉県等の関係機関と必要に応じて連携を図る。

(2) 京葉瓦斯株

ア 供給地域及び供給戸数

<資料編7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(2)>

イ 主要施設の状況

<資料編7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(2)>

ウ 応急対策

(ア) 動員、配備体制

非常災害発生時におけるガス施設の応急対策は、住民一般に及ぼす影響が大であり、迅速かつ適切に実施する必要がある。当社では、社内規程に基づき日常保安の確保を基本に、非常災害対策を次のとおり行う。

a 日常は、ガスの製造に関しては、24時間勤務体制、供給に関しては、24時間監視、出動体制を取っている。非常災害発生時には、本体制で遠方監視制御システムや緊急連絡網による初動措置及び緊急動員が可能である。

b 非常災害発生時には、その種類、規模等に応じて第1次より第3次までの非常災害組織を編成し、ガス供給に万全を期し、二次災害の防止や消費者の安全確保に努める。

(イ) 情報収集、連絡体制

非常災害時には、本社、各事業所、製造・受入所、供給所等が被害情報収集の拠点となる。

これらの拠点は、有線、移動無線、固定無線等の通信設備により、本社を中心とした通信連絡体制をとっている。

外部防災関係機関との通信連絡は、本社を中心としてあらかじめ定めた方法で行う。

また、ラジオ、テレビ等の報道にも充分注意を払い、通信網、交通網、電力、水道等の被害

状況や復旧状況についても把握に努める。

(ウ) 消費者に対する広報

非常災害時における広報は、その種類、規模等に応じて、広報車により広報を行うとともに、防災関係機関にも広報を依頼する。さらに、広範囲の広報が必要な場合には、ラジオ、テレビ等の報道機関に協力を要請する。また、関係官庁及び防災関係機関に対しては、ガス設備の被害状況、ガスの供給状況、災害復旧の現状と見通しについて逐一報告連絡を行う。

エ 復旧活動拠点の確保

復旧要員の集合場所、宿泊場所、車輛の駐車スペース、資機材置場等の候補地のリストアップ、連絡先の確認等をあらかじめ実施し、これらを確保しておく。また、残土、廃材、資機材等の仮置きについて、県、市町村等が指定する臨時場所がある場合、その使用についてあらかじめ協議し、用地等の確保に努める。

(3) 大多喜ガス(株)

ア 供給区域及び供給戸数

<資料編7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(3)>

イ 主要施設の状況

<資料編7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(3)>

ウ 予防対策

- (ア) 台風襲来時にあっては、予想最接近時の24時間前より緊急配備につくことを目安とする。
- (イ) 過去に冠水した地区、ガス管の添架された橋梁の河川増水、崖崩れ危険地区にある特定施設を重点的に警戒監視する。特に満潮時刻は警戒を強める。
- (ウ) 遠隔供給地点については、その付近に居住する社員又は特定協力者よりの情報を求め、対策をとる。

エ 応急対策

(ア) 勤員配備体制

非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規程により非常災害本部が設置される。一方、当社は基本方針として保安体制の強化を挙げており、宿日直制による24時間勤務体制をとっており、必要に応じて初動措置及び緊急動員が可能である。

特別編成を必要とする非常災害時には、災害の種類、規模等に応じて第1次から第3次の非常配備体制をとり、二次災害の防止と事故処理にあたる。

(イ) 情報収集、連絡体制

災害に際して無線・有線などの通信設備を使用し、情報の収集連絡にあたるとともに、自動呼び出し体制を取る。外部関係機関と連絡をとり、あるいはラジオ・テレビ等の報道関係の情報から、通信、電力、水道等の被災状況を収集する。

(ウ) 消費者に対する広報

経済産業省、県、市町村、消防署、警察署などの官公庁及び報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について適切に報告及び連絡を行い、周知に努める。また、災害時には、住民の不安除去、波及的災害事故を防止するため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道関係機関に協力を要請し、あらゆる手段を尽くしてガス施設復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

(エ) 復旧活動拠点の確保

対策本部の設置場所、復旧要員の集合場所、宿泊場所、復旧資機材の搬入場所、備蓄場所等、復旧活動を行ううえで必要な拠点を確保する。

(4) 房州瓦斯(株)

ア 供給区域及び供給戸数

<資料編7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(5)>

イ 主要施設の状況

<資料編7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(5)>

ウ 応急対策

(ア) 勤員、配備体制

非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規程により非常災害対策本部が設置される。一方会社は、基本方針のひとつに導管の保安体制の強化を挙げており、日直、宿直を採用し24時間勤務を実施し、常に事故処理体制をとる。

特別編成を必要とする災害時には、災害の種類、規模等に応じて第1次から第3次までの非常配備体制をとり、二次災害の防止と事故処理にあたる。

(イ) 情報収集、連絡体制

災害に対して有線などの通信設備を使用し、情報の収集、連絡にあたる。また消防署等の防災機関との通信体制は、各関係機関の指導を得て引き継ぎ検討する。

非常災害本部は、社内各部との連絡体制を確立し情報の収集及び連絡にあたる。

また、外部関係機関と連絡をとるとともに、ラジオ・テレビ等の報道関係の情報から、通信、交通、電力水道等の被災状況を収集する。

a 震度

b 有線及び無線の状況

c 周囲の状況

d 主要導管の状況

(ウ) 消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察等の官公庁及び報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について、適切に広報、連絡を行い周知に努める。

また、災害時には、市民の不安除去、波及的災害事故の防止を行うため、サービス巡回車による巡回のほか、消防署、警察署、報道関係機関に協力を要請し、あらゆる手段を尽くしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

(5) 京和ガス(株)

ア 供給区域及び供給戸数

<資料編7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(6)>

イ 主要施設の状況

<資料編7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(6)>

ウ 応急対策

(ア) 勤員、配備体制

非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規程により非常災害本部が設置される。一方当社は、基本方針のひとつに導管の保安体制の強化を挙げており、緊急勤務員による24時間勤務を実施し、待機工事会社を選定して常時緊急、工作車の稼働待機体制をとっている。また、宿直、日直制を採用し処理に当たっている。

特別編成を必要とする非常災害時には、災害の規模に応じて第1次から第3次の非常配備体制をとり、二次災害の防止と事故処理に当たる。

(イ) 情報収集、連絡体制

災害に際して無線、有線などの通信設備を使用し、情報の収集連絡にあたる。また、外部関係機関と連絡をとるとともに、ラジオ・テレビ等の報道関係の情報から通信、電力、水道等の被災状況を収集する。

(ウ) 消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察署等の官公庁及び報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について適切に広報連絡を行い、周知に努める。また、災害時には、市民の不安除去、波及的災害事故の防止を図るために、広報車による巡回のほか消防署、警察署、報道関係機関に協力を要請し、あらゆる手段を尽くしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

(6) 銚子瓦斯株

ア 供給区域及び供給戸数

<資料編7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(7)>

イ 主要施設の状況

<資料編7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(7)>

ウ 応急対策

(ア) 動員、配備体制

日常は日直、宿直及び保安待機要員制を実施し、常に事故処理体制を強化しているが、台風の接近、大雨、地震、高潮等非常災害が予想される場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、あらかじめ定められた災害状況に対応した動員、配備体制を発令し、次の対策を講ずるものとする。

a 工場設備の補強防護

b ガス導管及び整圧器の要注意箇所の見回り強化

c 建造物、排水設備の補強・点検

以上を実施し、被害を最小限に止どめる体制をとるとともに、被害発生に備え緊急要員の確保、復旧資材及び工具等の点検を行う。

非常災害発生時には、災害の種類、規模等に応じて第1次から第3次特別出動体制をとり、二次災害の防止と事故処理にあたる。

(イ) 情報収集、連絡体制

災害に際しては、有線などの通信設備を使用して、情報の収集、連絡にあたり、また外部関係機関と連絡をとるとともに、ラジオ・テレビ等の報道関係の情報から通信、電力、水道等の被害状況を収集する。

営業所は、テレビ、ラジオ、その他の報道機関等の緊急情報及び社内無線通信設備による巡回員からの情報報告により状況判断に努め、設備及びガス導管の全般的な被害状況を把握して本社に連絡するとともに、バルブ操作などの指示を受ける。

(ウ) 消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察署等の官公庁及び報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について適切に広報連絡を行い周知に努める。

また、災害時には、市民の不安除去、波及的災害事故の防止を図るため、サービス巡回車による巡回のほか消防署、警察署、報道関係機関に協力を要請し、あらゆる手段を尽くしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

(7) 野田ガス株

ア 供給区域及び供給戸数

<資料編7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(8)>

イ 主要施設の状況

<資料編7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(8)>

ウ 応急対策

風水害及び緊急事故発生時の緊急対策並びに復旧対策について即応体制を確立し、二次災害の防止に適切な措置がとれる組織及び復旧に際しては可能な限り速やかにガスの供給を再開することとする。

(ア) 動員体制

対策本部長は非常災害が予想され、又は発生した場合は、次の各号により動員体制を指示する。

a 第1次動員体制・・・被害又は被害予想が軽度又は局部的の場合。

b 第2次動員体制・・・被害又は被害予想が中以上の場合。

c 地震時の動員体制・・・震度4のとき保安要員。震度5弱以上のときは全社員が自動出動する。

(イ) 配備体制

- a 対策本部長は、前項各号の体制に応じて各班の役割を遂行するよう指示する。
- b 本部設置以前の緊急措置は、積極的に災害の応急対策活動を行い、本部長へは、事後報告により承認を求めるものとする。

(ウ) 情報収集、連絡体制

災害に際して、本社工場は、無線及び有線等の通信設備を使用し、情報の収集、連絡にあたる。

なお、消防署等の防災機関との連絡体制は、各関係機関の指導を得て行う。

また、ラジオ、テレビ等の報道関係の情報から、通信、交通、電力、水道等の被害状況を収集する。

(エ) 消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察署などの官公庁並びに報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について適切に広報、連絡を行い周知に努める。また、災害時には市民の不安除去、波及的災害事故の防止を図るため、サービス巡回車による巡回のほか消防署、警察署、報道関係機関に協力を要請し、あらゆる手段を尽してガス施設の復旧の見通し、被害地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

(8) 角栄ガス株

ア 供給区域及び供給戸数

<資料編7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(9)>

イ 主要施設の状況

<資料編7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(9)>

ウ 応急対策

(ア) 動員、配備体制

非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規程により通報に対する受付体制の万全を期し、通報の内容により一般出動、緊急出動、特別出動等を行う。

出動区分の判断は事務局長が行うものとし、緊急出動に備え事業所では保安責任者、受付担当者、通信担当者、処理要員等常時稼働体制をとっている。

(イ) 情報収集、連絡体制

災害に際して、無線などの通信設備を使用し、情報の収集、連絡にあたる。

また、関係の消防機関、警察機関などの防災機関との通信設備を整備し、通信内容についてはテープレコーダーにより録音しておく。

a 本社部門の情報収集、連絡

災害対策本部は本社に設置し、各事業所及び社内各部との連絡体制を確立し、情報の収集及び連絡にあたる。また、外部関係機関と連絡をとるとともに、ラジオ・テレビ等の報道関係の情報から通信、交通、電力、水道等の被災状況を収集する。

事業所からは次の情報を収集する。

- ① 震度
- ② 有線及び無線の状況
- ③ 周囲の状況
- ④ 主要導管の状況
- ⑤ その後は状況の判明次第連絡を受ける。

b 事業所の情報収集、連絡

地震が発生した場合事業所は、テレビ、ラジオ、その他公共報道機関等の緊急情報によりその状況判断に努める。

事業所は、本社に連絡するとともにガス導管の全般的な被害状況を知り、必要に応じてバルブ操作などの指示を受ける。ただし、連絡不可能の場合は本部長指示とする。

(ウ) 消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察署などの官公庁及び報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について適切に広報、連絡を行い、周知に努める。

また、災害時には、市民の不安除去、波及的災害事故の防止を図るため、サービス巡回車による巡回のほか消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

(9) 東日本ガス㈱

ア 供給区域及び供給戸数

<資料編7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(10)>

イ 主要施設の状況

<資料編7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(10)>

ウ 応急対策

(ア) 動員、配備体制

非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規程により非常災害本部が設置される。一方、当社は、基本方針とのひとつに導管の保安体制の強化を挙げており、本社事業場においては、緊急要員の24時間体制を取り、また、休日には待機工事会社を選定し緊急事態に備えている。

特別編成を必要とする非常災害時には、災害の種類、規模等に応じて第1次から第3次の非常配備体制を取り、二次災害の防止と事故処理にあたる。

(イ) 情報収集、連絡体制

災害に際して無線・有線などの通信設備を使用し情報の収集及び連絡にあたる。外部関係機関と連絡をとるとともに、ラジオ・テレビ等の報道関係の情報から通信、電力、水道等の被災状況を収集する。

(ウ) 消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察署などの官公庁並びに報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害、復旧の現状と見通し等について、適切に広報、連絡を行い周知に努める。また、災害時には、市民の不安除去、波及的災害事故の防止を図るため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段を尽してガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

(10) 日本瓦斯㈱

ア 供給区域及び供給戸数

<資料編7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(11)>

イ 主要施設の状況

<資料編7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(11)>

ウ 応急対策

(ア) 動員、配備体制

非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規程により非常災害本部が設置される。一方、当社は緊急要員の24時間体制を取り、また、休日・夜間の緊急事態にも備えている。

特別編成を必要とする非常災害時には、災害の種類、規模等に応じて非常配備体制を取り、また、関係グループ会社等と応援態勢を執りながら、二次災害の防止と事故処理にあたる。

(イ) 情報収集、連絡体制

災害に際して有線・携帯電話等のあらゆる通信設備を駆使し、情報の収集及び連絡に当たる。外部関係機関と連絡をとると共に、ラジオ・テレビ等の報道関係の情報から通信、電力、水道等の被災状況を収集する。

(ウ) 消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察署等の官公庁並びに報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害、復旧の現状と見通し等について、適切に広報、連絡を行い周知に努める。

また、災害時には、市民の不安除去、波及的災害事故の防止を図るため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段を尽くしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

(11) 総武ガス(株)

ア 供給区域及び供給個数

<資料編7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(12)>

イ 主要施設の状況

<資料編7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(12)>

ウ 応急対策

(ア) 動員、配備体制

非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規程により非常災害本部が設置される。一方、当社は緊急要員の24時間体制を取り、また、休日・夜間の緊急事態にも備えている。

特別編成を必要とする非常災害時には、災害の種類、規模等に応じて非常配備体制をとり、また、関係グループ会社等と応援体制をとりながら、二次災害の防止と事故処理にあたる。

(イ) 情報収集、連絡体制

災害に際して有線・携帯電話等のあらゆる通信設備を駆使し、情報の収集及び連絡に当たる。

外部関係機関と連絡をとるとともに、ラジオ・テレビ等の報道関係の情報から通信、電力、水道等の被災状況を収集する。

(ウ) 消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察署等の官公庁並びに報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害、復旧の現状と見通し等について、適切に広報、連絡を行い周知に努める。

また、災害時には市民の不安除去、波及的災害事故の防止を図るため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段を尽くしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

5 通信施設

(1) 東日本電信電話㈱千葉事業部

ア 災害時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県、市町村及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

なお、気象業務法に基づき気象庁から伝達される利根川水系等の洪水予報について速やかに関係市町村へ通報する。

イ 災害時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

a 電源の確保

b 災害対策用無線機装置類の発動準備

- c 非常用電話局装置等の発動準備
- d 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- e 局舎建築物の防災設備の点検
- f 工事用車両、工具等の点検
- g 保有資材、物資の点検
- h 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 災害時優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保
- c 無線設備の使用
- d 特設公衆電話の設置
- e 非常用可搬型電話局装置の設置
- f 臨時電報、電話受付所の開設
- g 回線の応急復旧
- h 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言版「web171」の運用

(ウ) 災害時の広報

災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言版「web171」の提供開始

ウ 応急復旧対策

災害により被災した通信回線の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがつて実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- (ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- (イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(2) 株N T T ドコモ

ア 災害時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により、千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県、市町村及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

イ 災害時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害時には、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 可搬型無線基地局装置、移動基地局車等の発動準備
- b 移動電源車、発動発電機等の発動準備
- c 局舎建築物の防災設備等の点検
- d 工事用車両、工具等の点検
- e 保有資材、物資の点検
- f 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 非常通話、緊急通話の優先、確保
- c 可搬型無線基地局装置、移動基地局車等の設置
- d 携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用
- e 回線の応急復旧

(ウ) 災害時の広報

災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、インターネット等によって次の事項を利用者に周知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 「災害用伝言板」及び「音声お届けサービス」の提供開始

ウ 応急復旧対策

災害により被災した通信設備の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがつて実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- (ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- (イ) 復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(3) KDDI(株)

KDDI(株)では、災害時において東京本社に災害対策本部及び現地対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に發揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

また、局舎の点検をするとともに、基地局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合には輻輳制御を行い、必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板サービスによる安否情報の伝達に協力する。

(4) ソフトバンク(株)

ソフトバンク(株)では、災害時には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に發揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

また、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要となる緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板による安否情報の伝達に努める。

(5) 楽天モバイル(株)

楽天モバイル(株)では、災害が発生した場合は、防災業務計画に基づく対策組織を設置して被災の回復措置を講じ、基地局の損傷等が生じた場合は、移動基地局車や可搬型基地局を出動させ、被災地域での携帯電話やメールなどの通信手段を確保する。

また、携帯電話の通信・通話が集中し、輻輳が発生した場合は、電気通信サービスを一時的に規制することで一定の電気通信サービスを維持・確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板による安否情報の伝達に努める。

(6) 日本郵便(株)

日本郵便(株)においては、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策等を実施する。

ア 災害時における窓口業務の維持を行う。

イ (株)ゆうちょ銀行の非常払及びかんぽ生命保険の非常取扱について、各社から要請があった場合、取扱う。

ウ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付局は日本郵便(株)が指定した郵便局とする。

エ 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便物及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。

なお、取扱局は日本郵便株が指定した郵便局とする。

オ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便株が公示して、被災者の救助等を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受局は全ての郵便局とする。

カ 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の取扱いを確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

6 放送機関

災害時において、放送機関は放送機能を確保した後、気象情報、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。

また、法律に基づいて、県及び市町村の要請による防災情報の伝達に当たる。

7 工業用水道（企業局）

工業用水は、市民生活に欠かすことのできない食料品、生活関連物資等の生産を行う工場にとっても必要不可欠なものであることから、早期復旧が求められる。

また、工水管は比較的大口径であることから、鉄道、幹線道路等への二次災害の防止にも重点を置くこととし、迅速なパトロール体制を構築し、被害状況把握のうえ、応急復旧計画を定め的確に対応する。

(1) 風水害時の初動体制

職員、巡回点検委託事業者によりパトロールを実施し、被害状況の把握に努める。

(2) 応急復旧対策

応急復旧に当たっては、「千葉県工業用水道事業 業務継続計画（Ver. 2）」に基づき、迅速かつ円滑な応急復旧対応を図る。

ア 施設の被害状況を的確に把握して早期復旧を図り、発災から概ね1か月以内を目途に受水企業への給水を行えるよう、応急復旧体制を確立する。

イ 被害箇所は必要に応じ、被害の拡大や二次災害防止の措置を講じるとともに、機能維持に努める。

ウ 被害状況を把握し、応急復旧計画を作成し、速やかに施工業者や資機材を手配し、早期に応急復旧を行い、施設の機能回復に努める。

エ 迅速かつ円滑に応急復旧を進めるため、あらかじめ補修用資機材の備蓄や他事業体との協力体制を構築するとともに、応急復旧を依頼する施工業者との連絡体制を確立する。

オ 応急復旧に携わる人員が不足する場合は、「関東地域における工業用水道災害相互応援に関する協定書」に基づき、他の工業用水道事業体へ応援を要請する。

(3) 情報伝達

工業用水道施設の被害及び復旧状況等について、必要に応じ受水企業への適切な情報提供に努める。

第16節 ボランティアの協力

県及び市町村は、大規模災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。県災害ボランティアセンターは千葉県災害ボランティアセンター連絡会が運営することとする。

また、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、復旧・復興期も含めた多様な被災者ニーズを踏まえ、各団体の多様性と継続性を活かしたボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

その際、県及び市町村は、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う体制を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

1 災害ボランティアセンターの設置（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、市町村）

県及び市町村は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握、ボランティアの受付、調整等の受入体制を確保するよう努めるとともに、必要に応じて、ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。

なお、県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

（1）市町村災害ボランティアセンター

災害が起こった場合、ボランティアの受入登録・派遣等を行うため、市町村は被災の状況を踏まえ、必要に応じて市町村災害ボランティアセンターを設置する。

なお、当センターの運営は、市町村社会福祉協議会が行うことができる。

（2）県災害ボランティアセンター

大規模災害時に、県は県災害ボランティアセンターを設置する。当該センターは、先遣隊・支援隊の被災地への派遣、県内全体の情報収集及び提供、被災地ニーズに合わせたボランティア派遣の全体調整、ボランティア活動希望者への電話相談等を実施するとともに、被災地に設置される市町村災害ボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう後方支援を行う。

また、当該センターは千葉県災害ボランティアセンター連絡会が運営し、原則、千葉県社会福祉センター内に設置することとし、設置できない場合は、千葉県庁内に設置するものとする。

（県災害ボランティアセンター連絡会）

構成団体は、千葉県社会福祉協議会〔事務局〕、日本赤十字社千葉県支部〔事務局〕、千葉県共同募金会など16団体

（3）広域災害ボランティアセンター

複数の市町村が、市町村災害ボランティアセンターを設置できない等の場合に、それを代替するために、県は広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置する。

なお、当センターの運営は、千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

当該センターの設置場所は、次の表とする。

○広域災害ボランティアセンター（VC）の設置場所

名 称	支援対象地域	設置場所
東葛飾広域災害VC	東葛・葛南	西部防災センター（松戸市）
千葉広域災害VC	千葉	県総合スポーツセンター（千葉市）

かずさ広域災害VC	木更津・安房	かずさアカデミアパーク（木更津市）
九十九里広域災害VC	海匝・山武・長生	さんぶの森公園（山武市）
いすみ広域災害VC	夷隅	大多喜町B&G海洋センター（大多喜町）

※印旛、香取地域については、千葉広域災害ボランティアセンター又は近隣市ボランティアセンター等を拠点に支援する。

2 ボランティアの活動分野（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、県土整備部、市町村）

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

(1) 専門分野

- ア 救護所での医療救護活動
- イ 被災宅地危険度判定
- ウ 外国語の通訳、情報提供
- エ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- オ 被災者への心理治療
- カ 高齢者や障害者等要配慮者の看護、情報提供
- キ その他専門的知識、技能を要する活動等

(2) 一般分野

- ア 避難所の運営補助
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- エ 高齢者や障害者等要配慮者の支援
- オ 被災地の清掃、がれきの片づけなど
- カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- キ その他被災地における軽作業等

3 ボランティアとして協力を求める個人、団体（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、県土整備部、市町村）

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

(1) 個人

- ア 被災地周辺の住民
- イ 被災宅地危険度判定士
- ウ ボランティア活動の一般分野を担う個人
- エ その他

(2) 団体

- ア 日本赤十字社千葉県支部
- イ 千葉県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会
- ウ （公財）ちば国際コンベンションビューロー
- エ （一社）日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- オ その他ボランティア団体・N P O法人等

4 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、市町村）

常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかけるものとする。

(1) 平時におけるボランティア意識の啓発

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、県民にボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティア団体等の参加を求めるにより、その重要性を広報する。あわせて、住民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう日ごろから連携の強化を図る。

「千葉県県民活動推進計画」に基づき、「ちば県民活動PR月間」等様々な機会を通じて、防災分野を含め「共助」の精神に基づく住民相互の助け合いや地域におけるボランティア活動の重要性についての県民の理解と活動への参加の促進を図る。

(2) 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び県内市町村に加え、社会福祉協議会ボランティアセンターや市町村市民活動支援センター、ボランティア団体やNPO法人並びに近隣都県の社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログなどのネットでの情報公開により電話などによる問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

5 災害時におけるボランティアの登録、派遣（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、県土整備部、市町村）

災害の状況に応じた、より実際的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、県、市町村及び関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応するものとする。

(1) 県担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。

県の担当部局は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村等と調整の上、派遣する。

活動分野	個人・団体	県受付窓口
医療救護、地域保健	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士等	健康福祉部健康づくり支援課 健康福祉部医療整備課 健康福祉部薬務課
被災宅地危険度判定※	被災宅地危険度判定士	県土整備部都市計画課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害者福祉推進課
外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財)ちば国際コンベンション ビューロー語学ボランティア・災害時外国人サポートー	総合企画部国際課
通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア無線連盟 千葉県支部	防災危機管理部防災対策課

※平時に登録を行っている。

(2) 災害ボランティアセンターによる登録・派遣

県災害ボランティアセンターでは、県内全体のボランティアに関する情報の収集や提供等を行い、市町村災害ボランティアセンター又は広域災害ボランティアセンターでは、一般分野での活動を希望する個人及び団体について受入、登録する。

市町村災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、市町村内のボランティアの需要状況をもとに派遣する。また、広域災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、被災地におけるボランティアの需要状況をもとに、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整のうえ、派遣する。

さらに、活動希望者が全国規模で予想される場合には、近隣都県の社会福祉協議会等の協力を得て受付、登録事務を進めるものとする。

(3) ボランティアニーズの把握

被災市町村は被災現地における体制を整備し、被災地市町村災害ボランティアセンターと連携のうえ、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

県災害ボランティアセンターは、被災市町村災害ボランティアセンターとの連絡を密にし情報収集とともに、各種ボランティア団体との情報交換等により、県全域のボランティアの需要状況の把握に努める。

(4) 各種ボランティア団体との連携

県災害ボランティアセンターは、市町村社会福祉協議会、独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に災害支援活動を進める。

(5) 感染症対策について

市町村災害ボランティアセンターは、感染症が懸念される状況においては、ボランティアの募集範囲は市町村域を基本とし、募集範囲を拡大する場合は被災地域の住民のニーズや意見などを踏まえ、関係団体と協議する。

6 ボランティア受入体制（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、市町村）

(1) 食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。

(2) 市町村災害ボランティアセンターの活動拠点の提供

市町村災害ボランティアセンターの活動拠点については、市町村が用意する。

また、広域災害ボランティアセンターの活動拠点については、県が用意する。

(3) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じてボランティアを受け入れる市町村が負担する。ボランティアが活動に必要とする資機材については、県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会においても、あらかじめ用意を行うことが望ましい。

(4) 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、県災害ボランティアセンターは県内で活動するボランティアの把握に努め、被災地市町村災害ボランティアセンターにおいては、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

7 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、教育庁、市町村）

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営スタッフ等には、調整能力など高い専門性が必要である。

そこで、各種研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成を進める。

また、災害時に迅速な受入ができるよう災害ボランティアセンターの開設・受入・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、被災者の多様なニーズに応えられる

よう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう、常日頃から連携体制の強化に努める。

8 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画

日本赤十字社千葉県支部は、災害時の救援活動に参加・協力するボランティアを養成するため、次の計画に基づき研修・訓練を実施する。

また、大規模災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアの受付、連絡調整等を行う防災ボランティアリーダー（コーディネーター）の養成を進める。

項目	対象	実施内容
防災ボランティア登録説明会	新規登録者	防災ボランティアの概要等
防災ボランティア研修会	登録者全員	グループワーク、講演等
防災ボランティアリーダー養成講習会（本社）	候補者	ボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティア地区リーダー養成講習会	候補者	地区におけるボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティアリーダー研修会	リーダー	グループワーク、研修会の運営等
防災ボランティアリーダー・地区リーダーフォローアップ研修会	リーダー・地区リーダー	グループワーク、地区研修会の運営等

その他に次の9奉仕団が個別に研修・訓練を実施する。

奉仕団名	災害時における活動（役割）
千葉県赤十字地域奉仕団	非常食の炊き出し、給食、義援金の募集、避難所の運営補助（受付、清掃、案内等）、献血の呼びかけ・受付等
千葉県青年赤十字奉仕団	避難所の運営補助（清掃・案内・乳幼児の世話、障害を持つ人の介助等）、救援物資の収納管理・配布等
千葉県赤十字安全奉仕団	災害現場又は傷病者の救護所での搬送補助・応急手当、救援物資の搬送及び配布等
千葉県赤十字看護奉仕団	災害現場又は救護所での医療スタッフの補助・応急手当、巡回診療補助、避難所での運営補助（健康相談・血圧測定等）
千葉県赤十字語学奉仕団	通訳（診療の補助、各種案内等）、外国人被災者の安否調査等
成田赤十字病院ボランティア会	外来患者の補助、入院患者の生活介助、院内の案内、清掃等
千葉県赤十字特殊救護奉仕団	災害現場又は救護所での傷病者の搬送補助・応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配布等
千葉県赤十字安全水泳奉仕団	避難所での運営補助（救援物資の搬送及び配布等）
千葉県青少年赤十字賛助奉仕団	避難所の子どもたちに対する遊びや学習の支援等